

日本ジェンダー研究

第 25 号

日本ジェンダー研究

第二十五号

日本ジェンダー学会

二〇二二

特 集

- 進むアジアのジェンダー・ポリティクスと日本…………… 進 藤 久美子 1
 台湾のクォータ制と女性の政治参画…………… 王 貞 月 13
 インド・ネパールにおける女性の政治参加…………… 香 川 孝 三 29

論 文

- 銀座のファリック・マザーが語る「いい男」…………… 大 江 光 子 51
 京都府北部の高合計特殊出生率とソーシャル・キャピタルの関連
 —SC の下位概念の視座から—…………… 川 島 典 子 71

研究ノート

- 「出産によるブランク」を否定する芸術家キャリアとそのメカニズム
 ——現代日本の女性美術作家を対象とした質的調査から…………… 井 上 智 晶 83
 ジェンダーの視点から読み解く日本の貧困研究
 —1980～1990年代の「女性の貧困」研究を中心に—…………… 木 下 愛加里 97
 平成の内閣総理大臣の育児観…………… 後 藤 拓 111

書 評

- 青野篤子・田口久美子・沼田あや子・五十嵐元子 [編著]
 『女性の生きづらさとジェンダー「片隅」の言葉と向き合う心理学』
 ……………… 川 島 典 子 123
 河野銀子・小川真理子 [編著]、横山美和・大坪久子・大濱慶子・財部香枝 [著]
 『女性研究者支援政策の国際比較—日本の現状と課題』…………… 西 尾 亜希子 127
 富士谷あつ子／新川達郎 [編著]
 『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから—パリテ法制定 20 周年をこえて』
 ……………… 進 藤 久美子 129
 中国ジェンダー研究会 [編]
 『中国の娯楽とジェンダー 女が変わる／女が変わる』…………… 佐々木 正 徳 131

日本ジェンダー学会

2022

目 次

特 集

進むアジアのジェンダー・ポリティックスと日本	進 藤 久美子	1
台湾のクオータ制と女性の政治参画	王 貞 月	13
インド・ネパールにおける女性の政治参加	香 川 孝 三	29

論 文

銀座のファリック・マザーが語る「いい男」	大 江 光 子	51
京都府北部の高合計特殊出生率とソーシャル・キャピタルの関連 —SCの下位概念の視座から—	川 島 典 子	71

研究ノート

「出産によるブランク」を否定する芸術家キャリアとそのメカニズム —現代日本の女性美術作家を対象とした質的調査から—	井 上 智 晶	83
ジェンダーの視点から読み解く日本の貧困研究 —1980～1990年代の「女性の貧困」研究を中心に—	木 下 愛加里	97
平成の内閣総理大臣の育児観	後 藤 拓	111

書 評

青野篤子・田口久美子・沼田あや子・五十嵐元子 [編著] 『女性の生きづらさとジェンダー「片隅」の言葉と向き合う心理学』	川 島 典 子	123
河野銀子・小川真理子 [編著]、横山美和・大坪久子・大濱慶子・財部香枝 [著] 『女性研究者支援政策の国際比較—日本の現状と課題』	西 尾 亜希子	127
富士谷あつ子／新川達郎 [編著] 『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから—パリテ法制定20周年をこえて』	進 藤 久美子	129
中国ジェンダー研究会 [編] 『中国の娯楽とジェンダー—女が変わる／女が変わる』	佐々木 正 徳	131
日本ジェンダー学会会則		133
日本ジェンダー学会誌『日本ジェンダー研究』投稿規定改訂版		136
編集後記		138

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol. 25 2022

CONTENTS

Special Issue

The Evolution of Gender Politics in Asia and Japan	Kumiko SHINDO	1
Taiwan's Quota System and Women's Participation in Politics	OH TEIGETSU	13
Female Participation in Politics in India and Nepal	Kozo Kagawa	29

Articles

"Attractive men" in Self-help Books Written by Ginza Mamas as the <i>Phallic Mother</i>	Mitsuko OE	51
Factors contributing to the high fertility rate in the northern part of Kyoto prefecture: from the viewpoint of social capital	Noriko KAWASHIMA	71

Research Note

Artists' Careers and Mechanisms of Denying Blanks Due to Childbirth: A Qualitative Study of Contemporary Japanese Women Artists	Chiaki INOUE	83
Japanese poverty research from a gender perspective : Focusing on research on "women's poverty" from the 1980s to the 1990s	Akari Kinoshita	97
The values of child care of Prime Ministers during the Heisei Era	Taku Goto	111

The Evolution of Gender Politics in Asia and Japan

Kumiko SHINDO

(Professor Emeritus, Toyo Eiwa Women's University)

In this past two decades of the 21st century, the women's political representation in Japan has been floundering at the bottom line of the world. Inter-Parliamentary Union (IPU) has been releasing the world ranking of parliamentary women every year since 1945. According to the institute, proportion of Congresswomen in Japan which amounted 9.9% as of January in 2021 ranked the 167th out of 193 nations.

Interestingly, whenever IPU issued its world ranking, mass media in Japan has replaced it with that of G7 or G20 countries. And they have reported that the ranking of Japanese women's political representation was the lowest among G7 or at the bottom next to Russia among G20. It's based upon the firm belief that the economic advancement would ensue inevitably the achievement of liberal democracy as exhibited in Western modernization. However, unfortunately, this has led both legislators and the public in Japan to convince the devastating reality of political gender gap only within the framework of advanced nations. In the wake of it in Japan, no substantial measures to transform the male-dominated political system into gender balanced democracy have yet to be taken.

Asian nations, on the other hand, have made remarkable progress in women's political advancement regardless of economic development in the past two decades. As the result, the proportion of Japanese Congresswomen have turned out to be the fourth from the bottom among 23 Asian nations in 2021. Importantly, most Asian nations share with Japan the conservative political culture stemming from Buddhism and Confucianism which emphasize stringently the division of work along gender line. And it has been pointed out that the major reason which hampers women's political involvement in Japan is this traditional values of gender division of work.

Taking these current situations into account, the 25th Annual Convention of Japan Society for Gender Studies held the symposium (Sept.26,2021) entitled "The Evolution of Gender Politics in Asia and Japan." It's designed to discuss the question why in Japan the advancement of women's political representation has been staggering whereas it has so successfully developed in Asian nations.

First, as general remarks, political situations peculiar to Japan has been expounded. Among which the following three restrictive factors were extracted ; firstly, the failure to ratify the Optional Protocol of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDOW), secondly, non-existence of political will among incumbent legislators to introduce measures of affirmative action such as quota, and lastly the peculiar electoral system to nominate party candidates which favors exclusively for the male incumbent legislators.

Next, three symposiasts in charge of Taiwan, South Korea and India/Nepal have presented how these nations have overcome the traditional political culture and succeeded in increasing women's involvement in politics. It turned out the drastic increase of women legislators in these nations was carried out by means of introducing quota which CEDAW recommends to its member nations.

The current three papers in "Special Issues" are what came out of this symposium. Regretfully, the article on South Korea is excluded to avoid duplication since the symposiast has contributed it to the other book.

進むアジアのジェンダー・ポリティックスと日本

進 藤 久美子
(東洋英和女学院大学名誉教授)

第25回日本ジェンダー学会大会(2021年9月26日)は、21世紀もほぼ20年をへた今日、アジアで女性の政治参画がどのように進展しているかを検証し、日本の現状と比較するためシンポジウム「進むアジアのジェンダー・ポリティックスと日本」を企画した。最初に日本の女性の政治参画がアジア諸国と比較して特殊に遅れている現状と問題点が指摘され、続いて3人のシンポジストが台湾、韓国、インド・ネパールにおける女性の政治参画の進展とその歴史的な取り組みについて報告した。本特集はその成果である。ただし韓国の事例は、報告者が、すでに本誌の書評欄で取り上げた『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから』に報告とほぼ同一内容の論考を掲載しているため重複をさけた。

なぜ日本で女性の政治参画は進まないのか？

はじめに

21世紀に入りこの20年間、日本の女性国会議員割合は世界の最底辺を迷走し続けている。列国議会同盟(IPU)は第二次大戦後の1945年以降、毎年女性国会議員比率の世界ランキングを発表している。同同盟によると2021年1月時点で日本の衆議院女性議員割合9.9%は、世界193か国中167位、参議院の22.9%は、79か国中41位だ¹。日本の政策決定過程でより重要な意味を持つ衆議院の女性議員割合が世界で最下位にいることが分かる。

興味深いことに新聞をはじめマスメディアは、女性国会議員比率の世界ランキングが発表されると常に、日本はG7(経済先進7カ国)で最下位、あるいはG20の中でロシアに次いで最後尾にいと位置づけし、日本の女性の政治参画は経済先進国の中で最底辺にいるといった文脈に置き換え報道してきた。その背景には、自由主義経済の発展が民主主義政治体制の進展を促すとする欧米社会型の近代化モデルに対する絶対的信奉がある。しかしそうした報道は、日本の女性政治参画の後進性に対する世論の関心を経済先進国のなかで安易に納得させる効果を果たしてきた。その結果、政治参画の極端なジェンダー・ギャップが戦後日本の民主主義の根幹をゆるがすものとなっている現実を、政治家をはじめ世論も危機感をもって受け止めてこなかったというのが現状である。

なぜ日本で経済の先進性に伴った女性の政治参画が進展しないのか。その理由の一つとして、平等主義的な政治文化を持つ欧米諸国に対して、性別役割分担が強い男尊女卑の日本の政治文化が阻害要因としてしばしば指摘される。2021年3月に内閣府男女共同参画局は「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」を発表し、地方議会での女性議員の少ない要因を三点抽出

した。ひとつは議員生活と家庭生活の両立が難しいこと、第二に、政治は男性が行うものといった固定的な考えが強いことが挙げられている。そして第三が人材育成の機会が少ないことである。これらは国会レベルの女性議員についても当てはまることで、報告書もまた、性別役割分担の伝統的な価値や慣習が日本の女性たちの政治参画に大きな阻害要因となっていることを強調している²。

一方でアジア諸国を見ると、同地域も日本と同じように性別役割分担の強い保守的政治文化を持つ儒教・仏教の文化圏にある。はたして日本と政治文化を共有する、しかもその多くの国がG20に組み入れられていないアジア地域で女性の政治参画は、どのように進展しているのだろうか。

グローバルなレベルで女性の政治参画の平均をみると、2021年1月時点で南北アメリカは32.4%、欧州が30.4%と欧米諸国では30%のいわゆるクリティカル・マスと言われる数値を超えている。クリティカル・マスとはある特定の属性を持つ集団が政策決定で集団の価値と利益を反映するためには、当該政策決定集団の全構成員の30%までを占める必要があるとする政治学の知見である。欧米諸国についてアフリカが24.9%、アジア、20.4%、太平洋、19.7%、中東、16.5%と、確かにアジアは中東、太平洋に次いで下から3番目に女性の政治参画の低い地域となっている³。

しかし日本の衆参女性議員割合の平均17.8%は、アジア平均の20.4%にも達していないのである。はたしてアジア地域で女性議員の増加はどのような軌跡を描いて、少なくとも20%を超えるところまでに帰着しているのだろうか。

1) アジアで女性議員はどのように増加しているのか

表1は、2020年10月時点でのアジア諸国の女性議員割合を世界ランキングの高いものから順に示したものである。同地域の下院(衆議院)で日本は下から4番目であり、日本より女性議員割合の少ない国はブルネイ、スリランカ、モルディブの3か国にすぎない。日本より女性議員割合の多い国が19か国あり、日本の一つ前を進んでいるのが、21年2月のクーデターで再び軍党政権に逆行したミャンマーである。

すでに女性国会議員比率が30%を超えた国が2か国、東ティモールとネパールであり、ともに経済的に発展した国とはいえない。また20%台はシンガポールの29.5%からカンボジアの20%まで9か国あり、10%台が韓国の19.0%からミャンマーの11.1%まで8か国で、10%以下は日本を含む4か国にすぎない。ちなみに台湾は、列国議会同盟に入っていないためこの統計には出ていないが、アジアで最も女性の政治参画の進んだ国で41.6%に達している⁴。

つまるところ世界ランキングが世界193か国中167位ということは、中東に次いで女性の政治参画が低いアジア諸国の中でも最底辺にいるということに他ならない。G7の一員である日本で女性の政治参画がアジア23か国中20位という現実と、さらには同地域で30%のクリティカル・マスを超えている国が東ティモールとネパールであるといった現実、アジアで経済発展の先進性が民主主義の根幹となるジェンダー平等の政治参画の促進要因に必ずしも連動していないことを示唆している。

表1：アジア諸国の女性国会議員比率ランキング（2020年10月）

	国名	下院（世界順位）	上院（世界順位）	クオータ制	選択議定書署名 / 批准
1	東ティモール	38.5%（30位）		★	/★
2	ネパール	32.7%（45位）	37.9%（19位）	★	★/★
3	シンガポール	29.5%（55位）			
4	フィリピン	28.0%（62位）	29.2%（28位）	★	★/★
5	ラオス	27.5%（66位）			
6	ベトナム	26.7%（70位）			
7	中国	24.9%（73位）		★	
8	バングラデシュ	20.9%（105位）		★	★/★
9	インドネシア	20.3%（108位）		★	★/
10	パキスタン	20.2%（110位）	19.2%（51位）	★	
11	カンボジア	20.0%（111位）	16.1%（61位）		★/★
12	韓国	19.0%（119位）		★	/★
13	北朝鮮	17.6%（123位）			
14	モンゴル	17.3%（125位）		★	★/★
15	タイ	15.7%（135位）	10.4%（72位）	★	★/★
16	ブータン	14.9%（140位）	16.0%（62位）		
17	マレーシア	14.9%（141位）	19.1%（53位）		
18	インド	14.4%（145位）	10.3%（73位）		
19	ミャンマー	11.1%（162位）	12.1%（68位）		
20	日本	9.9%（167位）	22.9%（41位）		
21	ブルネイ	9.1%（171位）			
22	スリランカ	5.4%（182位）			/★
23	モルディブ	4.6%（184位）			★/★

それでは日本と同じように男尊女卑の伝統的な政治文化を持つアジア諸国で、経済発展とは異なる何が、女性の政治参画の促進要因となっているのだろうか。そして日本はなぜアジアの最底辺にいるのだろうか。表2は同地域の女性の政治参画の現状を、ふり返って20年前の2000年時点でどういう状況だったかを見たものである。

今世紀初頭の2000年時点でアジア諸国で女性国会議員比率が30%を超えた国はない。20%台が4か国でベトナム、中国、ラオス、北朝鮮といずれも社会主義の国に限られていた。10%台がフィリピン、マレーシアの2か国で、それ以外の大半の国が日本も含めて10%以下だった。今世紀初頭のこの時点で日本はアジアで中位の所に位置している。

しかしこの20年間で社会主義国の伸び率が微増に留まったのに対し、それ以外の国で女性議員が激増し、現段階で10%以下の国は日本を含め4か国しか残っていない。ネパールと韓国の女性国会議員比率は2000年には、ともに5.9%で日本の7.5%より1.6ポイント低かった。しかし、この20間でネパールの場合32.7%まで実に5.5倍増加し、韓国の場合は19.0%と3.2倍の増加となっている。他方で日本の伸び率はこの20年間で7.5%から9.9%と2.4ポイントしか伸びていない。

つまるところアジアで21世紀最初の20年間に女性国会議員が増大しているのに対して、日本はその流れに全く掉さしてこなかったことが分かる。なぜアジアで、この20年間に女性議員が

急増したのか。表1を見ると、日本より女性国会議員比率の高い国が19か国で、日本と同じ自由主義圏の国が15か国ある。重要なことは、そのうち9か国でクォータ制が導入されている点である。しかもそれらの国々はパキスタンを除いてすべてが女性差別撤廃条約と選択議定書に署名・批准している。

つまり、こうしたアジアの国々は日本と同様に性別役割分担の強い保守的な政治文化を持ちながらも、この20年間に女性差別撤廃条約の選択議定書を署名・批准し、条約が締約国に勧告しているクォータ性を導入し、女性議員を増大するという流れの中で政治分野におけるジェンダー平等に向けての民主化を推し進めていることが分かる。

表2：アジア諸国の女性国会議員比率ランキング（2000年9月）

	国名	下院（世界順位）	上院（世界順位）
1	ベトナム	26.0%（17位）	
2	中国	21.8%（25位）	
3	ラオス	21.2%（26位）	
4	北朝鮮	20.1%（28位）	
5	フィリピン	11.3%（67位）	17.4%（23位）
6	マレーシア	10.4%（78位）	26.1%（12位）
7	バングラデシュ	9.1%（86位）	
8	インド	9.0%（88位）	
9	インドネシア	8.0%（97位）	
10	日本	7.5%（104位）	17.1%（24位）
11	カンボジア	7.4%（105位）	13.1%（29位）
12	韓国	5.9%（116位）	
13	ネパール	5.9%（117位）	15.0%（26位）
14	スリランカ	4.9%（124位）	
15	タイ	4.8%（125位）	
16	シンガポール	4.3%（129位）	
17	ブータン	2.0%（147位）	

2) 女性差別撤廃条約とナイロビ将来戦略

ところで、こうした21世紀最初の20年間のアジア地域における女性議員の増加は、同地域に限られた現象ではない。この時期世界のあらゆる地域の国々が国連の勧告を受けそれぞれの国の法体系にあう形でクォータ制を導入し、女性の政治参画の進展を目指す試みがグローバルな趨勢となっていった。実際今日、女性議員の一定割合を決め優遇措置をとるクォータ制の導入は、国連が推奨した実質的なジェンダー平等を達成するためのグローバル・スタンダードとなっていると言える。

国連は1975年を国際女性年、翌76年から85年までを国連女性の十年に設定し、その間にジェンダー平等を審議するための世界女性会議を3回開催した。国連女性の十年最終年の1985年にケニアの首都ナイロビで開催された第3回世界女性会議では、ナイロビ将来戦略が採択され、同所で実質的なジェンダー平等を達成するためには女性の意思決定の場への参画が喫緊の課題であることが確認された⁵。さらに同戦略は、1990年に国連で採択された「ナイロビ将来戦略勧告」

に引き継がれ、そこで「指導的地位に就く女性の割合を1995年までに少なくとも30%までに増やす」という具体的な数値目標が明確に設定された⁶。

この女性議員増大に向けてのナイロビ将来戦略の取り組みは、1979年に国連総会が採択し、翌1980年の第2回世界女性会議で日本を含め各国が署名した「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約（通称、女性差別撤廃条約）」の規定を具体化したものであった⁷。

女性差別撤廃条約は国際的な公文書として初めて制度的な平等と実質的な平等を峻別し、世界でさまざまな形で現われる女性差別には、その根底に女性を劣位に置く性別役割分担の慣習と慣行が共通して存在することを指摘した。そして第5条で、そのジェンダーの偏見や慣行が解消されない限り、本当の意味での男女平等—実質的なジェンダー平等は達成できないと規定した。その上で、その実質的なジェンダー平等を達成する一つ的手段として第7条で締約国に、女性が意思決定の場へ参画することを促進するために「あらゆる措置」を取ることを要請した。つまり条約は、女性が政策決定の場に参画して女性目線で制度や慣習の組みかえを行わない限り、性別役割分担を解消する実質的なジェンダー平等は達成できない事を明確にしたといえる。

女性差別撤廃条約はさらに、第4条で制度的に組み入れられた構造的な女性差別を取り除くためには、「暫定的な特別措置」である積極的差別是正措置、日本で言うポジティブ・アクションが必要で、それは逆差別にあたらないと規定した。このように条約が、差別を取り除くためにとる暫定的な優遇措置を国際法で合法としたことにより女性の政治参画増大の可能性が一気に高まったと言える。

3) 第4回北京世界女性会議とクオータ制の導入

表3は1985年、1995年、2020年の女性議員比率の世界平均と日本の女性議員比率を表したものである。ナイロビ将来戦略を受け、85年以降には各国の本格的な女性議員増大に向けての動きが始まっていた。さらに90年にナイロビ将来戦略勧告が女性国会議員比率の世界平均を30%まで増やすと数値を設定した。しかし表3から明らかなように、85年から95年までの期間に女性国会議員比率の世界平均は、一院で0.4ポイント、二院では3.3ポイント減少している。この数字は、たとえ30%の数値目標が設定され、女性の政治参画の増大に向けて国際的・国内的な啓発が行われても、必ずしも女性議員増大は見込めないことを物語っていた。ここに至って女性差別撤廃条約の推奨する積極的差別是正措置の重要性が国際社会であらためて確認された。

そうした状況のもとで1995年に4度目の世界女性会議が北京で開催された。同会議では北京行動綱領が採択され、ナイロビ将来戦略勧告の女性議員30%の数値目標の達成が再び強く主張された。そして女性差別撤廃条約が規定する女性議員増大のための特別措置、クオータ制を各国がとることが強く要請された。さらに同行動綱領は、条約の規定が締約国で実効性を持ってより機能するためには選択議定書が必要であると、その作成を提案した⁸。

北京会議には世界から3万人におよぶ草の根の女性たちがNGOフォーラムに参加し、帰国後彼女たちは女性議員の一定割合を求めるクオータ制を導入する運動を展開した。さらに1999年には国連の総会で女性差別撤廃条約の選択議定書が採択された。こうした流れのなかで、フランスのパリテ法や、韓国の例に見られるように、それぞれの国の政治制度に合わせた形でクオータ制が2000年前後から次々に導入されていった。民主主義・選挙支援国際研究所（IDEA）による

と現在、世界で 130 ヶ国が法律による強制型のクオータ制、あるいは政党の自発的クオータ制のいずれかをとっている。

その結果、表 3 から明らかなように 1995 年の北京会議後の 25 年間で女性議員比率の世界平均が一院で 13.6 ポイント、二院で 15.4 ポイントと一挙に増大した。実際、戦後のこの 25 年間は、世界で女性議員が最も増加した期間となった。列国議会同盟が統計をとりはじめた 1945 年時点で女性議員比率の世界平均は 2.6% だった¹⁰。その 50 年後の 95 年に 10.5% まで増加したが、半世紀で増加は 7.9 ポイントにすぎない。一方で 95 年から 2020 年までの四半世紀で女性議員比率の世界平均は、そのほぼ 2 倍の 14.5 ポイント増加している。いかにクオータ制の導入が有効か明白だ。

民主主義・選挙支援国際研究所によると、2020 年 10 月現在で両院の女性議員割合の世界平均が 25.1% なのに対しクオータ制を取り入れた国だけで見ると 26.3% で、ナイロビ将来戦略勧告で設定された目標値の 30% へ後一步のところまできている¹¹。

表 3：女性国会議員比率の推移：1985 年～2020 年

	日本			世界平均		
	1985 年	1995 年	2020 年	1985 年	1995 年	2020 年
衆議院 (一院)	1.6%	2.7% : +1.1pts	9.9% : +7.2pts	12.0%	11.6% : -0.4pts	25.2% : +13.6pts
参議院 (二院)	7.9%	16.7 : +8.8pts	22.9% : +6.2pts	12.7%	9.4% : -3.3pts	24.8% : +15.4pts

4) クオータ制に対する日本の取り組み

表 3 を見ると、女性の意思決定の場への参画を勧告した 1985 年のナイロビ将来戦略以降日本でも微増ではあるが女性の政治参画は増大傾向にある。しかし 1995 年以降の増加割合を世界と比べると、2000 年以降にクオータ制を取り入れた世界の増加率の約半分にすぎない。実際、先に見たアジア諸国の例からも明らかなようにクオータ制の導入は女性議員増加に向けて決定的方策と言える。

そこで次に、これまで日本は国連の勧告するクオータ制に、どう対応して来たかを検証してみよう。日本は 1985 年に女性差別撤廃条約を批准した。しかし最高裁は、同条約が提示するジェンダー平等の国際法上の規定—グローバル・スタンダードが国内法に合わないとして、日本の法律に援用することを拒否し続けて来た。この司法判断を背景に、ジェンダー平等の原則に賛成しクオータ制の優遇措置導入の必要性を認めるが、実効性をともなうクオータ制の法制化は日本の法体系と政治文化に合わないというのが、今日に至るまでの自民党与党のもとで政府の基本的な立場と言える。

そもそも政府は、1980 年にコペンハーゲンで開催された第 2 回世界女性会議で女性差別撤廃条約に署名すること自体に消極的だった。前年の国連総会で同条約が全会一致で採択された時、日本も挙手し条約採択に賛成していた。しかし翌年に開催された第 2 回世界女性会議でいざ署名する段階になると、批准にむけて国連から要請される 3 つの法律の改変・制定が困難であると逡巡した。国連から要請された 3 点は、第一に、伝統的な父系主義の国籍法を父母両系主義に改変

することであり、二つ目は男女雇用機会均等法を制定すること、そして第三が、中等教育の家庭科カリキュラムを男女共修に改正することだった。

当時の大平正芳内閣は女性たちの強い要請を受け、最終的に署名の閣議決定を持ち回りで行ったが、その決定は第2回世界女性会議で署名式が行われる2日前だった。持ち回り閣議で最後まで強硬に反対したのは谷垣専一文部大臣であり、家庭科の男女共修は日本の伝統的家族関係を変えることになると強く反対した¹²。条約の規定を締約国が実効性をもって使えるようにするため1999年に国連が採択した選択議定書に関しても現在の所、その署名・批准に向けて政府の動きは見られない。

クオータ制のポジティブ・アクションの必要性が政治分野で初めて指摘されたのが、民主党政権の下で策定された2010年の第3次男女共同参画基本計画である。同基本計画で衆・参議員候補の30%を女性候補にするという目標が設定された¹³。しかしその流れも次の2015年に第二次安倍晋三自公政権の下で作られた第4次男女共同参画基本計画で、このポジティブ・アクションは、あくまでも「政府として達成を目指す努力目標」であり政党の「自律的行動を制約するものではなく…」と明記され、格下げされた¹⁴。この政府の立場は、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画でも変わっていない。

こうした流れの中で2018年5月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（通称「候補者男女均等法」）が、議員立法で議会に提案され衆参両院を全会一致で通過し制定された。同法は、各政党に選挙の際に男女の候補者数をできる限り均等に擁立することを要請し、自発的なクオータ制を導入した¹⁵。罰則規定を設けていないので、拘束力のない理念法に過ぎないとも言える。しかし他方で、少なくとも日本でクオータ制の導入が合法化されたという点で意義がある。法律が、議員立法であり衆参全会一致で通過したことは、政治信条、ジェンダー、年齢を問わないすべての議員が女性議員の増加の必要性を認識していることを意味している。

5) 候補者男女均等法を阻む制度と慣習：現職議員優先の候補者擁立と議員世襲制

2021年10月末日、候補者男女均等法が成立して初めての総選挙が実施された。同衆院選は、霞が関の政治家たちの同法に対する本気度が問われた選挙と言えた。しかし選挙の結果は、当選者465人のうち女性は45人。女性割合は、わずか9.7%にとどまった。10.1%だった前回の2017年衆院選挙をさらに下回る結果だ。自民党の女議員割合が7.7%（20人）で最大野党の立憲民主党の13.5%（13人）と比べても極端に低く、同党の女性議員割合の低さが女性議員増加の枷になっていることがわかる。

選挙前年の12月にパリテ・キャンペーンとヴォイス・アップ・ジャパンという若者たちのグループが、21年衆議院選挙に向けて各政党の候補者男女均等法に対する取り組みをアンケート調査した。表4はその結果の一部を抜粋したものである。

まず女性議員増大に向けての最初の一步となるはずの数値目標設定に対して、与党の自民党、公明党、最大野党の立憲民主、さらに日本維新の会が数値目標を設定しない、と否定した。数値目標設定の方針を出したのは、少数野党の国民民主、共産、社民だった。自民党の場合、候補者擁立の現職優先が党規にあり、現職議員の大半が男性である状況で、それぞれが地盤をもっている多数の男性議員の数を減らしてまで新しく女性候補を擁立することは、制度を変えない限り困

難だった。また立憲民主と公明党の場合も、現職優先の候補者擁立は慣習的に行われている。

次に現職でない候補をたてる場合に、その半分以上の候補者を女性にしてくださいという要望に対して、自民・公明・立憲民主、日本維新の会、いずれも多数の男性政治家を抱えている政党は拒否を示した。周知のように日本政治の悪弊のひとつが議員世襲制だ。ちなみに自民党は3割が世襲議員で占められている。近年この傾向が地方議会でも強まり問題視されるようになってい¹⁶。先に指摘した内閣府の調査から明らかなように政治は男が行うものといった価値観が強い中で、世襲の場合、まず一族の男性が優先され、誰もいないときに限りピンチヒッターとして女性の親族が現職の後を継ぐことになる。

さらに比例名簿で男女同数、男女交互の名簿を作ることにしても、それらの政党は解答をさけている。

このアンケート調査と2021年衆院選挙結果から言えることは、確かに日本でも国際社会の動向に沿ってクオータ制を一步進めた形で男女同数の女性候補擁立を目指す候補者男女均等法を制定した。しかし現行の選挙制と慣習のもとで自民、公明の与党はもとより最大野党の立憲民主も、すでに男性現職議員の地盤の作られている選挙区に、あえて新人女性候補を擁立する危険を冒す意図はなかったということである。つまるところ日本で女性議員を増やす直接的な阻害要因は、候補者擁立でとられる現職議員優先主義や議員世襲制であり、それらに象徴される男性が手にしている岩盤のような既得権益に他ならないと言える。

表4：パリテ・キャンペーン /Voice Up Japan（2020年12月18日）各党の回答結果

	自由民主党	公明党	立憲民主党	国民民主党	共産党	日本維新の会
次期衆院選における女性候補者の数値目標を掲げてください。	×	×	×	○	○	×
現職ではない候補者の半分以上を女性にしてください。	×	×	×	△	△	×
比例名簿では男女同数にし、男女交互にしてください。あるいは、上位1～3位は女性にしてください。…	—	—	—	△	△	—

おわりに

こうした現職優先の候補者擁立や議員世襲制に表象される特殊日本的で反民主的な政治状況の中で、女性差別撤廃条約が規定する「実質的ジェンダー平等」を達成するため意思決定の場への女性の参画はどのように推し進める事ができるのだろうか。

もとより「候補者男女均等法」の提案するパリテにしる30%のクオータ制にせよ女性議員の一定割合を設定する法律は、罰則規定を設け各政党に対する拘束力を持つことが実効性を伴っている。また罰則規定とまでいなくても、政党助成金を議員の頭数で各政党に割り当てるのではなく、政党の候補者擁立の男女比に応じて、あるいは女性議員を優遇して割り当てるなど、政党にインセンティブを持たせる方策などが考えられる。しかし現行の選挙のしくみが現職の男性議員に圧倒的に有利な状況で、政治家が自らの既得権益を犠牲にする「候補者男女均等法」の改正

をどの程度期待出来るのだろうか。

ここで問われるのは、「制度的平等」を「実質的平等」に移しかえていくために必須となる、政策決定に携わる人たちの「ポリティカル・ウィル（政治的意思）」である。日本と同じように性別役割分担の強い男尊女卑の政治文化を持つアジアの国々で、ジェンダー平等を達成するため女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、クオータ制を導入していった過程には、ジェンダーの「実質的平等」を民主政治の根幹と捉える強いポリティカル・ウィルを持った政治家や政治家集団がいたことを看過できない。

2021年10月末日に施行された先の衆院選後、選挙の結果を受け最大野党の立憲民主党が新しい党首を選出し、女性幹事長をはじめ党執行部の半数を女性にする画期的な方針をうちだした。憲政史上初めての試みである。さらに同党は、22年7月の参院選に向けて女性候補を半数擁立する方針をだし、初めて意思決定の場におけるジェンダーの「実質的平等」に向けて動き出した。はたしてそのポリティカル・ウィルは、女性議員比率がアジア諸国で下から4番目に位置する女性の政治参画後進国日本の現状を救う契機となるだろうか。

<註>

¹ 「世界女性国会議員比率ランキング」『女性展望』Vol.708, pp 24-25,1-2,2021。

² 男女共同参画局「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究報告書」

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/seijisankaku_research_r02pdf

³ IPU Parline : Global and Regional Average of Women in National Parliament : the IPU's Open Data Platform. <https://data.ipu.org/women-average/month>

⁴ 申琪榮、コラム「台湾における女性の政治参画とクオータ制度」

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikoku_research/2020/13.pdf.

⁵ 男女共同参画局「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(抜粋)

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujoyokyo/2000/5-6.html>

⁶ 男女共同参画局「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第一回見直しと評価に伴う勧告及び結論」(抜粋)

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/sankakujoyokyo/2001/5-12.html>

⁷ 男女共同参画局「女性差別撤廃条約」(全文)

https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppei/joyaku.html

⁸ 男女共同参画局「第四章 戦略目標及び行動 G 権力及び意思決定における女性」『第4回世界女性会議 行動綱領(総理府仮訳)』

https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/chapter4_G.html

⁹ International IDEA (Institute for Democracy and Electoral Assistance) , Gender Quotas Database,2020/10/12, p.13, <https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-overview>.

¹⁰ Inter-Parliamentary Union, Equality in Politics : A Survey of Women and Men in Parliaments, 2008. p.14. (下院 3%、上院 2.2%)。

¹¹ International IDEA, Gender Quotas Database,2020, p.13.

- ¹² 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治—歴史と政策』p233、2004、有斐閣。
- ¹³ 男女共同参画局「第2部 施策の基本的方向と具体的施策 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」『第3次男女共同基本計画』
https://www.gender.go.jp/about_danjyo/basic_plans/3rd/pdf/3-04.pdf.
- ¹⁴ 男女共同参画局「第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 <目標*>」『第4次男女共同基本計画』
https://www.gender.go.jp/about_danjyo/basic_plans/4th/pdf/2-02.pdf.
- ¹⁵ 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」
https://www.gender.go.jp/about_danjyo/law/pdf/law_seijibunya02.pdf.
- ¹⁶ NHK 選挙 WEB 「議員3万2千人大アンケート」 「自由記述から—2世、3世議員が増加中?」
<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/touitsu/2019/questionnaire/opinion>

<表の出典>

- 表1：市川房枝記念会女性と政治センター『女性展望』Vol.708, 1-2, 2021. および U.N. Treaty Collections：2021年, Chapter IV Human Rights, 8b Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women より作成。
- 表2：市川房枝記念会女性と政治センター『女性展望』Vol.521, 11-12, 2000 より作成。
- 表3：市川房枝記念会女性と政治センター『女性と政治資料集』2018, 『女性展望』Vol.708, 1-2, 2021 および Inter-Parliamentary Union, Equality in Politics：A Survey of Women and Men in Parliaments, 2008, p14 より作成。
- 表4：「幹事長、女性議員を本気で増やしてください！衆議院女性比率は、たったの9.9%です。さすがに、まずくないですか？」より一部抜粋。<https://www.change.org/p/>

<参考文献>

- 赤松良子監修・国際女性の地位協会編『新版女性の権利：ハンドブック女性差別撤廃条約』2005、岩波書店。
- アジア女性資料センター編『北京発、日本の女たちへ—世界女性会議をどう生かすか』1997、明石書店。
- WIN WIN 編著・赤松良子監修『クオータ制実現を目指す』2013、パド・ウィメンズ・オフィス。
- 進藤久美子『ジェンダー・ポリティクス：変革期アメリカの政治と女性』1997、新評論。
- 進藤久美子『ジェンダーで読む日本政治：歴史と政策』2004、有斐閣。
- 進藤久美子『闘うフェミニスト政治家 市川房枝』2018、岩波書店。
- 進藤久美子「女性の政治参画はどこまですすんだか」国際女性の地位協会編『女性差別撤廃条約批准から35年：何がどう変わったか?』2021、国際女性の地位協会。
- 関哲夫編『資料集 男女共同参画社会—世界・日本の動き、そして新たな課題へ』2001年、ミネルヴァ書房。

富士谷あつ子・新川達郎編著『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから：パリテ法制定 20 周年をこえて』2022 年、明石書店。

三浦まり・衛藤幹子編著『ジェンダー・クォータ：世界の女性議員はなぜ増えたのか』2014、明石書店

三浦まり編著『日本の女性議員：どうすれば増えるのか』2016、朝日新聞出版

山下泰子・矢澤澄子監修・国際女性の地位協会編『男女平等はどこまで進んだか：女性差別撤廃条約から考える』2018、岩波書店。

Taiwan's Quota System and Women's Participation in Politics

OH TEIGETSU

(Seinan Gakuin University)

The proportion of women in parliament in Taiwan reached 41.6% in 2020, representing an increase of 27.6 points compared with 1995. In addition, the average percentage of female councilors elected in the 2018 Taiwanese local elections was 35.79% for direct-controlled municipality, which are equivalent to ordinance-designated cities in Japan, 32.14% for prefectural and municipal female councilors, and 24.93% for town and village female representatives. The main purpose of this paper is to explore the issues about how Taiwan's quota system increased the number of female councilors and how women's political participation has brought about changes in Taiwanese society. In the last part of this paper, we will explore hints for how to increase the number of female councilors by comparing and analyzing the survey data related to the 2018 Taipei and New Taipei City Council elections and the 2019 Fukuoka City Council elections.

In Taiwan, three types of quota systems have been introduced for 50 years, Reserved seats since 1950, Voluntary Political Party Quotas since 1996, and Legislated Candidate Quotas since 2008. The percentage of female legislators in both local councils and the Legislative Yuan remained around 10% until the quota system of about 10% of seats was implemented in 1995. Since 1996, when some political parties introduced a party quota system, the percentage of female legislators grew to around 20%. The number of local female councilors continued to rise thereafter and exceeded 30% today due to the quota of about 25% of seats in the "Local Institutional Law" implemented since 1999. The reason why the number of female legislators has exceeded 30% is because the constituency proportional representation system was implemented in 2008, that is "no overlapping candidate and more than half of the proportional representation list is made up of women".

The increase in the number of Taiwanese female legislators is by no means a sudden change, but a gradual increase due to the enhanced quota system. The institutionalization of the quota system is due to the efforts of women activists who actively promote the quota system and parties that are using female candidates as their party strategies. With the establishment of the quota system, the number of female legislators continues to increase, and therefore voters value them more, resulting in more women taking an interest in politics and engaging in political activities, changing the traditional gender role division of labor consciousness. As the Taiwan-Japan comparison shows, Taiwan's quota system, has not only promoted women's participation in politics, but has also had various ripple effects, such as correcting the male-dominated political situation, revitalizing elections, and even allowing many women to be elected without a gender quota. The process of introducing the quota system and amending the law in Taiwan may serve as a reference to Japan, which has a similar electoral system.

台湾のクオータ制と女性の政治参画

王 貞 月
(西南学院大学非常勤講師)

1 はじめに

列国議会同盟 (IPU) の 2020 年度報告では、世界の女性議員比率は 1995 年から 2021 年までに、平均の 11.3% から 25.5% までの倍以上に伸びたとわかった¹。同報告における地域別のデータを確認すると、アジアでは女性議員比率が過去の 25 年間で 7.2% (1995 年平均 13.2% から 2021 年平均 20.4%) も増加したが、最も少ない地域となった。ところで、加盟国ではない台湾では女性立法委員 (国会議員に相当) の比率が 1995 年の 14.0% から 2020 年の 41.6% まで増え、25 年間で 27.6 ポイント増加した。

台湾では 1949 年から 1987 年までに戒厳令が続き、40 年もの長きにわたり、国政選挙すなわち立法委員選挙が凍結された。立法委員の全面改選は 1992 年からようやく定期的、3 年 1 期に中選挙区制を中心に実施された。そして、現行の立法委員選挙は、2005 年に改正された日本の衆議院選挙制度に類似する「小選挙区比例代表並立制」を導入し、2008 年から 4 年ごとに行われている。立法委員選挙とは別に、地方選挙は早くも 1950 年から「省自治」として、県市の首長や議員などの選挙が定期的実施されてきている。

地方選挙とはいえ「これらの地方公職選挙は定期的に継続され、後の台湾政治を大きく形づくることとなった」²。地方選挙は 1998 年の台湾省の省としての機能が凍結されたことを経て、1999 年に新たな「地方制度法」をもって実施された。その選挙制度は 4 年 1 期に、中選挙区制を採用し、2010 年以降、総統・国政選挙と 2 年おきに「九合一」³ という統一地方選挙が行われるようになった。直近の 2018 年、統一地方選挙で当選した女性議員の平均比率は、日本の政令都市に相当する直轄市が 35.79% で、県市女性議員が 32.14% で、町村女性代表が 24.93% であった。

台湾は沖縄の石垣島から約 270km の離れた島国で、面積は九州よりやや小さく、およそ 2,340 万 (2021 年現在) の人々が暮らしている。政府の組織としては主に総統府、および行政院 (内閣府に相当) と立法院 (国会に相当)、司法院などを含む五院制により構成されている。台湾の有権者は 4 年 1 度、直接総統選挙で自ら元首である総統 (大統領に相当) を選出し、さらに立法委員選挙で立法委員および統一地方選挙で県市首長と県市議員を選出している。台湾の立法委員選挙と統一地方選挙は、日本と類似する選挙制度を持つものの、日台の国会も地方も女性議員の比率がかなり異なっている。

¹ Inter-Parliamentary Union (2021), p.2.

² 若林 (2021), 57頁。

³ 台湾の統一地方選挙では、9種類の地方選挙、すなわち直轄市市長、その他の県市長、直轄市市議会議員、その他の県市議会議員、郷鎮市長とその市民代表、村長・里長、直轄市原住民区區長および区民代表を同時に実施するため「九合一選挙」と称されている。

本稿の主な目的は、台湾ではなぜ女性議員の割合が高いか、クオータ制で如何にして女性議員を増やしているか、女性の政治参画は台湾社会にどのような変化をもたらしたか、などの問題を明らかにすることにある。また2018年の台北・新北市議選および2019年の福岡市議選に関連する調査データを用い、日台の地方女性議員を比較・検討しながら、女性議員を増やすヒントを探る。具体的に、第2節ではこれまでの先行研究を概観する。第3と4節では台湾のクオータ制と女性の政治参画について述べる。そして第5節では日台地方選挙からみるクオータ制の効果を検証する。第6節では結論が述べられる。

2 先行研究

2016年に初女性総統、蔡英文総統が選出されて以来、台湾女性の政治参画は内外から高い関心を引き寄せた。総統選挙は相対多数制を取り入れ、台湾最大の選挙イベントである。小笠原(2019)⁴は、2000年初政権交代を図った民進党が進歩的価値観をアピールするために、人権問題とジェンダー平等に取り組んだ、当時桃園県長である呂秀蓮氏を指名したことを言及した。台湾は実効性のあるクオータ制を実施していると福田(2014)や申(2020)などで述べられている。さらに、辻(2016)は台北市女性市議のヒアリング調査を行い、台湾では女性の政治代表を増加させる制度的、社会的条件が整っている、と明らかにしている。

一方、台湾では早くも1980年代からクオータ制を議論し、その効果などを検証し始めた。李(2000)によれば、1980年代末に入り、女性運動家たちは10%程度のクオータ枠が本来女性議員を増やす役割を果たしているが、逆に政党の女性候補者を推薦する制限になってしまうことを指摘し、それを廃止するかあるいは比率を高くするかについて議論を始めた。女性団体は1990年代初に当時の社会的慣習や選挙制度の不備などがあったため、さらに比率を引き上げるべきだという結論に達した(李, 2000; 顧, 2020)。また、胡(2004)は「女性定数保障枠」と「性別比例原則」(以下、ジェンダー・クオータ制)の相違を説明し、ジェンダー平等社会を実現するために「ジェンダー・クオータ制」に改正すべきと提言した。鮑ほか(2014)は現存のクオータ制、すなわち「4分の1の女性定数保障枠」から「3分の1のジェンダー・クオータ制」(単一性別3分の1以上)に変わるならば、地方女性議員の数が増えることによりその質も高まる、と主張している。姜(2017)と莊ほか(2018)の研究では、議席が少ない選挙区において、「4分の1の女性定数保障枠」がいまなお効果があると類似する結論を提示している。

日台地方女性議員に関する調査と研究は、筆者を含む福岡女性学研究会が発表した「地方議会の女性議員増加をめざして」(2020)という論文・報告書以外、ほとんど見当たらなかった。同論文は2018年台北・新北市議選および2019年福岡市議選の選挙期間中に、女性候補者を支援する日台支援者および日台女性議員を中心に調査し、比較考察を行った。本稿は、これらの調査結果をさらに活用し、特に日本における女性議員増加に向けたクオータ制の導入や女性政治参画の推進などの具体的な策を探りたい。

⁴小笠原(2019), 123頁。

3 台湾のクォータ制について

台湾は1950年から議席割当制（Reserved seats）、1996年から政党による自発的なクォータ制（Voluntary Political Party Quotas）、2008年から候補者クォータ制（Legislated Candidate Quotas）、の三種類のクォータ制を導入している⁵。表1は台湾のクォータ制に関する法律をまとめたものである。

表1 台湾のクォータ制に関する法律⁶

① 1946年「中華民国憲法」第134条「各種選挙においては、婦女の当選者定数を規定しなければならない。その方法は、法律を以て定める。」
② 1950年「台湾省各縣市議会組織規程」（1997年8月廃止）第2条「地方各級選挙…（中略）…各選挙区の当選者10名につき1名女性、5名以上10名未満に1名女性」。
③ 1972年「動員戡乱時期自由地区增加中央民意代表名額弁法」第12条（1980年廃止）・1980年「動員戡乱時期自由地区增加中央民意代表名額弁法」第10条（1991年廃止）「…増員立法委員5名以上10名以下に1名女性、10名以上10名ごとに1名女性…」
④ 1991年憲法追加条文第2条「立法委員…当選者5名以上10名以下に1名女性、10名以上10名ごとに1名女性…」。
⑤ 1996年12月民進党の公職選挙候補者指名規定第8条「各選挙区における候補者4名につき1名女性」。
⑥ 1999年地方制度法第33条「各県、市、村議員選挙において、当選者4名に1名女性、4名以上4名ごと1名の女性…」
⑦ 2005年憲法追加条文第4条「立法院の立法委員は第7期より113人とし、任期を4年とする。…各政党の当選名簿において、女性の比率は二分の一以下となってはならない。」

1) 土台となる憲法第134条

台湾のクォータ制は1946年に中国本土で国民党政府によって制定され、1947年から施行された「中華民国憲法」の第134条を土台として発展されたものである（表1）。「女性定数保障」（reserved seats for women）という議席割当制が中華民国憲法に書き加えた背景には、中国の女性運動家の長年にわたって活動を行ってきた歴史経緯があった（黄，2012）。黄（2012）は「女性定数保障を憲法に明記すること」について、当時の国際社会から見るとかなり稀かつ先進的で、台湾の1950年以降の地方自治において意義深い影響を与えたと述べている。

「女性定数保障」は憲法にどのように明記されたか、その過程は以下のものであった（黄，2012）。1920年代に、女性運動家たちは各社会団体から形成する国民会議に参加するため、女性団体を組織し、さらに代表団体になれるように運動を行った。1930年代に入り、女性団体は引き続き国民会議の代表団体の一つになるために戦い、それと同時に「女性定数保障枠」を明記することを提唱し始めたが、依然として代表を獲得できなかった。そして、戦後1946年の憲法を制定する際、宋美齡氏らを含む女性団体は、「（女性定数保障なしの）自由選挙になると女性が

⁵ 三種類のクォータ制の詳細については、内閣府男女共同参画局編集（2011）を参照。

⁶ 表1の法律は、下記のサイトからまとめたものである。①⑦「台北駐日文化経済処・中華民国の憲法」，https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/cat/15.html、②「植根法律網」，<https://www.rootlaw.com.tw/LawArticle.aspx?LawID=B240010040000600-0860805>、③④「中華民国總統府公報」，<https://www.president.gov.tw/Page/294/38426/>、<https://www.president.gov.tw/Page/322/>、⑤民主進歩党公式サイト「選挙類全部法規」，<https://www.dpp.org.tw/download>、⑥「中央選挙委員会資訊網」，https://web.cec.gov.tw/old_upload/0/1000/attach/25/20090609163740.pdf（2022年9月22日アクセス）。

当選できない」社会的構造があり、「女性定数保障枠」を憲法に記入することを求めた⁷。最終的に、蒋介石氏から「女性定数保障」の憲法記入の支持を得たものの、女性団体は憲法の中で女性定数保障の枠、すなわち数値目標を明文化しないことに合意した。それゆえに、「女性定数保障」と女性の参政権は同時に中華民国憲法に明記され、1947年に施行されるようになった。

制憲当時の中国は、男尊女卑の社会背景の中で、女性が教育を受けるチャンスが少なく、経済力も蓄えもないため男性に頼らざるをえない状況であった。女性運動家たちは、こうした社会状況を踏まえて、憲法で女性の議席を定めることを要求し、女性の政治参画を推進したと思われる。この憲法第134条は、のち、台湾の選挙におけるクォータ制を導入する根拠となり、さらに台湾女性たちの努力により一層効果的になったと次でわかった。

2) 女性運動家たちがもたらした変化

1949年に、国民党中央政府が中国大陸から台湾に移ったと同時に、台湾における戒厳令をも実施した。1950年に、台湾省の「省自治」に関する「台湾省各県市実施地方自治要綱」が政令として定められて、10%程度という女性定数保障枠を規定した。戒厳令時期の台湾では、定期的に県市長・省県市議員選挙を行ったが、中央レベルの立法委員が補欠・増員選挙があるものの、全面改選されていないままの「万年国会」という状況であった。

1974年に呂秀蓮氏の出版した『新女性主義』（ニュー・フェミニズム）は、戦後台湾のフェミニズム運動の起点とされている（洪，2016）。だが、1979年12月、世界人権デーに、台湾の民主化に大きな影響を与えた「美麗島（びれいとう）事件」という言論弾圧事件が起き、当時「美麗島」雑誌社の副社長を務めた呂秀蓮氏が投獄された。その結果、1982年に李元貞氏が婦女新知雑誌社を設立し、女性運動の任務を引き継いだ。1987年7月15日に台湾戒厳令が解除されると、それまでできなかった社会運動や女性運動などが一気に盛んになり、婦女新知雑誌社も同年に婦女新知基金会（以下「婦女新知」）に改組した。

また、1990年3月に台湾の民主化における重要な転換点を生み出した「野百合学生運動」が起き、当時の李登輝総統が学生たちの要求に応じて、1991年に「万年国会」を解散し、国政選挙の全面的な定期改選を可能にした。国会の定期選挙に合わせて、表1に示されている追加条文を憲法に加えた。1990年代の民主化の過程において、台湾の女性運動家たちは、選挙の機会を活かして女性政策に保守的な国民党を批判し、民進党と協力し合った⁸。

台湾のクォータ制に大きな影響を与えた女性運動家の一人であった彭婉如氏は1988年に婦女新知の秘書長を務め、1989年の選挙年に「女性政治年（原文「婦女政治年」）」という企画を担当した。のち彼女は自己を高めるために、1993年にアメリカへ留学し、1年間で「女性問題」に関する修士号を取得した。帰国後、1995年に彼女は当時野党であった民進党に加入し、民進党の婦女発展基金会の会長として基金会を婦女部に改編し、引き続きその責任者を務め、民進党で「候補者4人に1人女性を擁立すること」を推進した。しかし1996年11月30日に、彼女は党大会の直前に、高雄市でロビー活動を行った後、深夜のタクシーに乗ったまま帰らぬ人となった。

⁷黄（2012），108頁。

⁸福田（2014），187頁。

これは、台湾社会を震撼させた「彭婉如事件」であった。彭婉如氏の失踪中、民進黨は第7期第1回(1996.12)の臨時全体会議に各選挙における「候補者4名に必ず1名女性」という規定を決議した⁹。

彭婉如事件後、台湾の女性団体は、例えば憲法改正の第4回1997年に「4分の1の女性定数保障枠」を、さらに第5回の1999年に「3分の1のジェンダー・クォータ制」を導入するロビー活動を行ったが、すべて否決された(婦女新知1999・彭2000)。それに対して、1997年に就任した初女性内政部(内務省に相当)部長、葉金鳳氏は女性団体の要求に応じて、新たに「地方制度法」に「4分の1の女性定数保障枠」を採用し、1998年に制定され、1999年に施行された¹⁰。この「地方制度法」が実施する前後の選挙結果(表2)を比較して見ると、政党クォータ制と「4分の1の女性定数保障枠」は、国政選挙においても地方選挙においても、女性議員の増加をもたらしたとわかった。

表2 1999年「地方制度法」前後の女性議員比率

女性立法委員	1995年	1998年	2001年
候補者/当選者(%)	—/14.02	17.27/19.11	18.84/22.22
女性直轄市議員	1994年	1998年	2002年
候補者/当選者(%)	—/18.5	20.00/22.92	21.59/28.13
女性県(市)議員	1994年	1998年	2002年
候補者数/当選者(%)	—/15.03	16.19/16.95	22.07/22.09

資料：「中央選挙委員会」「各項選挙性別統計」により筆者作成。

3) 政権交代からジェンダー平等へ

2000年に台湾は初政権交代を果たしたうえ、初男女ペア総統・副総統を選出した。「男女ペア」総統・副総統を推し進めたのは、「婦女新知」などを含む女性団体で、特に李元貞氏らの女性運動家の影響が大きい¹¹。婦女新知は早くも1999年に「女性正・副総統候補者を促す声明文」を出した¹²。また、2000年の国際女性デーの前に、30余りの女性団体が組織した「2000年総統選挙全国女性団体連盟」は、「8項目の女性政策」を各政党の総統・副総統候補者に要求し公約としての承諾を求めた¹³。のちに当選した民進黨の陳呂総統・副総統は、同年1月に「閣僚の4分の1に女性を指名する」という選挙公約を発表し、さらに3月に「8項目の女性政策」のうちの7項目を受け入れた¹⁴。

2000年に発足した民進黨陳水扁政権は、女性閣僚の割合が目標より低い20%前後に留まったが、例えば内務省などの重要部署に女性閣僚が任命され、同時に女性運動家や当時民進黨党員ではなかった蔡英文氏なども入閣していた。他にも李元貞氏など一部の女性運動家が体制内、すなわち国家機構に入り、政府内でジェンダー平等の推進と監督の役割を果たしていた¹⁵。一方、国

⁹同注8。

¹⁰彭(2000), 83頁。

¹¹李(2015), 146-150頁。

¹²新知工作室〈女性正副総統候選人催生聲明〉《婦女新知》203期, 1999, 4頁。

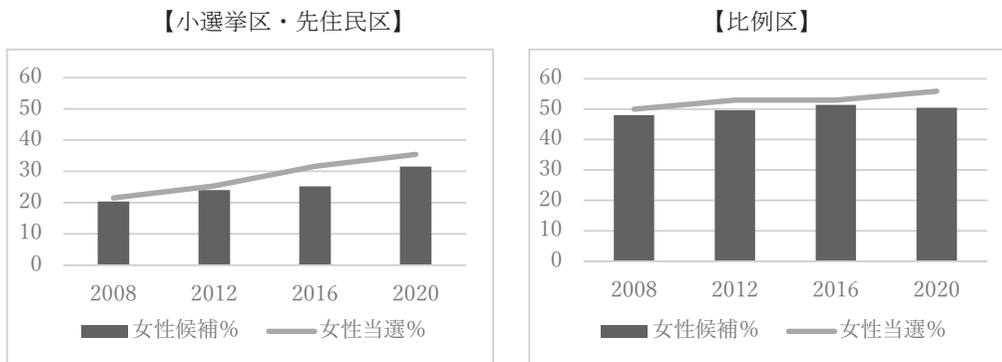
¹³新知工作室〈給我牛肉, 其餘免談! 「2000年總統大選全國婦女團體聯盟」提出女人支票〉《婦女新知》212期, 2000, 3頁。

¹⁴李(2015), 147頁。

¹⁵李(2015), 200頁。

民党も野党になったきっかけに、初女性副党主席が選ばれて、および新たな党要職、すなわち「中常委」に3分の1以上の女性を選出された¹⁶。「一瞬にして、政党交代が確かに政治参画におけるジェンダー平等の新しい局面が開かれたように思えた。」と黄がいう¹⁷。

図1 立法委員選挙の小選挙区・先住民区と比例区における女性候補者数と当選者数



資料：「中央選挙委員会」「各項選挙性別統計」により筆者作成。

2004年に第7回目の憲法改正が行われ、これまでの中選挙区制を中心とする立法委員の選挙制度が廃止され、「小選挙区比例代表並立制」という選挙制度が導入された。2005年に公布され、2008年から施行されたこの選挙制度は日本の選挙制度を参考にしたものの¹⁸、重複立候補制度がない、「比例代表名簿の半数以上を女性にする」と定められた¹⁹。実際、比例代表の34議席の半分、17議席を立法委員の総定数、113議席で割ると、保障されている女性議員の比率が約15%で決して高くない。

しかし、この制度を実施し始めた2008年の選挙では、女性立法委員が初めて3割を超えることになった。この結果に対して、楊（2008）は「矛盾を抱えているクリティカルマス」²⁰という記事で、女性の政治参加の増加を歓迎すべきであると同時に、国会における多様性が欠けている現象にも憂慮すべきと言及している。また、選挙制度の改革と女性議員比率の関係を検証した福田（2014）は、小選挙区に変わっても女性候補者の比率が上昇傾向で、当選比率も高くなり、それに加えて比例区に50%以上の女性定数を規定する政党名簿が女性比率をあげることに寄与したと指摘した²¹。

図1に示されたように、小選挙区・先住民区における女性の候補者数と当選者数は、クオータ

¹⁶黄（2001），70頁。

¹⁷同注16。

¹⁸小笠原（2019）179頁、郭國文「台湾仿效日本的單一選區兩票制，產生了哪些問題？」2018關鍵評論網，<https://www.thenewslens.com/article/89852>（2022年2月16日アクセス）。

¹⁹第7回目の憲法改正する以前、台湾の女性団体はすでに小選挙区では女性定数保障の実施が難しく、中選挙区制より女性の指名・当選率が低くなることを指摘した。改憲する際、女性団体は比例代表における各政党の候補者名簿に半数以上を女性に規定することを強く推し進めたゆえに、最終的に設けられた（李2015，265頁）。

²⁰楊婉莹「矛盾的關鍵多數」網氏／岡市女性電子報，2008，<https://bongchhi.frontier.org.tw/archives/6282>（2022年2月16日アクセス）。

²¹福田（2014），195頁。

制が導入されていないにもかかわらず、選挙するたびに増えている²²。小選挙区・先住民区の女性立法委員については、例えば2020年の国政選挙で当選した28人のうち、16人が元地方議員で、2人が元地方首長で、半数以上が地方での政治経験を持っている。台湾のみではなく、しかも男女問わずに地方議会での経験は、国政選挙に出馬する際、貴重な経歴となるであろう。全体の3割以上を占めている地方女性議員は、立法委員の小選挙区における女性候補者および当選者の重要な供給源となっていると考えられる。要するに、地方女性議員の増加こそ、小選挙区・先住民区における女性候補者および当選者を上昇させる主な要因と言える。

一方、比例区において、女性候補者がすでに規定の50%に達しているが、女性当選者がわずかながら増えている。例えば、2020年の選挙結果では全国一つの比例区の34議席が得票数によって国民党13議席、民進党13議席、時代力量3議席、民衆党5議席に配分された。四つの政党は規定にしたがって半数以上の議席、すなわち国民党7議席、民進党7議席、時代力量2議席、民衆党3議席を女性にする結果、女性議席が規定の17席を上回り19席となった。

つまり、「女性定数保障を憲法に」明文化することも「4分の1の女性定数保障枠」、「比例代表名簿の半数以上を女性」に改正することも、女性運動と政治エリートとしての政党などが重要な役割を果たしていると思われる。台湾の女性団体が政治体制の形成や民主化の過程、大型選挙の節目などのチャンスをつかみ、政党と政府機関に圧力をかけ、社会のジェンダー平等を推し進めている。国連の加盟国ではなく、国際機関からの監督を受けない台湾の特徴としては、やはり女性運動家などを含む市民らが実際に行動を起こし、自ら積極的に政党や国家機構に参入することによる「外から内へ」働きかけていくということが挙げられる。

4 台湾女性の政治参画について

台湾はクオータ制を導入して以来、もはや50年以上を経過した。本節はクオータ制の実施と変遷とともに変化してきた、女性の政治参画に関する現状を中心に検討したい。

1) 女性リーダーの誕生

台湾の総統選挙は、1996年から直接選挙制に変わり、任期は4年1期で2期までと規定されている。2000年の総統選挙で、初女性副総統となった呂秀蓮氏はフェミニストで、1979年の美麗島事件に逮捕され服役したが、釈放後、政治家として活動してきている。彼女は若い時から、女性団体が候補者を推薦することや政党の選挙運動を監督するなどの政治活動に関与すべきと主張し、現在も自分のフェイスブックなどで台湾の政治について発信している。

そして、2016年に初女性総統、蔡英文氏が選出され、当時の日経新聞は「『縁故』なき女性リーダー」（2016年1月24日）という表現で紹介した²³。学者出身の現蔡英文総統は、国民党政権下の1990年代に行政院大陸委員会委員などを務め、また2000年の民進党政権に行政院大陸委員会の主任委員に就任した。2004年には民進党に入党し、比例区の立法委員選挙に出馬当選し、

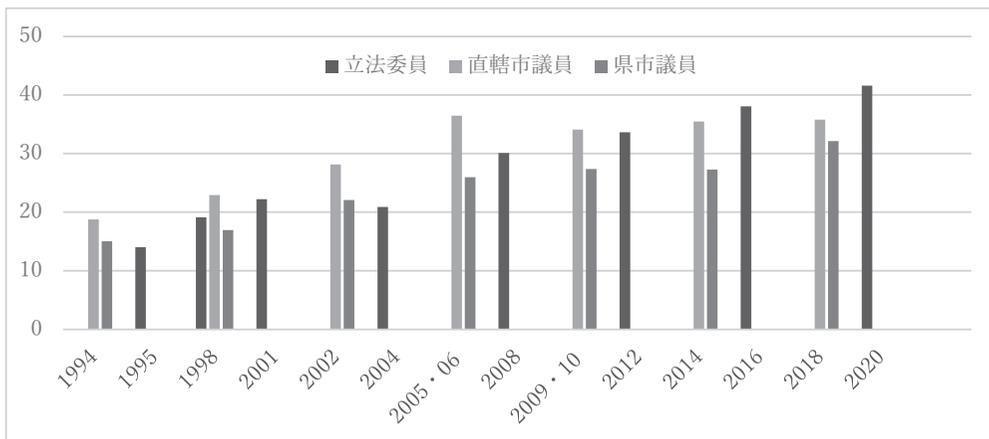
²²「つまり、国民党も民進党も小選挙区選挙において有効な女性候補者擁立に関する規定は持っていない」（福田2014, 192頁）。

²³<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO96478620T20C16A1TZN000/>（2022年2月17日アクセス）。

さらに2006年1月から2007年5月までに、行政院の初女性副院長（副首相）に指名された。民進党が野党になった2008年に、蔡英文は党員の要請により初女性党主席となり、のち2010年の新北市長選と2012年の総統選挙に出馬したがどちらも敗北したため、党主席を辞任した。2014年に彼女は再び党主席に選出され、民進党の総統選候補者として、2016年に初当選、2020年に再選を果たした。

『蔡英文自伝』（2017）からわかるように、彼女は自ら望んで政治家を志していたわけではなく、周りの人々の後押しで官僚、閣僚、党主席などとなり、さらにこれらの経歴を経て、一国のリーダーとして育てられた。女性は「国のリーダー」に相応しくないと考えている人もいるが、大半の台湾民衆が蔡英文氏の能力と努力を認め、彼女を総統として迎えた。女性総統の誕生はある意味で、台湾社会の政治分野における性別役割分業意識が少しずつ破られていると考えられるが、一時的な現象であるかどうかを見守る必要がある。ところで、台湾の各政党における総統・副総統候補者を「男女ペア」にする傾向は、2016年に立候補を推薦した政党すべて、さらに2020年に三組のうち二政党が「男女ペア」で、少しずつ顕著になってきたようである。

図2 台湾の立法院と地方議会における女性議員比率の推移（%）



資料：中央選挙委員会「歴届立法委員選挙女性參選情形」および「直轄市及縣（市）議員選挙女性當選比率比較圖」により筆者作成。

2) 女性議員の増加

クォータ制の存在と変遷とともに、大きく変化したのは、間違いなく女性議員比率の上昇であると思われる。図2は1995年以降の立法院・直轄市・縣市における女性議員の比率推移をまとめたものである。10%程度の議席割当制が実施された1995年までは、地方議会も立法院も女性議員の比率は10%程度を維持していた。1998年から2004年の立法委員選挙においては、一部の政党が政党クォータ制を導入したため、女性立法委員の比率は20%前後に伸びた。一方、1998年の地方選挙も政党クォータ制の影響を受け、女性議員の比率が約20%に達した。地方女性議員はその後1999年に「地方制度法」の25%程度議席割当の施行により、さらに上昇し続き今日の3割を超えた。それに対して、女性立法委員が3割を上回ったのは、選挙制度改革に導入された候補者クォータ制が実施された2008年だった（図2）。以降、立法委員選挙が重ねるた

びに、女性立法委員が徐々に増え、特に小選挙区と先住民区の伸び率が一層顕著になっている(図1)。

なお、比例区に女性議席を確保する規定は小選挙区・先住民区における女性候補者および当選者の増加と関係しているのか。つい最近、2022年1月に小選挙区の立法委員に関する補欠選挙が行われ、民進党が元比例区の立法委員、林静儀氏(2016年～2020年)を立候補させて当選した。林静儀氏と同じく、2016年から2020年までに民進党の比例代表として立法委員を務めた蔡培慧氏も、2020年に小選挙区で出馬したが、落選した。林静儀氏は産婦人科医で、蔡培慧氏は社会学学者で、二人はそれぞれの専門分野をもつものの、比例区での立法委員の経歴はおそらく彼女らを政治家する訓練になったと考えられる。すなわち、特に別の専門分野をもつ政治の素人という比例区の立法委員にとっては、任期中で議会の運営や法案の成立などに携わるので、政治家となる貴重なスキルを身に付けられると思われる。

ところで、2018年の統一地方選挙後、婦女新知は25%程度議席割当制で当選した地方女性議員の数を統計し、特に直轄市の女性議員が全員議席割当制を利用せず、実力で当選したことを公開した²⁴。この結果を踏まえて、婦女新知は「3分の1のジェダー・クォータ制」という提言を出して、地方制度法に関する法改正を呼び掛けた。台湾の女性団体は依然に主体として、女性の政治参画を推し進めている。つまり、台湾のクォータ制は、女性の政治参画を促進したばかりではなく、選挙活動を活性化し、多くの女性が女性枠なしでも当選できるようになるほど、さまざまな波及効果をもたらした。

5 日台地方選挙からみるクォータ制の効果

ここではクォータ制の有無による「日台地方選挙」を比較することにより、クォータ制の効果についてさらなる検証を行う。2018年台北市議選および2019年福岡市議選に関する調査データは「地方議会の女性議員増加をめざして一日・台統一地方選挙時の比較調査から一」(福岡女性学研究会2020)という報告書から引用したものである。2018年に日本でも、ようやく「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下「候補者男女均等法」)が公布・施行された。この法律は、罰則なしの理念法にすぎないが、一定程度の効果を発揮していると施行後の選挙結果から推測できる。

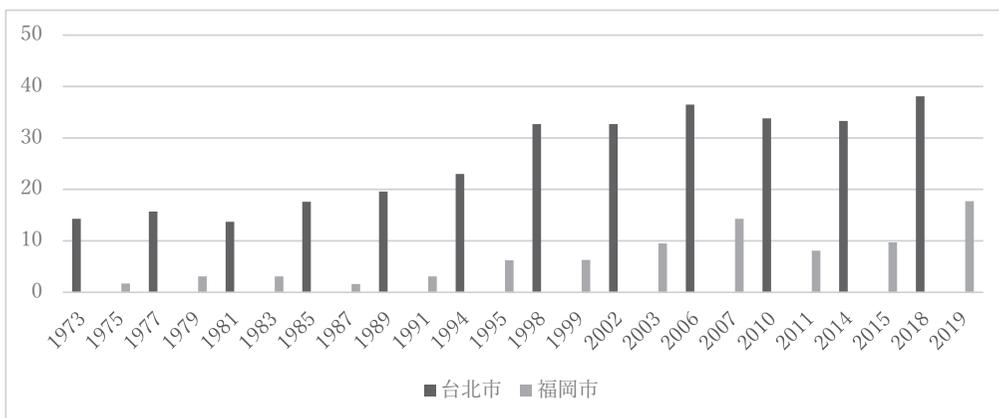
図3は台北市と福岡市の女性市議員比率の推移を示したものである。図3に示されたように、「候補者男女均等法」の施行後、2019年4月に統一地方選挙で、福岡市議会の女性議員の割合は、2015年の9.7%から17.7%に倍増した。これは候補者の人気度、社会的雰囲気、各政党の選挙戦略など様々な要因の結果でもあるが、ある程度「候補者男女均等法」の施行に影響を受けていると考えられる。一方、台湾では50年以上もクォータ制を導入し、改正してきたため、台北市議会の女性議員の比率が年々上昇し、2018年に38.1%にも達している。日本も、台湾と同じように、「候補者男女均等法」を活用し、さらなる効果的なクォータ制、例えば数値目標を設けるなど法律を改正すれば、女性議員の数が大幅に増える可能性がある。

²⁴議席割当制で当選したのは、直轄市女性市議0名で、県市女性議員は4名で、町村女性代表は19名のみであった(婦女新知2018, 16-24)。

1) 日台地方選挙の現状について

表3は、日台地方選挙の現状を比較考察するために、特に女性議員の比率や投票率、候補者の年齢などを中心に整理したものである。まず、台北市議選において、投票率も選挙競争率も福岡市議選より高く、台北市議選が約2に対して、福岡市議選が1.4であった。選挙競争率とは、立候補者数を議席数で割った数値であり、競争率が低い場合、候補者が当選しやすい反面、有権者の選択肢が少なくなってしまう。福岡市議選のように、数少ない候補者の中から投票しなければならぬという状況は、有権者の投票動機を損ない、投票率を低くさせる要因の一つとなるであろう。

図3 台北市と福岡市の女性市議比率の推移 (%)



資料：福岡市『男女共同参画年次報告書』平成26年度・令和2年度及び台北市議会「市議員 歴届議員」により筆者作成。

表3 日台地方選挙の比較

	2019年福岡市議選	2018年台北市議選
議席・女性議員 (%)	62 議席・11 (17.7%)	63 議席・24 (38.1%)
投票率と選挙競争率	42.01%・競争率 1.4	66.00%・競争率 2
候補者数 (女性候補者・%)	89 人 (19 人・21%)	124 人 (47 人・38%)
候補者の年齢分布	男性最多 50 代 (33%) 女性最多 40 代 (32%)	男性 50 代 (30%)・40 代 (30%) 女性最多 30 代～20 代 (38%)
男女候補者の当選率 %	女性候補者 58% 男性候補者 73%	女性候補者 51.06% 男性候補者 50.65%

また、2018年の台北市議選で女性候補者は、47人で総候補者の38%を占めているに対して、福岡市では19人、総候補者数の21%であった。女性市議を増加させるためには、まず女性候補者を増やす必要があり、台湾の地方選挙における「当選者4名につき女性1名」という議席割当制は、女性を立候補させることを促した。さらに候補者の年齢について、台北市議選では、30代～20代の女性候補者が最も多いのに対して、福岡市議選では40代が最も多い。台湾では選挙に対する国民の関心が高く、近年特に若い年齢層の投票率が極めて高いという²⁵。つまり、女性

²⁵[20代の投票率、台湾では約9割?若者と政治の距離が縮まるまで] 朝日新聞デジタル (2021年10月23日), <https://www.asahi.com/articles/ASPBC362DP9ZUHBI014.html> (2022年2月17日アクセス)。

議員の比率を増やすためには、如何にして若い年齢層に政治に関心を持たせるかは重要であろう。

選挙競争率が比較的低い福岡市議選は、男女候補者の当選率がともに台北市議選より高いが、特に男性候補者の当選率は73%で一層高い。それに対して、クオータ制の定着により、2018年台北市議選では、男女候補者の当選率は同じく51%前後であった。クオータ制は逆差別ではないかを主張する人もいるが、むしろ男性優位の政治状況を是正しないほうが、女性や若者などの多様な人材を議会から排除し、差別になってしまう状況が生じる可能性を認めない。長年にわたって実施されてきた台湾のクオータ制は、男性優位の政治状況を是正し、性別当選率の差をなくしたという効果をもたらしたと思われる。

2) 日台女性市議候補者の支援者について

引き続き、女性市議候補者の事務所（2019年に福岡6か所、2018年に台北・新北市8か所）での支援者に関するアンケート調査の結果について検討する²⁶。調査結果からわかるように、台湾の支援者（女31人、男23人）の多くは現役の社会人であるのに対し、日本の支援者（女39人、男20人、不明2人）の大半は定年退職したものである。台北市と新北市における支援者の半数が20代～30代であることも、候補者の年齢に反映されていると思われる。支援者アンケート調査では、日台支援者における女性市議に対する印象も異なっている。台湾では、女性市議に対して好印象を持ち、生活への貢献度が高いと思っている人が半数以上、それに対して、日本支援者の半数が「どちらとも言えない」と答えている。

調査時点の台湾女性市議の比率（2014年台北市33.3%・新北市37.9%）は日本（2016年福岡市9.7%）の3倍以上で、すなわち女性市議比率の高い台湾では、日常頻繁に行われる女性市議の活動が可視化され、市民生活への貢献度に対する有権者の評価が高まったと思われる。逆に日本では女性市議が少ないため、選挙民の生活への貢献が可視化されにくく、高い評価が得られないと思われる。日本支援者のほとんどは、10%に満たない女性市議の比率に対して満足していないし、女性市議を増やすことに多くが賛成したが、うちの半数がクオータ制の導入に懐疑的な態度を示していた。

しかしながら、女性市議比率が約4割の台湾では、この割合に満足している人が多く、なお支援者の大半が女性市議をさらに増やすべきだとし、法律で女性市議の割合を定めることに半数以上が賛成している。台湾ではクオータ制の定着により、女性議員の比率が確実に高くなっており、女性議員に対する有権者の評価も高くなる。台湾の結果により、日本の女性議員増加に向けてクオータ制導入の必要性が確認され、しかもクオータ制導入に関するヒントも得られると思われる。とはいえ日本では、クオータ制導入に対して懐疑的な態度を示す人、あるいはクオータ制導入についてわからない人、は決して少なくない²⁷。日本社会において、クオータ制に対する理解度を高め、その必要性を認識することも重要な課題の一つといえよう。

²⁶調査に関する詳細データは、福岡女性学研究会（2020）を参照。

²⁷日本財団の「第2回1万人女性意識調査『テーマ：女性と政治』調査報告書」（2020）によれば、クオータ制・パリテ導入について「わからない」が半数を占め、「賛成」の3割より多い。

3) 日台女性市議について

以下では、2019年に日台4市、すなわち福岡市（2人）、北九州市（6人）、台北市（1人）、新北市（1人）の女性議員に対するアンケートと聞き取り調査の結果を用いて、比較考察を行う²⁸。立候補の動機については、「政党からの要請」以外、地域の女性や所属団体の「女性議員を議会に」という声に押され出馬したケースが多い日本に対して、台北市議は元市議の後任として世代交代を進めるため、新北市議はクオータ制に対応し若者世代の代表として新しい議席を獲得するためという。また、立候補を決めた時の障壁について、日本では一般に家族、とくに夫の反対などが挙げられているが、台北市議は候補者としての知名度の低さ、新北市議は若さや二世議員であることを挙げている。

台湾の両市議は、クオータ制により「政党の女性候補者や女性の当選者の数は著しく増えた」、「性別役割分業の価値観が変わった」、「有権者も女性の政治参画を一層支持するようになった」などの変化をもたらしていると述べている。両市議はクオータ制の割合をさらに高くし、より多くの女性が意思決定の場に参加することを望んでいる。それに対して、北九州市議・福岡市議では、クオータ制を導入しなければ女性議員は増えないという認識を持ち、導入に賛成し、しかも「候補者男女均等法」を積極的に活用して議会質問などで行政の取り組みを促したと考えた人がほとんどであるが、消極的な意見もあった。この消極的な意見は単なる1人の意見ではあるが、半数の支援者が「クオータ制導入に対する懐疑的な態度」と合わせて考えると、決して無視できる状況ではない、日本社会の実態を反映していると思われる。クオータ制導入を推進すると同時に、議員を含む有権者に対するクオータ制導入への理解、および導入の必要性の普及も進めなければならないと思われる。

現在、台湾の地方選挙は1999年に「4分の1の女性定数保障枠」が導入された地方制度法に基づいて行われている²⁹。この25%程度の議席割当があるから女性候補者の当選率は男性候補者より高いということで、政党も女性候補者を積極的に推薦することになる。聞き取り調査を引き受けてくれた新北市議は、まさにこの状況で党の公認を得て初出馬した例である。彼女によれば、所属する選挙区は人口増加により、2014年に3議席から4議席に変わり、そのうちの1議席を女性に割り当てなければならなくなった。当選挙区では2014年以前の3議席のうち、すでに女性市議1名がいたが、新たな議席すなわち4議席目が女性枠になるため、どの政党も女性候補を推薦せざるをえなかった。というのは、現職の女性議員以外の女性候補がない場合、現職の女性市議が女性枠で100%当選するからである。結果として、2014年も2018年も当選挙区で立候補した2人の女性候補者は、ともに女性枠を利用せずに、自力で当選した。

こうしたクオータ制導入の定着により、2018年の台北市議選では、より多くの女性が立候補し、当選した。彼女らの一部は、議員の有給アシスタント制度で、政治の世界に入り必要な実務経験を積み重ね選挙に臨んでいる。例えば聞き取り調査を引き受けてくれた台北市議は12年間の議員アシスタント経験があり、30代で政治家としての能力に自信を持っているという。台湾

²⁸調査結果に関する詳細は、福岡女性学研究会（2020）、49-62頁を参照。

²⁹いわゆる「4分の1の女性定数保障枠」とは、選挙区の4-7議席のうち1議席を女性に、8-11議席のうち2議席を女性に、12議席-15議席のうち3議席を女性に割り当てる方式である。

の議員有給アシスタント制度は、女性に限らず若い市民活動家や学生が将来に向けて政治的訓練を積む場としても重要と思われる。

6 おわりに

以上の検討からわかるように、台湾女性議員の数は、決して突然に変わるものではなく、クオータ制の充実により徐々に増えたものである。また、クオータ制が制度化された背景には、積極的にクオータ制を推進している女性運動家たちの努力、および女性候補者を政党戦略として起用する政党があるからである。クオータ制が実施された状況のもと、女性議員が増え続き、ゆえに有権者も女性議員を評価することになる。その結果、より多くの女性が政治に関心を持ち、政治活動への取り組みを行い、従来の性別役割分業意識を変えつつある。台湾におけるクオータ制の導入や法改正などの経緯は、選挙制度が類似している日本にとって参考になるところが多いと思われる。

日台の「小選挙区比例代表並立制」を比較すれば、日本の衆議院選挙に採用された重複立候補制度はクオータ制の導入を難しくしてしまうことがわかった。日本の衆議院選挙は台湾の立法委員選挙で施行された「重複立候補制度なしのもの、比例代表名簿に女性を半数以上に」と同じような規定を取り入れれば、女性衆議院の比率は徐々に増えると思われる。単純計算にすぎないが、衆議院の比例代表議席 176 の半数 88 議席を総定数 465 議席で割ると、衆議院の女性議員比率は約 18.9% で直近の 2021 年 9.7% の倍になる。

重複立候補制を廃止などに関する選挙制度を改正することは重要であるが、それよりはむしろ有権者が政党に「重複立候補制度を利用せず、比例代表名簿に女性を半数以上に」することを要求した方がより実現可能ではなかろうか。台湾の経験はまさに女性運動家などを含む有権者が政党にジェンダー平等を実現するように要求してから始まり、ひいてクオータ制を改正させ、女性議員を増加させたなどの一連の変化をもたらした最も代表的な事例と言っても過言ではない。

また、2000 年に制定・施行された地方議員に関する条例³⁰では、地方議員が公費で議員アシスタントを雇うことが認められたため、現在、台湾の国会議員も地方議員も政府からの実費支給でアシスタントを雇うことができる。この制度により、学生など若い女性が有給アシスタントとして政治実践の場で能力やスキルを高め、立候補に向けてキャリアを積んでいると調査で明らかになった³¹。議員有給アシスタントという制度は、女性や若者を政治家として育成する重要なシステムになりつつあるが、これから検証すべき課題でもある。

日台比較により、地方議員における有給アシスタント制度のほかに、さらに異なったのは、台湾社会が「立候補することは人権の一つ」という社会的コンセンサスが形成されていることである。台湾において地方議員は議員職をやめずに国会議員選挙に立候補ができるし、また公立学校

³⁰2000年「地方民意代表費用支給及村里長事務補助費補助条例」第6条。(全国法規資料庫), <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=D0020039> (2022年2月18日アクセス)。

³¹2018年に当選した台北女性市議24人のうち、議員アシスタントの経験を持つ女性市議は計7人で3割前後を占めている。また2020年の国政選挙では、過半数を占めている民進党に所属している国会議員の3分の1は元議員アシスタントである。(新新聞週刊編輯部編著『新新聞』第172期, 2020, 「國會「助理系」民進黨立委最大派系」(自由時報2020年1月26日), <https://news.ltn.com.tw/news/politics/paper/1348139> (2022年2月18日アクセス)。

の教師も公務員も（私学・民間企業はそれぞれの方針による）も退職せずに出馬できる。仕事を辞めずに立候補でき、選挙で落選しても失業しないことで、立候補もしやすくなると思われる。日本において、立候補イコール失業ではない会社環境の仕組み作りや退職せず立候補できる法改正と社会的コンセンサスの形成などは、クォータ制の推進と共に、重要な課題であると思われる。

これまで述べてきたように、台湾のクォータ制は社会の様々な側面に影響を与え、特に女性の政治参画を活性化させている。日本の「候補者男女均等法」はこれから改正する中で、台湾の経験が参考になる可能性があると思われる。

<参考文献>

【和文文献】

小笠原欣幸『台湾総統選挙』晃洋書房，2019。

洪郁如「フェミニズム運動，政党，キャンパス：近現代台湾政治と女性」『言語文化』52号，2016，69-78頁。

蔡英文，前原志保（訳）『蔡英文自伝：台湾初の女性総統が歩んだ道』白水社，2017。

申琪榮「コラム～台湾における女性の政治参画とクォータ制度」『令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究』内閣府男女共同参画参画局，2020，162-168頁。

辻由希「台湾における女性議員の持続的増加の要因」『東海大学紀要政治経済学部』第48号，2016，87-102頁。

内閣府男女共同参画局編集『男女共同参画白書平成23年版』2011，https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h23/zentai/html/honpen/b1_s00_02.html（2022年2月2日アクセス）。

福田円「台湾の女性定数保障制」三浦まり/衛藤幹子編『ジェンダー・クォータ 世界の女性議員はなぜ増えたのか』明石書店，2014，177-202頁。

福岡女性学研究会『地方議会の女性議員増加をめざして：日・台統一地方選挙時の比較調査から』KFAW 調査研究報告書 vol. 2019-1, アジア女性交流・研究フォーラム，2020。

福岡女性学研究会「地方議会の女性議員増加をめざして—日・台統一地方選挙時の比較調査から」『アジア女性研究』29号，2020，1-20頁。

若林正文『台湾の政治 増補新装版 中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会，2021。

【中文文献】

李元貞〈台湾婦運及其政治意涵〉婦女新知基金會第十三期志工培訓 2000年12月22日講綱，<https://www.awakening.org.tw/news/5110>（2020年2月2日アクセス）。

___《眾女成城：台灣婦運回憶錄（上）》《眾女成城：台灣婦運回憶錄（下）》女書文化，再版，2015。

胡藹若〈論我國婦女保障名額制度—1949年以來的變遷〉《復興崗學報》82期，2004，363-383頁。

姜貞吟〈從婦女保障名額談女性參與政治之進展〉行政院性別視聽分享站，2017，<https://www.gender ey.gov.tw/multimedia/System/Notes/DealData.aspx?sn=dSWS8rFDUXI6M%2FawIV1LEw%3D%3D>（2020年2月2日アクセス）。

婦女新知《婦女新知》203期，1999年6月號，《婦女新知》212期，2000年3月號，<https://awakening.lib.tku.edu.tw/ebooks.aspx>（2022年2月3日アクセス）。

___〈面對新舊思維交織下的性別平權挑戰，開啟對話與前進的轉機〉《婦女新知》328期，2018年10-12月號，16-24頁，<https://www.awakening.org.tw/publication/5221>（2022年2月17日アクセス）。

黃長玲〈從婦女保障名額到性別比例原則 - 兩性共治的理論與實踐 -〉《問題與研究》卷40期3，2001，69-82頁。

___〈修憲後，婦女參政的隱憂〉網氏 / 岡市女性電子報2004，<https://bongchhi.frontier.org.tw/archives/4421>（2020年2月2日アクセス）。

___〈差異政治的形成：1946年婦女保障名額制定的歷史過程〉《政治科學論叢》第52號，2012，89-116頁。

彭滄雯〈參政篇〉婦女新知《一九九九台灣女權報告》財團法人婦女新知出版，2000，83-92頁。

莊文忠・林瓊珠・鄭夙芬・張鑑文〈婦女保障名額制度與選舉競爭對女性參政的影響：以2000年至2010年縣市議員選舉為例〉《台灣政治學刊》第22卷，第2期，2018，1-46頁。

鮑彤・莊文忠・林瓊珠〈從四分之一到三分之一？婦女保障席次的選舉效應評估〉《東吳政治學報》第32卷第1期，2014，99-141頁。

顧燕翎《台灣婦女運動：爭取性別平等的漫漫長路》貓頭鷹，2020。

【歐文文獻】

Inter-Parliamentary Union, “Women in Parliament in 2020: The year in review” 2021, <https://www.ipu.org/women-in-parliament-2020>（2022年2月2日アクセス）。

Female Participation in Politics in India and Nepal

Kozo Kagawa

(Professor Emeritus, Kobe University)

1 This article aims to analysis female participation in politics in India and Nepal involving diverse dimensions of religions, languages, races and caste. Though male control can be seen in politics, it is necessary for female and minority persons to participate in politics in order to construct inclusive and democratic countries.

2 In India, the movement for women's suffrage started in the early 1900s. Provincial legislatures had granted women the right to vote under the limited qualifications for literacy and property ownership in colonial rule. The Constitution of 1950 granted women and men suffrage after independence.

UK included provisions in the Government of India Act of 1935 for reserved constituencies for the depressed classes such as Untouchable, Muslim, Sikh, Anglo-Indian, Women etc. Totally 36 seats were reserved for women at the provincial assemblies. But after independence women associations refused reserved seats for women at the Central and State Assembly in the process of drafting Constitution. So reserved seats for women were not provided in the Constitution except Scheduled Castes and Scheduled Tribes.

In 1993 women got one-third reservation in Gram Panchayats, Block Panchayats and Municipal Bodies under No. 73 and 74 Amendment of Constitution. Recently one-third has been promoted to one-half under the State Acts. As a result, about 50% of all seats are occupied by women at the level of Panchayats. And there is a plan to extend this reservation to the Central and State Parliament. For example, the Women's Reservation Bill proposed in 2008 reserved 33% of all seats in Lok Sabha and all State Legislative Assemblies. The Rajya Sabha passed the Bill on 9 March 2010. But the Bill did not pass in the Lok Sabha. As the oppositional reason it was said that the Bill would benefit women from the privileged strata of the society and female relatives of current male politicians. But Scheduled Castes, Scheduled Tribes and Other Backward Classes should be suffered from discriminatory treatment.

3 In Nepal, traditionally women had limited role in political leadership. But they gradually became active and contributed in bringing political changes. 1990 Constitution required at least five percent women's candidature in the election for House of Representatives. Women's representation drastically increased to 32.8% at the Constituent Assembly Election held in 2008. Article 63 of the Interim Constitution of 2007 made a provision on the principle of inclusiveness in selecting the candidates by the political parties and to keep proportional representation of women, Dalit, oppressed tribes, backwards, Madhesi and other groups. At least one third of total representation shall be obtained by women. Nepal stand on the 14th position in the world to send women to the Parliament.

インド・ネパールにおける女性の政治参加

香川 孝三
(神戸大学名誉教授)

1 はじめに

本稿では、南アジアの中で、インドとネパールの女性の政治の場への参加について考察することとする。両国はヒンズー教徒が多数を占めているが、それ以外の宗教（イスラム、キリスト教徒、シク教徒等）も見られるし、カースト制度による多様な身分階層、多様な言語、多様な民族を含む社会構造になっている。これまで上位カーストの男性が社会や政治を支配してきたが、平等社会を構築するためには、意思決定の場（政治参加の場）に抑圧されてきた人々が参加していく必要がある。つまり抑圧されてきた女性やマイノリティが政治の場に参加できる制度を構築する必要がある。本稿ではジェンダーの視点から女性の政治参加を考察の対象とするが、抑圧されてきた人々の政治参加の問題との関連性を無視することはできない。これは多様な宗教、言語、民族等を含む社会で、分裂しないですべてを包摂した民主主義社会を構築するという視点が必要なことを示している。

表1の南アジアにおける女性の政治参加の割合（2021年）を見てみると、女性国会議員の割合は、ネパール32.7%、バングラデシュ20.9%、パキスタン20.2%、ブータン14.9%、インド14.4%、スリランカ5.4%となっている⁽¹⁾。ネパールがもっとも高くなっている。もっとも低いスリランカは女性議員の割合を増加させる特別な政策は採用されておらず、低い状態のままである。中間に位置するバングラデシュ、パキスタン、ブータン、インドでは女性議員を増やすための政策が実施されており、その内容がどのようなものか注目されている。インドとスリランカを除いて、女性閣僚の割合が女性国会議員の割合より低いことがうかがえる。

女性国家元首が過去50年のうちに在職している年数が多いことが、政治参加の高さに反映されていることが分かる。たとえば、インドではインディラ・ガンジー元首相（1966年1月24日から1977年4月23日、1980年1月15日から1984年10月31日、初代首相のネルーの娘）とプラティバ・パティル元大統領（2007年7月25日から2012年7月25日、マハラシュトラ州議会議員、上院・下院の議員、ラージャスタン州知事を歴任）が、女性ではじめての首相および大統領となった。

ネパールのビドヤ・デヴィ・バンドリ大統領（2015年10月29日から現在）はネパール共産党マルクス・レーニン主義派の書記長であったマダン・クマール・バンドリと結婚し、大学生時代から従事していた政治活動から退き、専業主婦になった。1991年ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派の結成大会（1993年）で夫は書記長に選ばれた直後、交通事故で死亡した（殺人の疑いをもたれている）のち、妻は政治活動に復帰し、国会議員、大臣を経験して大統領に選出された。

表1 政治参加の内訳

	女性国会議員の割合	女性閣僚の割合	女性国家元首の年数
インド	14.4%	23.1%	19.5年
パキスタン	20.2%	12%	4.8年
バングラデシュ	20.6%	8.0%	25.6年
ネパール	32.7%	14.3%	3.7年
スリランカ	5.3%	6.7%	13.1年
ブータン	14.9%	10.0%	0年
日本	10.1%	5.3%	0年

(出典) World Economic Forum Report 2021 から執筆者が作成

2 インドにおける女性の政治参加

(1) イギリス植民地時代

インドで女性の普通参政権を認められたのは、1947年インドがイギリスの植民地を脱して独立した後、1950年憲法が施行されてからである。女性の参政権を求める動きは、1917年に結成されたマドラスの「女性のインド協会」の書記長であったマーガレット・カインズ、アニー・ベサントらが同年インド担当大臣であったモンターギューにインド女性の参政権を陳情したことから始まった⁽²⁾。イギリスでは1918年に30歳以上の戸主や戸主の妻に限って参政権が認められたが、インドでは1919年インド統治法（モン・ファド改革）では統治機構を中央と州に区分して管轄事項を分けて、それぞれの立法参事会（Legislative Council）の議員選挙が男性だけの制限選挙のもとで選出されることになった。人口の3%ぐらいのインド人男性が州議会の参政権を持ち、中央議会への参政権は0.06%しか持っていなかった。女性参政権は時期尚早であるとして認められなかった。しかし、付帯決議で各州議会に女性参政権を認めるかどうかが委ねられた。これを受けて1920年代には女性参政権を識字能力や納税義務の有無による制限付きではあるが認められた。マドラスでは1920年、ボンベイでは1921年に認められ、1930年までにはすべての州議会に女性参政権が制限付きではあるが、認められた⁽³⁾。女性有権者は約100万人で、成人女性人口の1%を下回っていた。マドラスでは、1926年に女性の立候補者としてKamaladevi Chattopadhyayaが出馬したが、50票の差で男性立候補者に敗れた。その代わりに、州政府によってMuthulakshmi Reddyが議員の任命を受けて、最初の女性議員となった。これは世界的にみても早い段階で女性議員が存在していたと言えよう⁽⁴⁾。

一方、男性の参政権はインド人自身による自治を一部認めるために、1892年インド参事会法によって中央と州立法府議員の選挙において、識字能力や納税額による限定付きではあるが、認められた。さらに1909年のインド参事会法（モール・ミント改革）によって宗教別の分離選挙が採用された。これはイスラム教徒のみがイスラム議員を選ぶ特別な選挙区を設ける制度であった。つまり、ムスリムには特別な選挙区を設けて、ムスリムだけがムスリム候補者に投票するというシステムを導入した。しかも、少数派保護を名目に、ムスリムの人口比よりもムスリム議員定数を多くしていた。1906年に創立された全インド・イスラム連盟の主張を認めた結果であ

る⁽⁵⁾。1919年インド統治法では分離選挙をシーク教徒にも認めた。参政権の資格は州によって異なり、識字能力、1万から2万ポンド以上の収入、年間250ポンドから500ポンドを超える土地税を支払う者に参政権が認められた。人口の約3%が参政権を認められた。

イギリスでは1929年春の総選挙で労働党が第一党になり第一次労働党内閣が成立した。1930年ロンドンで開催された第1次円卓会議では女性の留保議席の提案がなされた。この提案にはインドの女性団体は普通選挙を主張して反対したが、1932年8月第2次円卓会議で女性議員に2.5%の議席を留保することが勧告された。

この会議の最後にマクドナルド首相はコミューナル裁定（マクドナルド裁定）を出して、分離選挙の継続方針を示し、むしろそれを拡大していった。ヨーロッパ人、英印混血人、インド人キリスト教徒、不可触民、未開部族や女性も別扱いを認めることを明らかにした。これは労働党がインド植民地政策では保守党の政策を引きつぎ、コミューナル（宗教や民族を異にするコミュニティ間の対立を意味するインド製英語）紛争を利用して植民地を支配することを示した。

アンベドカールは不可触民の差別を撤廃するために不可触民のみが選挙権と被選挙権を持つ分離選挙制を設けるべきであるという主張をおこない、植民地政府も宗教対立を利用して分割して統治するという植民地政策を不可触民にも適用するために分離選挙制度を取り込もうとしていた。これに危機感を持ったのがマハトマ・ガンジーであった。マハトマ・ガンジーは分離選挙が国を分裂させるとして反対した。彼はプネーの獄中で死に至るまでの断食を決行した。ガンジーが衰弱し重体に陥り、アンベドカールは不可触民の分離選挙制を撤回し、1932年9月にプネー協定（Pune Pact）を結んだ⁽⁶⁾。プネー協定では、選挙区毎に不可触民だけで4名の候補者を選び、その中から選挙区内の全有権者の投票によって最大の得票を得た者が選ばれるという2段階方式で不可触民に議席を留保することを定めていた。

1935年インド統治法では、イギリスのインド統治のために中央ではインド総督に立法権と行政権を集中し、英領インド11州に限定的ではあるが、インド人による自治が導入された。そのために1937年の州議会選挙では、限定的な直接選挙（約3500万人、うち女性約600万人の有権者）が実施され、多数派が州内閣を構成する権限が認められた⁽⁶⁾。総督が任命する州知事が州議会を主導しており、限定的な州自治制の導入であった。その州議会議員の中に留保枠を設け、指定カースト、指定部族、シーク教徒、イスラム教徒、アングロ・インディアン、西洋人、産業界、土地所有者、大学人、労働代表と並んで女性枠が設けられた。女性枠の中でも、ヒンズー教徒、イスラム教徒、シク教徒、インド人キリスト教徒、英印混血人に割り振られていた⁽⁷⁾。

州議会の議員構成を以下のようになっていた（1935年インド統治法附則5号）。

	マドラス	ボンベイ	ベン ゴール	聯合州	パン ジャブ	ビハール	中央州 ベラール	アッサム	西北 国境州	オリッサ	シンド
ヒンズー	146	114	78	140	42	86	84	47	9	44	18
不可触民	30	15	30-	20	8	15	20	7	0	6	0
種族	1	1	0	0	0	7	1	9	0	5	0
シク	0	0	0	0	31	0	0	0	3	0	0
ムスリム	28	29	117	64	84	39	14	34	36	4	33

混血	2	2	3	1	1	1	1	0	0	0	0
ヨーロッパ人	3	3	11	2	1	2	1	1	0	0	2
インド 基督教徒	8	3	2	2	2	1	0	1	0	1	1
商工 農業	6	7	19	3	1	4	2	11	0	1	2
地主	6	2	5	6	5	4	3	0	2	2	2
大学	1	1	2	1	1	1	1	0	0	0	0
労働 代表	6	7	8	3	3	3	2	4	0	1	1
婦人	8	6	3	6	4	4	3	1	0	2	2
合計	215	175	250	228	175	152	112	108	50	60	60

婦人議員の内訳

ヒンズー	6	5	2	4	1	3	3	1	0	2	1
シク	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
ムス リム	1	1	2	2	2	1	0	0	0	0	1
混血	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
インド基督教徒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(出典) 満鉄東亜経済調査局『印度概観』1943年、179-180頁

マハトマ・ガンジーは1915年南アフリカから帰国してから、インド独立運動をリードし、それまで男性を中心とした運動から、生活上の問題（手紬ぎの綿糸運動や塩の専売反対運動等）を取り扱うことによって女性も巻き込む運動を展開しており、女性の独立運動への参加が注目されはじめたころであった。1929年全インド女性会議が組織され、女性の地位向上の活動を開始していた。マハトマ・ガンジーは1930年～34年に市民的不服従運動を展開して、女性達が製塩法を意図的に違反する運動に積極的に参加して、女性のパワーを見せつけた。インド国民会議派は1931年のカラチの大会で「法の下での男女・カースト・宗教上の平等、雇用・就業における無差別、普通成人選挙の実現」を目標に掲げて運動を展開した。しかし、一部の女性は女性議員の留保枠を設けることを陳情していた。多くの女性団体は国民会議派の決議に基づき、男女ともに普通選挙を求めた。なぜならばムスリムのための分離選挙を継続していくと、ヒンズーの女性とイスラムの女性を分けることになり、女性としての統一を維持するために留保枠を設けることには反対の立場をとった。

しかし、1935年インド統治法に基づく州選挙が1937年4月に実施された。参政権を有する資格を持つ女性は、21歳以上で男性と同じ資産を有し、識字能力を持ち、前年に所得税を支払った夫または軍に勤務する夫の妻または未亡人である。この結果、参政権を有する女性は約0.06%に過ぎず、男性は約10%であった⁽⁸⁾。1937年に実施された選挙で、多くの州で国民会議派が政権を握ったが、一般議席から10名、留保議席で41名の女性を選出された。

イギリスが植民地統治（分割して統治）を維持するために分離選挙の代わりに留保枠を設けたが、それは国民会議派の力を弱めるためであった。イスラム教徒やシク教徒らの宗教的マイノリティやカースト制度の最底辺に位置する不可触民や部族に議席を与えているだけでなく、女性に

も留保枠を設けて分割して統治する政策を実施した⁽⁹⁾。したがって、女性枠は女性の権利保護という視点のために設けられたものではない。この制度によって英語教育を受けた中産・上層階層の女性が議員となっていた。中産・上層階層の女性をインド統治に利用するために女性議員留保制度を設けたと理解することができる。女性が男性に対抗する勢力となって利害が対立することをインド統治に活用しようと狙ったものと理解できる。

(2) 独立後の動き

1947年インドはイギリスから独立し、それとともにイスラム教徒を中心とするパキスタンが成立した。それでもインドには人口の1割ほどのイスラム教徒がおり、イスラム教徒がいなくなったわけではない。

独立後の政治体制を決めたのは1950年インド憲法である。この憲法によって男女とも普通選挙が初めて認められた。宗教、カースト、性別による差別を禁止し、宗教別の分離選挙制度は採用されなかった。憲法によって留保制度が維持されたのは不可触民と部族であり、留保カースト(Scheduled Caste, SC)や留保部族(Scheduled Tribe, ST)として高等教育の奨学金や入学許可、公務員としての就職、農業補助金や食料切符の優先的配布、さらに議会の議員枠の設定等のアフーマティブ・アクションが実施された。SCやSTだけが立候補できる選挙区を作り、SCやSTだけが投票して議員を選ぶ仕組みによって、確実にSCやSTの議員を留保できることになっている。この議員枠を利用して女性議員が選出される可能性がある。SCやSTに議員を留保する制度は10年の期間に限定されているが、その後の憲法改正によって更新されており、現在も継続されている。

しかし、憲法は女性議員留保制度を採り入れなかった。それは当時の女性団体が男女平等の普通選挙を希望し、女性議員に留保枠を設けることに反対したためである。女性を優遇することは女性の劣位を認めることになり、それを屈辱と感じ、優遇措置を拒否したためである。一般の小選挙区制度の中で女性議員が増えることを選択した。さらには、男性指導者側にも、女性を特別扱えばカースト、宗教、民族ごとに集団の中で分裂が加速されて、「多様性の中の統一」が困難になるという警戒感があったことも指摘されている⁽¹⁰⁾。

その後、女性議員留保制度のない状態が継続されたが、変化の兆しが見えてきたのは、インディラ・ガンジー首相のもとで、1975年国際女性年をきっかけとして実施された「女性の地位向上委員会」の調査であった。その報告書(『平等に向けて』)で女性の地位に低さを指摘された。これ以降、5か年計画の中に「開発における女性」政策が盛り込まれている。これらは国際的な女性の地位向上の動きと連動し、1975年国際女性年、その後5年おきの世界女性会議が開催され、1979年女性差別撤廃条約が国連で成立した(インドが批准したのは1993年)。国際的な動きに合わせて、1988年「女性に対する国家展望計画」が策定され、その中で、意思決定の場に女性の参加が提言され、地方行政改革を目指して地方レベルでの意思決定の場に女性に30%の議席を留保することが提案された⁽¹¹⁾。

① パンチャヤート・ラージにおける女性議員留保

1980年代末に国民会議派のラジブ・ガンジー政権が村レベルでの女性首長や女性議員の留保

問題を取り上げ、それを引き継いだナラシマ・ラオ内閣のもとで、1993年第73次憲法修正によって、農村部（パンチャヤート・ラージ）において首長と議員の3分の1を女性に留保する制度が導入された。パンチャヤート・ラージは県（Zila Parishad, District Panchayat）、ブロック（Panchayat Samiti, Block Panchayat）、村（Gram Panchayat）の3段階があり、それぞれの議長職と議員の3分の1を女性に留保することになった（憲法243D条）。さらに同時に成立した第74次憲法修正によって都市部でも同様に3分の1を女性に留保する制度が導入された（憲法243T条）。都市部には大都市に設けられる自治都市、人口1万から2万5000人程度の都市には都市評議会、それ以下の都市にはナガル・パンチャヤートの3種類が設けられている。

留保枠は女性だけでなくSCとSTにも人口比に応じて議長職（首長を兼務）と議員の数が留保されている。SCやSTの女性を含めて、全体の3分の1の議席が女性に割り当てられる。

2018年3月段階で、県で8091名、ブロックで75620名、村で1292203名、合計1375914名の女性議員（全体の44.37%）が活動している。その中に議長職となる女性も含まれている⁽¹²⁾。

2008年第108次憲法修正案でパンチャヤート・ラージに女性議員を50%留保する提案がなされたが、これは下院で審議未了のまま廃案となった。しかし、州の分権化政策の推進を目指して、50%を女性議員に留保する制度が州法によって広がってきている⁽¹³⁾。議員は無給の場合がほとんどであり、男性の関心が薄れていることも背景の事情として考えられる。さらに、「その他の後進諸階級（Other Backward Classes, OBC）」にも議席を留保する制度を導入する州が出始めている。

以上のように、地方自治体の議員の半数近くが女性議員で占められている。具体的に女性議員がどのように活動しているかはそれぞれのパンチャヤートの状況によって異なり、多くの調査が行われている⁽¹⁴⁾。積極的に女性が困っている問題に取り組むケースと、それには関心を示さず、男性の意思決定に従うだけのケース（男性の身代わりとして議員となること）もある。その背後には、政治は男性の領分であり、女性は家族や家庭の問題に専念し、政治には無関心であることが望ましい、女性が政治に入ってくることは女性としての領分を超えており、村民から誹謗中傷の対象になるという状況がみられる。

一般に指摘されているのは、男性議員は道路や治水、教育施設という社会インフラ整備に関心が高いのに対して、女性議員は憲法第11附則に定められている事項（家庭内の衛生、飲料水、環境整備、社会福祉等）の分野で日常生活改善に貢献しようとしている。「ストレート・トゥー・ザ・キッチン」と表現されるように生活に身近な問題に女性議員が力を発揮している。問題は、立候補者の多くが政党の推薦によって立候補しており、任期5年で交代するケースが多く、再任される割合が多くない。ほとんどが政治活動は初めてであり、政治活動に不慣れである。女性議員は議員としての経験不足を認識しながらも、家事育児と政治活動の両立に苦勞している。一方、父や夫、兄弟が地域の実力者であることが多く、父や夫の代理や身代わりとして出馬し、実質的に男性が政治を動かしているという指摘がなされている⁽¹⁵⁾。今後、女性議員の増加によって、男性の身代わり説を脱して、ジェンダーに配慮した政策形成を促進して、村レベルにおけるジェンダー規範をどう変えていくことができるかが問われている。

② 中央議会における女性議員の留保

1996年9月に女性議席法案（Women's Reservation Bill、第87次憲法修正案）が提案され、大

きな議論を巻き起こした。これは中央議会の下院と州議会で3分の1を女性議員に留保するという内容であった。この修正は1999年まで毎年提出されたが成立に至らなかった。

2008年に提出された女性議席留保法案（第108次憲法修正案）は2010年3月9日はじめて上院を通過した。共産党、人民党、国民会議派が賛成にまわって、憲法改正に必要な3分の2以上の票を得た。しかし、この法案は、下院では審議が時間切れとなり、廃案となった。その内容のポイントは以下である⁽¹⁶⁾。

憲法330条に追加し、憲法330A条として、下院で議席の3分の1を女性に留保すること、SCとSTに留保されている議席の3分の1を女性に留保すること、留保議席を各選挙区毎にローテーションで割り当てること⁽¹⁷⁾が定められている。

憲法332条に追加し、憲法332A条として、州議会の議席の3分の1を女性に留保すること、SCとSTに留保されている州議会の議席の3分の1を女性に留保すること、留保議席を各選挙区毎にローテーションで割り当てること⁽¹⁸⁾が定められている。

憲法334条に追加し、憲法334A条として、この改正は15年後には廃止することである⁽¹⁸⁾。

現段階まで中央議会における女性枠の留保制度は実現していない。なぜ成立しなかったのか。この法案に賛成する者は、女性の地位向上に積極的措置が必要であるし、すでに実施されているパンチャヤートでの留保女性議員が女性のエンパワーメントに有効的な効果をもたらしていることを主張している。これに対して批判するグループでは、女性留保枠によってヒンズー教徒の上位カーストの女性が選出される傾向が強いことに対して、イスラム教徒や下位カーストから反対の意見があった。なぜならば、富裕な上位カースト家庭では使用人を分業（コック、ベアラー、庭師、守衛、便所掃除、子守等）で雇っており、女性は家事労働から解放されており、外で政治活動に従事する時間を確保することができやすい立場にあるからである。そこで、現職の政治家と血縁関係にある女性を援助することになり、女性間の格差を生み出すと批判された。その際に、「その他の後進階層」（Other Backward Classes, OBC）⁽¹⁹⁾に位置づけられる者やイスラム教徒の女性に対する議員留保制の問題が法案作成過程では議論されていた。今後、これらも含めた留保制度を議論する必要がある。

下院および上院での女性議員数の変遷を表2および表3にまとめているが、下院では少しずつではあるが、女性議員の割合が増加し、14%強までになっている。上院では平均すれば約10%が女性議員になっているにすぎない⁽²⁰⁾。

表2 インド下院における女性議員の割合の変遷

下院選挙	年	下院の総人数	女性議員数	女性議員の割合
1	1952	499	22	4.41
2	1957	500	27	5.4
3	1962	503	34	6.76
4	1967	523	31	5.93
5	1971	521	22	4.22
6	1977	544	19	3.49
7	1980	544	28	5.15
8	1984	544	44	8.09
9	1989	517	27	5.22

10	1991	544	39	7.17
11	1996	544	40	7.35
12	1998	545	44	8.07
13	1999	545	44	9.02
14	2004	552	47	8.5
15	2008	543	59	10.86
16	2014	545	62	11.41
17	2019	542	78	14.39

(出典) Election Commission of India ed., Indian General Election Results から作成

表3 インド上院女性議員の数と割合

年	女性議員数	割合	年	女性議員数	割合
1952	15	6.9	1988	25	10.6
1954	17	7.8	1990	24	10.3
1956	20	8.6	1992	17	7.2
1958	22	9.5	1994	20	8.3
1960	24	10.2	1996	19	7.8
1962	18	7.2	1998	19	7.7
1964	21	8.9	2000	22	9
1966	23	9.8	2002	25	10.2
1968	22	9.6	2004	28	11.4
1970	14	5.8	2006	25	10.2
1972	18	7.4	2008	24	9.8
1974	18	7.5	2010	27	11
1976	24	10.1	2012	26	10.6
1978	25	10.2	2014	31	12.7
1980	29	12	2016	27	11
1982	24	10.1	2018	28	11.4
1984	24	10.3	2020	25	10.2
1986	28	11.5			

(出典) Election Commission of India ed., Rajha Sabha Elcetion Results から作成

③ 女性大臣の役割

インドには国家元首となった女性がいるが、女性大臣の割合は高くない。インドには3種類の大臣がある。閣内大臣 (Cabinet Minister)、独立権限を有する閣外大臣 (Minister of State, Independent Charges)、閣内大臣のもとについて特命事項を担当する閣外大臣 (Minister of State) である。最近に成立した第二次モディ政権を見ると、その中で女性大臣は閣内大臣24名中3名、独立権限を持つ閣外大臣9名中0名、閣内大臣のもとにある閣外大臣は24名中3名で、合計6名である。女性大臣は約10%を占めているにすぎない。歴代の女性大臣の割合は同じぐらいであり、意思決定に占める地位は高くないのが現状である。

④ 政党

インドは小選挙区制を採用しており、有権者は支持する政党（シンボル・マークが選挙管理委員会から付与される）に投票する。したがって女性議員を増加させようと思えば、政党が多くの女性立候補者を増やすことが必要となる。国民会議派やインド人民党は国会や州議会で女性議員を3分の1以上とすることを公約に掲げてはいるが、自主的に女性立候補者の割合を高める動きを示しているインドの政党は多くない。西ベンガルを地盤とする Trinamool Congress Party（下院で7番目の議員数を持つ政党）は2020年の下院選挙で立候補者の41%を女性とした事例がある⁽²¹⁾。さらに、2015年インドではじめて女性だけによる政党として全国女性党が結成された。党首は医者であり、同時に社会活動家であるが、過去に酸をかけられた犠牲者であった。下院での女性立候補者が50%を超えることと、女性へのハラスメントを撲滅し、その地位の向上を目指している⁽²²⁾。

3 ネパールにおける女性の政治参加

(1) 歴史的経緯

ネパールは国家として成立したのは18世紀中葉で、シャハ王朝（ゴルカ王朝）のもとでヒンズー化を進めてカースト制による国家体制が構築されてきた。国民をバフン、チュトリ、ジャナジャーティ（民族諸集団）、不可触カーストの4階層⁽²³⁾に序列化し、男尊女卑を前提とする社会であった。政治の実権は1846年シャハ家から宰相であったラナ家に移り、ラナ家の専制支配が続いたが、第二次世界大戦後、インドがイギリスから独立したことから、イギリスの後ろ盾を失ったラナ家は弱体化した。ネパールで近代的な憲法が制定されたのは1948年が最初であったが、ラナ家がそれを無視したために1951年インドが介入して、シャハ家（国王）、ラナ家、人民代表（ कांग्रेस党）からなる暫定政府を構築することになり、1951年憲法が制定された。この憲法によって女性参政権がはじめて認められた。

ネパールの主要な政党であるネパール会議派（ कांग्रेस党）は1947年結成され、社会民主主義に基づく活動をおこなってきた。一方、ネパール共産党は1949年インドのコルカタで結成されたが、分裂を繰り返してきた。ネパール共産党毛沢東主義派（マオイスト）は1995年、ネパール共産党統一マルクス・レーニン主義派は1991年に結成されているが、両者が合併してネパール共産党となったのは2018年5月であった。

1959年には立憲君主制を取り入れ、2院制、議員内閣制、最高裁判所を導入する憲法を制定し、それに基づきネパールで最初の総選挙が実施された。その結果、 कांग्रेस党が政権を握った。しかし、マヘンドル国王はクーデターを起こして全権を握り、非常事態宣言を出して政党を禁止し、あらたに1962年憲法を制定した。国王に権力が集中する「パンチャヤート制度」を導入して君主制を復活させた。

1989年インドとの関係が悪化し、経済封鎖によって生活が困窮して、君主制への国民の不満が高まった。これがきっかけで第一次民主化運動がおき、非合法化されていた कांग्रेस党や共産党が反政府運動を始めた。1990年憲法⁽²⁴⁾で、それまでの絶対王政を廃止して、ヒンズー教に基づく立憲君主制、複数政党制を認め議会制民主主義を目指した。この憲法11条は宗教、人種、ジェンダー、カースト、民族、イデオロギーによる差別を禁止し、「国の文化的多様性を維持し

ながら、様々な宗教、カースト、部族、社会諸集団および言語集団の間の健全かつ誠実な社会関係を促進する」(26条の2)という規定を盛り込み、諸民族の人々の包摂的社会参加を促す目的が示されていた。そのために、同114条で、政党の立候補者の5%を女性とすることが定められた。1990年憲法のもとで総選挙が1991年に実施されたが、これがネパールで最初の民主的な選挙とされた。205選挙区で立候補者総数1345名のうち女性は81名で全体の6%であった。この時点で5%を超えていた。当選したのは、205名中女性は7名であり、3.4%を占めるにすぎなかった⁽²⁵⁾。ネパールは1991年2月5日に国連の女性差別撤廃条約を批准した。これは第一次民主化運動の成果の一つであり、ネパール政府が女性の地位向上に国際的な動きに足並みをそろえることを示した。第4回世界女性会議(北京会議)が開催された1995年12月に女性省が設置された。この当時の女性運動は都市部に住む高学歴で高カーストの女性によって支えられていた。

複数政党制が認められたことから1995年結成されたネパール共産党毛沢東主義派(マオイスト)の活動が活発化し、反政府武装闘争(人民戦争)を始めた。マオイストは女性、ダリット、貧困農民、民族諸集団(ジャナジャティ)等の虐げられてきたマイノリティの人々の権利を代弁する政策を採用してきた。マオイストの戦闘員の2~3割ほどが女性であった⁽²⁶⁾。人民戦争を始める前に決議した「40項目の要求」の中で、女性差別の撤廃や民族やカーストによる差別撤廃が掲げられていた。ただし、マオイスト運動のリーダーシップは男性が握り、運動内部では女性が性的に抑圧されてきた実態は存在していた⁽²⁷⁾。

マオイストは西ネパールの山岳地帯から勢力を広め、人民政府を樹立して2001年当時には国土の8割を支配するまでに至った。2001年7月から政府との和平交渉がなされたが、政府は非常事態宣言を出してマオイストに対抗して国軍を派遣し、内乱状態に陥った。ギャネンドラ国王はクーデターをおこして実権を握ろうとしたが、政党や国民がそれに反対して第二次民主化運動が展開された。7つの議会政党が呼びかけ2006年4月6日からゼネストに入り、4月24日国王は国民に主権を返還することを宣言した。マオイストと7政党との包括和平協定によって、10年に及ぶ人民戦争が2006年11月に終結した。マオイストは武装勢力から議会政党へと変化していった。

2007年暫定憲法⁽²⁸⁾が制定され、一院制の議院内閣制が採用された。2008年国連監視団にもとで総選挙が実施された。2007年暫定憲法63条の中で、政党が候補者を選ぶ場合、女性、ダリット、抑圧された地域や原住民、遅れた地域、マデシ、その他の階級の人々を代表する者を一定の割合で選ぶことが定められ、抑圧を受けてきた者の包摂的社会参加を促した⁽²⁹⁾。その中で、立候補者の半数以上を女性とすることが求められていたが、それだけでなく、選挙の結果、最終的に女性議員を全体の3分の1としなければならない(63条(5))とされていた。

マオイストが第一党になり、議席の3分の1を女性留保する政策のおかげで多くの女性議員が当選した。それまで銃を持って山を駆け巡っていた女性兵士も議員となった⁽³⁰⁾。この時の国会議員は、240の小選挙区で選ばれる240議席と、全国区で比例代表として留保される335議席と内閣によって任命される26議席で構成され、合計で601議席であった。有権者は小選挙区で1票、留保議席で1票、合計2票を投票した。小選挙区で30、留保議席で161、任命で6、合計197議席を女性が占めた。32.7%の女性議員の割合は、当時世界で14番目の高さであった。一方、少数民族出身者は218名が議員に選ばれて包括的民主主義の前進につながった。

選挙の結果誕生した制憲議会で2008年5月28日に王制を廃止し、連邦共和制に移行すること

が決議された。これによって約 240 年続いたシャハ王朝は終焉を迎えた。

さらに、1993 年公務員法は 2007 年に改正されて、公務員の 33.3% を女性に保障する定めが規定された。

暫定憲法のもとで制憲議会を経て新憲法制定にむけての作業が始まった。しかし、政党政治は安定せず、政治的混乱が続いて憲法の制定に至るには 8 年ちかくの歳月が必要であった。第一次制憲議会は 2012 年 5 月 27 日解散となった。政党間の対立で憲法の制定に至らず、2013 年 3 月 14 日、レグミ最高裁長官を首相とする暫定選挙内閣のもとで、2013 年 11 月総選挙が実施された。ネパール会議派が第一党、統一共産党が第二党、マオイストが第三党に落ち込んだ。2015 年 4 月 25 日のゴルカを震源地とする大地震が発生し、国家の危機に陥り、政党間の歩み寄りによって、問題を抱えながらも、2015 年 9 月 16 日憲法草案が承認され、9 月 20 日に公布された。制憲議会は立法議会へと移行した。

(2) 2015 年憲法のもとの女性議員に関する諸規定

2015 年憲法は現行憲法であるが、2007 年暫定憲法より人権の保障が充実し、多様性への配慮がみられ、女性の政治的権利を促進する規定を定めている。その基本になる考え方は、包摂的民主主義 (inclusive democracy) と呼ばれている。これはネパール社会が多様性を持ち、多数の民族、多数の言語、多様な文化、多様な宗教、カーストによる分断がみられる。主要な宗教数が 10、民族数が 125、言語数は 123 もある⁽³¹⁾。その中で、それらを含む民主主義国を建設することを憲法は宣言している (憲法前文と 4 条)。それを実現する手段として社会集団毎に比例代表を選出できるように選挙制度を設計している。一般選挙区での供託金は下院、上院では 1 万ルピー、州議会では 5000 ルピーであるが、女性その他の留保されている者は、それぞれ半額になっており、女性候補者は優遇されている。全投票数の 10 分の 1 を下回った場合には供託金は没収される。留保議席の場合には候補者リストを提供する政党側が供託金を支払う義務がある。留保議員を目指す女性側の負担はない。

連邦議会のうち、各政党から選出される下院議員 (275 名) のうち、165 議席は一般選挙で選ばれ、110 議席は留保枠である。110 の留保議席は女性、マデシ、ムスリム、ダリット、アディバシ・ジャナジャーティ (Adibasi Janajati)、タルー (Tharu)、カム・マガル (Khas Arya) の 7 つのクラスター⁽³²⁾に議席が割り振られている。全議員の 3 分の 1 以上を女性としなければならない (84 条 (8))。その女性もマデシ、ダリット、ブラーマン、ジャナジャーティ、チェトリの女性を一定の割合で含んでいることが求められている。

連邦議会の議員全体の 3 分の 1 以上を女性とする義務があるが、それだけでなく、各政党毎に選出される議員の 3 分の 1 以上を女性とする義務もある。ネパールは小選挙区制と比例代表制が並列しているので、小選挙区で男性が多く選ばれると、比例代表制によって女性を多く選出することによって 3 分の 1 以上の要件をクリアすることになる。

2008 年と 2013 年の選挙結果を見ると、このことが立証できよう。第 1 点は、小選挙区で選ばれる女性議員がきわめて少ないことである。2013 年の総選挙では女性立候補者は 667 名であったが、当選したのは 10 名にすぎない。その結果、第 2 点として、3 分の 1 の女性議員を確保するためには留保議員を増やすことで実現せざるをえないことになった。これは包摂的民主主義を

唱えながらも、現実の政治では男性優位の社会であり、女性の包摂が敬遠され、憲法の規定があるために形式的に女性議員を3分の1になるように辻褃合わせをしているように思われる。

選挙リストに女性候補者を掲載するが、全体の半分以上を女性候補者にする必要がある。それを選挙管理委員会に事前に届け出るが、その中からどの女性を選ぶかは、リストに掲載された順番に拘束を受けない仕組みになっていた⁽³³⁾。これは政党内部の事情によって女性候補者の中から選ぶことができることを意味する。つまり、政党内で強い力を持つ者の意向に左右される可能性が高くなると言えよう。さらに、問題は女性候補者になるために政党に金銭を提供することになっていることである。いくら額が必要であるかの資料を見つけることができなかったが、財産を持たない女性にとっては負担になる⁽³⁴⁾。

上院議会では、59名のうち、各州から女性3名、ダリット1名、障がい者かマイノリティ1名が選ばれなければならない。州は7つあるので、女性は21名(35.5%)以上となる。

大統領と副大統領とは異なる性でなければならない(70条)。議会の議長と副議長とも異なった性でなければならない(92条(2))。

2015年憲法制定後、マオイストのルマ・オリが首相に選ばれ、40名の閣僚からなる内閣を構成した。下院の正副議長の選挙は2015年10月16日に実施され、マオイストのオンリサ・ガルチ・マガルが対立候補の辞退のために全会一致で議長が選出された。彼女は人民闘争で先頭にたっていた女性闘士であった。10月28日には大統領選挙が実施され、共産党マルクスレーニン主義派の副議長であったビダヤ・デヴィ・バンドリが第2代大統領に選ばれた。大統領と下院議長に女性が選ばれたことはネパールの変化を示す出来事であった。なお、最高裁長官にS・カルキが就任した(2016年7月から2017年6月)。彼女は初の女性最高裁長官であった。

(3) 選挙の結果

ネパールでは、これまで国会議員の選挙は8回実施された。1959年、1981年、1991年、1994年、1999年の5回は小選挙制のもとで実施された。2008年、2013年の選挙は2007年暫定憲法の下での選挙であり、2017年・2018年は2015年憲法のもとで一院制での選挙であった。2008年と2013年の選挙では、小選挙区比例代表並列制のもとで実施され、さらに内閣による指名される議員が追加されている。2015年憲法では二院制が採用され、2017年は下院(代議院)選挙、2018年は上院(参議院)選挙が実施された。

表5 ネパールの選挙毎の女性議員の割合

選挙年度	小選挙区国会議員数	女性議員数	割合
1959	109	1	0.9
1981	112	2	1.8
1991	205	7	3.4
1994	205	8	3.9
1999	205	12	5.8
2008	240	30 161 留保議員 6 任命議員 合計 197	12.5 32.7
2013	240	10 162 留保議員 合計 172	4.1 28.5

(出典) 南真木人・石井溥『現在ネパールの政治と社会』明石書店、2015年、325頁

第一次制憲議會を構成するための2008年の選挙で選ばれた女性議員の特性を整理しておこう⁽³⁵⁾。カースト制度から見ると、ブラーマンが40%強、マデシが16%、ダリットが11%、チェトリが11%、その他のカーストが2%。宗教を見ると、ヒンズー教徒が57%、仏教徒が9%、ムスリムが3%、宗教にかかわらないのが26%になっている。年齢をみると、35歳未満が多数を占めており、若い年齢である。女性議員の17.9%は公教育を受けていない。中等教育を受けたのが24.5%、高等教育を受けた者が14.8%であった。多様な出自の者が議員に選ばれており、包摂的政治参加が促進されてきている。197名の女性議員のうち、26名だけが議會議員として経験を有したが、あとはまったく経験がなかった。

女性議員だけの集まり(women caucus)は2001年に組織されたが、議会によって公式の組織として認めることを拒否された⁽³⁶⁾。認めれば、ジャナジャーティやダリットが同じように組織化を求めることになり、議会を分裂させる可能性があると判断されたためである。活弁になったのは2008年以降である。19の政党の女性議員によって構成され、イデオロギーの対立を超えて、主に女性問題解決に乗り出している。たとえば2009年のDV処罰法の成立に尽力したし、レイプの厳罰化を実現させた。

第二次制憲議會を構成するための2013年の選挙では女性議員は172名で数が減少した。2015年憲法にもとづいてなされた2017年の下院選挙と2018年上院選挙の結果を整理しておこう。なお2018年4月にCPU-UMLとCPN-MCが合併してNCP(Nepal Communist Party)が成立した。第二次制憲議會において、女性(Onsari Gharti)がはじめて議長に選ばれた。それまでは女性は副議長になっており、男性は正、女性は副(second power position)の位置に置かれていた⁽³⁷⁾。

表6 2017年下院選挙と2018年上院選挙の政党別の結果

政党	下院		上院	
	小選挙区 (女性議員数)	比例制	州選出割当 (女性議員数)	政府・大統領 指名
マルクス・レーニン主義派(CPN-UML)	80 (2)	41 (37)	27 (11)	
毛沢東派(CPN-MC)	36 (3)	17 (16)	12 (3)	
ネパール会議派 NC	23 (0)	40 (20)	13 (6)	
RJP-N	11 (1)	6 (6)	2 (0)	
FSP-N	10 (0)	6 (5)	2 (1)	
諸派	4 (0)	0 (0)	0 (0)	
無所属	1 (0)	0 (0)	0 (0)	
計	165 (6)	110 (84)	56 (21)	3 (1)

(出典) Nepal Election Commission Report, 2017,2018 から作成

2017年の選挙を振り返って、アメリカの開発機関であるUSAIDが実施した調査によると、女性が立候補する障害となるのが選挙資金である。資産の売却、ローン、支持者からの寄付が資金源となるが、いずれの手段も女性が男性と比べて不利な状況にある。政党から候補者として指名されるのに金が必要であり、父や夫の協力がなければ資金を得られない。選挙事務所を運営するのに夫の許可を求めなければならない。指名を受けても、実際の選挙活動で女性が一人で動き回ることにも抵抗があり、夫の許可を得る必要があり、それがなければ女性として不適切な行動であると非難の対象となりやすい。選挙活動中にハラスメントや暴力を受けやすい。そこで選挙管理委員会や政党の支援が不可欠になってきている⁽³⁸⁾。さらに男性議員をジェンダー平等の実現

のために巻き込むことの重要性も強調されている⁽³⁹⁾。女性議員となって悩んでいる問題として、家庭責任と政治活動との両立を果たすための時間管理、選挙活動資金の調達、コストや性による差別、輸送手段の確保があげられている。

(4) 女性大臣

これまで10人の女性が大臣に任命されているが、平均すると、1つの内閣で1～2人の女性大臣がいる。女性・子ども・社会福祉省の大臣には女性が任命されている。父や夫、兄弟姉妹が有力政治家であるケースがみられることも特徴である。内閣で女性大臣が意思決定に果たす役割はまだ大きくないのではないかと思われる。

(5) 州議会

ネパールには7州ある。2015年憲法のもとでの州議会選挙が2017年に実施された。各州の定員は州ごとの下院の小選挙区議員数の2倍とされ、各州合計で550人である。そのうち60%を小選挙区から選び、40%を比例代表から選ぶ。その結果、各州合計で小選挙区から330人、比例代表から220人が選ばれる。女性、ダリット、マデシ、タルー、ムスリム、カム・マガル、障がい者、先住民等に州内の人口分布に合わせて、議員が留保されている。女性は全体の3分の1以上にしなければならない。

(6) 地方議会

ネパールの地方自治の基本法は1999年に施行された地方自治法である。1990年以降の民主化運動の中で地方分権化が進められた。

2015年憲法公布後、地方議会の選挙がはじめて実施されたのは2017-2018年である。州の下に郡、市、村があり、郡議会と市議会には住民が直接選ぶ議員と議会が選任するメンバーから構成されている。村議会は住民が選ぶ議員で構成されている。議員の任期は5年である。

表7 州議会の定員（女性議員の数）

	小選挙区定員	比例代表定員	計
第1州	56	37	93
第2州	64	43	107
バグマティ州	66	44	110
ガンダキ州	36	24	60
第5（ルンビニ）州	52	35	87
カルナリ州	24	16	40
極西（スドウル・パスチム）州	32	21	53
計	330（17）	220（172）	550（189）

（出典）Nepal Election Commission ed., Provincial Election Result Book および Election Commission ed., Gender-Bssed Elected Representatives, <http://result.election.gov.np/GenderWiseElectedSummary.aspx> より作成

表7のとおり、選ばれた男性議員総数は21086人、女性議員総数は14334人であり、女性議員は全体の40.4%を占めている。これは憲法によって地方議会議員の4割を女性とすることが定められているためである。地方議会の選挙においても政党が深くかかわっている。これは投票する場合に政党毎のシンボル・マークにチェックを入れる方式を採用している。言い換えれば、立候補者個人ではなく支持する政党に投票する形式を採用しているからである。そこで政党別に見てみよう。主要な3つの政党はほぼ女性議員の割合は同じであり、政党間の格差は小さいことが分かる。

地方議員に選ばれた女性の特性に関する調査⁽⁴⁰⁾によれば、年齢は21-30歳,31-40歳が多い。既婚者が92%を占めている。基礎教育を受けた者が35%、中等教育を受けた者が29%いるが、識字能力のない者や不十分な者が34%もいる。立候補する前に経済活動（農業、ビジネス、社会活動）に従事していた者は54%であり、専業主婦は12%だけである。選挙に立候補するきっかけは政党からの呼びかけが47%、地域社会からの推薦が22%、家族からの推薦が21%であり、自分自身の判断での決断は9%だけである。議員として活動するには様々な支援を必要としている。意思決定に参加するための訓練計画を実施し、地域の抱える問題への理解を深め、リーダーシップを発揮できる能力を身につけることが必要とされている。

表8 地方議会での政党毎の男女議員数

	男性議員	女性議員
ネパール会議派 (NC)	6926	4551 (39.6%)
共産党統一マルクス・レーニン派	8197	5944 (42%)
マオイスト・センター (MC)	3562	2201 (38.2%)
Sanghiya Samajwad (SS)	932	669 (41.8%)
その他	1469	969 (39.7%)
合計	21086	14334 (40.4%)

(出典) Bishnu Upreti, Drishti Upreti & Yamuna Ghale, "Nepali Women in Politics : Success and Challenges," Journal of International Women's Studies, vol. 21, no.2, pp.76-93, 2020

(7) 政党

女性立候補者を確保する必要があるが、政党はすべての委員会のメンバーの3分の1を女性することを義務づける2017年政党登録法改正15条4項が設けられた。これは政党内のすべての委員会の委員の3分の1以上を女性とすることを求めている。しかし、それに対して政党の執行部は抵抗している。たとえば、ネパール共産党が2018年に結成されたとき、選挙管理委員会は政党としての登録要件として、中央執行委員会の委員の3分の1以上を女性とすることを主張し、1か月の猶予期間を設けた。しかし、ネパール共産党は真剣にこの問題に取り組みず、登録を早急に認めるよう選挙管理委員会に圧力をかけた。今後努力することを条件に、やむを得ず選挙管理委員会は登録を認めた。したがってネパール共産党はルールに違反した状態が続いている⁽⁴¹⁾。2019年段階では中央執行委員会委員45人中、女性は3人で6.67%しかいない。ネパール共産党の意思決定において男性が支配している状況に変わりはない⁽⁴²⁾。

4 まとめ

インドもネパールも多様性を持った社会である。宗教、カースト、民族、言語等の多様性のために、内部に分裂や対立する要因を抱えている。これらの多様性を包摂する社会を構築するために、抑圧されてきた女性だけでなく、マイノリティの政治参加も見てきた。両者は関連性を有しており、ジェンダーの視点だけでなく、包摂的民主主義の実現のための視点も同時に合わせ持つ必要性がある。

インドの下院や州議会での女性議員留保制度は導入できていないが、インドの地方議会、ネパールの中央議会や地方議会において、女性議員留保制が実現している。ネパールでは政党内で立候補者の5割を女性とする候補者割当制と女性の議席を留保する議員割当制の両方を採用している点に特徴がある。その結果、中央議会では2008年以降の選挙において女性議員は3割を超えており、男性優位の社会の中で画期的な変化をもたらす可能を秘めている。地方議会において女性議員の割合が留保され、その割合は国レベルの議会より高くなっており、女性の政治への参加度が高くなっている。インドでは5割、ネパールでは4割になっていることは、草の根レベルでの女性の政治参加が進んでいることを示している。

女性議員の中に父、夫や親族関係とのつながりから出馬して当選しているケースや高いカーストに属し、その一族が政治上の力を有しているケースがみられる。これらは男性の身代わりとなっているという指摘がある。つまり、父や夫の意見を議会で表明する役割を女性が担っているという見方になる。これでは女性議員になっても女性の意見を反映する政策の実現にはつながらない。

他方、ネパール共産党に所属する女性の中には、共産党の活動家であった父や夫が暗殺されてから政治活動に入った者もいるし、マイノリティに属し、貧しい農民から立ち上がって実力をつけて女性議員になった者もいる。自らの力での上がってきた女性達である。この女性達が今後政治的力をつけてジェンダー問題を解決していくのが問題である。

議院内閣制度を採用している両国では、大臣の中での女性の割合は意思決定の場での女性の役割を判断する重要な要素である。両国とも内閣においての女性大臣は多くない。議員としての活動歴が短いために大臣に任命される確率が小さい。今後、女性大臣の割合が高くなる可能性を否定できないが、現段階では低い状況にある。女性議員留保制度の効果が女性大臣の任命にはつながってきていない。

女性議員を増加させるために政党の役割が大きいが、政党内の男女格差問題がある。ネパールでは選挙法によって3分の1以上を女性党员とすることが求められているが実現していない。インドにはそのような立法規制は設けられていないし、自主的に女性候補の割合を高める政党は多くない。

- (1) パキスタンとバングラデシュの事例については香川孝三「パキスタンにおける女性の政治参加」、同「バングラデシュにおける女性の政治参加」富士谷あつ子・新川達郎編著『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから』明石書店、2022年、177—201頁
- (2) 栗田利江『イギリス支配とインド社会』山川出版社、1984年、35-37頁
- (3) 長崎暢子「20世紀のインド社会と女性 - 民族運動と現代政治」押川文子編『南アジアの社

- 会変容と女性』アジア経済研究所、1997年、223-251頁
- (4) 栗田利江「南アジア世界とジェンダー」小谷汪之編『現代南アジア5巻』東大出版会、2003年、179頁
- (5) 長崎暢子「英領インドの成立とインド民族運動の始まり」辛島昇編『南アジア史』山川出版社、2004年、347頁
- (6) 長崎暢子「差別解消の方法とビジョナーガンディーとアンベードカル」田辺明生・杉原薫・脇村孝平編『現代インドI—多様性社会の挑戦』東大出版会、2015年、223-250頁
- (7) 森利一「1930年代のインドの政治体制」インド文化8号、1968年、77頁
- (8) 栗田利江、前掲書、78頁
- (9) 竹中千春「ジェンダー化する政治—近代インドにおける国家・法・女性」『年報政治学2003、「性」と政治』岩波書店、2003年、57頁
- (10) 竹中千春「南アジアにおけるジェンダーと政治—インド民主主義のジェンダー・ダイナミクス」日本比較政治学会編『日本比較政治学会年報13号—ジェンダーと比較政治学』ミネルヴァ書房、2011年、205頁
- (11) 井上恭子「インドの分権化の進展」堀本武功・広瀬崇子編『現代南アジア3巻民主主義へのとりくみ』東大出版会、2002年、132頁
- (12) Ministry of Panchayat Raj ed., Basic Statistics of Panchayat Raj Institutions, 2019, pp. 17-20
- (13) S. Jain & A. Singh, “Women in Panchayats”, <https://legaldesire.com/women-in-panchayats/>
- (14) 喜多村百合「インドにおけるジェンダーケララ州の分権化と女性クォーター制をめぐって」川島典子・三宅えり子編『アジアのなかのジェンダー(第2版)』ミネルヴァ書房、2015年、221-240頁、Prakash Chand, “Proxy or Agency? Women in Rural Local Government in India”, Ahmed N. ed., Women in Governing Institutions in South Asia, Palgrave Macmillan, 2018 pp.267-284
- (15) 喜多村百合「インドのデモクラシーとジェンダー」水島司編『激動のインドI—変動のゆくえ』日本経済評論社、2013年、95-123頁、喜多村百合・菅野美佐子「女たちが政治に参加するとき」栗屋利江・井坂理恵・井上貴子編『現代インド5 周縁からの声』東大出版会、2015年、155-176頁
- (16) 孝忠延夫・浅野亘之『インドの憲法(新版)』関西大学出版部、2019年
- (17) ローテーションで割り当てとは、3つの小選挙区が1つの単位となっており、その単位に1議席が留保される場合、1つの選挙区から1名を選ぶと、他の2つの選挙区からは選ばない。次の選挙のときには、他の2選挙区のどちらかから選ぶ。さらに次の選挙の場合には残った1つの選挙区から選ぶ。これを繰り返すことを意味する。
- (18) この他に、アングロ・インディアン議席留保についての憲法の規定(憲法331条で下院、333条で州議会)も改正して人数を増やすことを目指していた。
- (19) 「その他の後進諸階層」は、SCやST以外の社会的弱者を意味し、OBCと認定されると教育や公務員・公企業への採用枠が留保される。それを拡大して選挙制度にも広げるかどうかの問題となっている。女性議員の留保もその1つである。重要な問題はその認定基準である。カーストが基準になるのか、経済的貧困度を基準とするのかという議論がおきてい

- る。高いカーストからは逆差別であるという問題が指摘されている。
- (20) 下院に立候補するためには供託金が25000ルピー必要であり、全投票数の6分の1を下回る場合には没収される。SCやSTの場合には半額の12500ルピーとなっている。なお州議会への立候補の場合には10000ルピーであり、SCやSTの場合はその半額5000ルピーとなっている。
 - (21) “Indian Political Party Nominates 41 Percent Female Candidates”, <https://feminists.org/news/indian-political-party-nomintes-41-percent-femake-candidates/>
 - (22) “Women’s only political party launched in Delhi”, <https://timesofindia/indiatimes.com/city/delhi/womens-only-party-launched-in-delhi/articleshow/67143980.cms>
 - (23) バフンはブラーマン（ヒンズー教の司祭）とチェトリはクシャトリエ（戦士）が高位カースト、ジャナジャーティ（民族諸集団）はシャハ王朝によって征服された民族でカースト制度上は中間に位置されている。先住民族としての権利を主張するために連合体を組織している。不可触カーストはインドと同様にダリット（不可触民）を意味する。
 - (24) 1990年憲法の翻訳は、谷川昌幸「ネパール王国」荻野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集』明石書店、2004年、487-572頁
 - (25) Surya Dhungel, Bipin Adhikari, BP Bhandari and Chris Murrगतroyd, *Commentary on the Nepalese Constitution*, Kathmandu DeLF, 1998
 - (26) 女性兵士の存在を女性解放だという見方とは異なり、息子を都会にのがし、いずれ他家に嫁にいく娘を供出した結果であり、ヒンズー社会の男尊女卑を表す事態であるとする文献として、伊藤ゆき「ネパールにおけるジェンダー政策の進展と女子教育の停滞 - マオイストの武装闘争がもたらしたもの」文京学院短期大学紀要8号、2008年、183頁
 - (27) 佐藤斎華「そこに『女』はいたか」名和克郎編『体制転換期ネパールにおける「包摂」の諸相』三元社、2017年、265頁
 - (28) 2017年暫定憲法の翻訳は、谷川昌幸「ネパール」荻野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集第2版』明石書店、2007年、531-582頁
 - (29) 2008年の制憲議会選挙の際には、マオイストの主張により、比例代表制に立候補する者のリストに載せる割合を、被抑圧民族/先住民族37.8%、マデシ31.2%、ダリット13%、後進地域4%、それ以外30.2%とし、それぞれのカテゴリーの半分（50%の前後5%までは猶予されることになっていた。したがって45%から55%までは許容された）は女性とすることになった。立候補者は複数のグループに所属する場合があるために合計が100%を超えている。南真木人・石井溥編『現在ネパールの政治と社会—民主化とマオイストの影響の拡大』明石書店、2015年、367頁
 - (30) マオイストに属する女性が差別を受けながらも、国会議員として昇っていく過程を描いた文献として Masako Aiuchi & Makiko Habazaki, “Women and Election in Nepal: Why Are Nepali Women Politically Active After the Civil War?”, 北翔大学・人間福祉研究14号、2011年、1-15頁
 - (31) Central Bureau of Statistics, Government of Nepal ed., *Nepal Living Standard Survey-III: Main Findings Volume I*, 2011

- (32) マデシは南部平野マデシュに居住する人々を意味し、人口の約半数を占めている。ネパールの穀倉地帯で工業化もすすみ、インドとのつながりの強いインド・アール語系の言語を話す地域である。タルーは、西部タライ平野に住む民族であり、自治運動を展開している。カマ・マガルはマオイストの本拠地である山岳地帯に住むチベット・ビルマ語系に属する民族である。
- (33) Allison Cantrell & Dr. Magnus Ohman, *The Cost of Representation: A Study of Women's Representation and Political Finance in Nepal*, International Foundation for Electoral System, 2020, pp.13-14
- (34) UNDP ed., *Democratic Governance- Promoting Gender Equality in Electoral Lessons Learned in Comparative Perspective*, UNDP, 2014, p.5
- (35) Punam Yadav, "Women in the Parliament: Changing Gender Dynamics in the Political Sphere in Nepal", Nizam Ahmed ed., *Women in Governing Institutions in South Asia*, Palgrave Macmillan, 2018, pp.84-85
- (36) Tara Kumari Kanel, "Women's Political Representation in Nepal: An Experience from the 2008 Constituent Assembly", *Asian Journal of Women's Studies*, vol.20,no.4, 2014, p.53。しかし、ダリット、先住民族の集まりも政党の枠を超えて結成された。
- (37) Aashiyana Adhikari, "Women Representation in Politics Merely Tokenism in Nepal", <https://thegeopolitics.com/women-representation-in-politics-merely-tokenism-in-nepal/>
- (38) Allison Cantrell & Dr. Magnus Ohman, *The Cost of Representation: A Study of Women's Representation and Political Finance in Nepal*, USAID, 2020, pp.9-14
- (39) Jyoti Rai, *Gender Equality in Politics in Nepal: A Role of Demo Finland to Promote Gender Equality in Nepalese Politics*, Diaconia University of Applied Sciences, Helsinki, 2015、 p.35
- (40) Australian Aid & Asia Foundation ed., *Nepal's Locally Elected Women Representative: 1-34 Exploratory Study of Needs and Capacity*, 2018, pp.1-34
- (41) Kamal Dev Bhattarai, "The woeful presence of Nepali women in politics and government", <https://theannapurnaexpress.com.news/the-woeful-presence-of-nepali-women-in-politics-and-government-1265>
- (42) 政党以外に女性の参加を義務化しているのがネパール共産党系の労働組合において、あらゆる機関に女性を3分の1以上とすることを義務化している。

参考文献

- 栗屋利江・井上貴子編『インド・ジェンダー研究ハンドブック』東京外国語大学出版会、2018年
- 喜多村百合「インドのデモクラシーとジェンダー分権化と女性の政治的エージェンシー」水島司編『激動のインド1巻 変動のゆくえ』日本経済評論社、2012年、95-123頁
- 南真木人・石井溥編『現在ネパールの政治と社会—民主化とマオイストの影響の拡大』明石書店、2015年

United Nations Development Programme ed., *Democratic Governance, Promoting Gender Equality in Electoral Assistance: Lessons Learned in Comparative Perspective (Country Report of Nepal)*, UNDP, 2014

Fernandes Leela ed., *Routledge Handbook of Gender in South Asia*, 2nd ed., Routledge, 2021

Nizam Ahmed ed., *Women in Governing Institutions in South Asia*, Palgrave Macmillan, 2018

“Attractive men” in Self-help Books Written by Ginza Mamas as the *Phallic Mother*

Mitsuko OE

(Pre-doctoral Researcher, Nagoya University)

“Is a pen a metaphorical penis?” asked Gilbert & Gubar in *The Madwoman in Attic*. In western literature, a pen was considered to be a metaphorical penis. Then, what about a female writer? Does she have a metaphorical penis? This paper will consider this question from the perspective of psychoanalysis. To put it in another way, we will ask, “Can a female writer become the *phallic mother*?” In order to answer this question, this work will focus on self-help books that Ginza Mamas wrote on “attractive men.”

Since the 1970s, numerous self-help books have been written by Ginza Mamas. A Ginza Mama is a head hostess who plays the role of a hostess club manager in Ginza, Tokyo's famous entertainment district. Ginza Mamas' self-help books frequently share the same interest: what is an "attractive man" or how to become an "attractive man." From 1971 to 2021, 55 books on "attractive men" authored by Ginza Mamas have been published. That is to say, the self-help book market on "attractive men" continues to persist for over 50 years. In this market, Ginza Mamas are considered to know a lot about "attractive men," and the readers are considered to have a desire to know about "attractive men" or to become "attractive men" themselves.

From a psychoanalysis viewpoint, Ginza Mamas in this market can be seen as the *phallic mother*, who can point to the object of the reader's desires. In psychoanalysis, however, the *phallic mother* only exists in the pre-*Oedipal* phase, and it is always revealed that the imaginary *phallus* of mothers is impossible to exist. Nevertheless, Ginza Mamas have existed as the *phallic mother* in the "attractive men" self-help book market. In this paper, I will address why Ginza Mamas can continue to be the *phallic mother* in this market. For this purpose, I will first examine how Ginza Mamas appear in their books. Then, by employing Lacan's psychoanalytic theory of *transference*, I will analyze how and why Ginza Mamas are consistently considered as the "*subject supposed to know*" about "attractive men" in the readers' minds. Secondly, I will consider how Ginza Mamas have described "attractive men" in their texts. Ginza Mamas only give examples and fail to pin down the definition of "attractive men." Namely, in Ginza Mamas' texts, there is no such figure that can be considered the ideal "attractive man." In this sense, the "attractive man," as described by Ginza Mamas, can be regarded as what Lacan identified as the "*object a*." Thirdly, I will analyze another structure that has supported Ginza Mamas' imaginary *phallus*. Many celebrities frequently appear in their books as customers or friends of Ginza Mamas. They are situated at the position of the Father, who has the *phallus* and has played the role of maintaining the Ginza Mama's imaginary *phallus* in those books.

These analyses will explain why Ginza Mamas can continue to be the *phallic mother* in the market. While still being a woman, Ginza Mamas can gain the *phallus*. In psychoanalysis, gender difference refers only to different positions to the *phallus*. Feminism, however, has criticized psychoanalysis as *phallocentrism*, as some researchers have pointed out. This paper encourages feminism to reconsider its previous understanding of psychoanalysis.

銀座のファリック・マザーが語る「いい男」

大江光子

(名古屋大学大学院博士候補研究員)

1. はじめに

フェミニズム批評の古典、『屋根裏の狂女』において、ギルバート & グーバー (1986) は「ペンはペニスなのだろうか」(p.6)と問いかける。西欧文化において、実際にペンはペニスだと考えられてきた。男性の性衝動は「文学的創造力の精髓」(p.6)と同一のものと考えられ、それこそが文学作品を生み出す唯一の正統な力だとされてきたのである。書くことは男性の特権的行為であり、それゆえ、あえてペンを執ろうとする女性は「身の程を知らぬ生き物」(p.11)として忌避されてきた。ギルバート & グーバーは、さらに「ペスがペニスなのであれば、女性はどの器官で作品を生み出すことになるのであろうか」(p.11)と問うが、この問いに明確な答えが与えられることはないまま、彼女らの議論は女性作家の作品が、いかに男性が生み出した女性幻想を乗り越えたのかという主題に迫っていくこととなる。しかし本研究では、ペスがペニスなのであれば、書く女性はペニスを持つといえるのだろうか、と問い直し、これを精神分析の視座から考えたい。

精神分析において、男女の性的な発達の違いを身体器官であるペニスの有無に根拠づけるフロイトの議論は、ラカンによって「覆い隠されたものとしてのファルス」を原理とする構造論(松本 2020 p.187)として書き改められた。これをふまえると、書く女性はペニスを持つといえるのだろうか、という問いは、書く女性はファルスを持つといえるのだろうか、つまり書く女性はファリック・マザー¹たりえるのか、という問いに置き換えることができる。ラカンの議論においてファルスとは、象徴的言語体系を司る機能を指し、ファルスとの関係性の差異が、男女のジェンダーの差異の原因であるとされている。従来のフェミニズムによる解釈では、ファルスは男性のみが持ち得る特権であると考えられてきた。従って、ファリック・マザーという精神分析の概念は、女性がファルスを持つことの不可能性を逆説的に示す概念として提示されている。ここで、書く女性はファリック・マザーたりえるのかという問いに応えるために、銀座ママ²が書く自己啓発書という一つのマーケットに着目したい。

書店の自己啓発書コーナーの一角に、銀座ママの著書が陳列されている。その表紙に目を向けると、「銀座ママがそっと教える」(望月 2006; 2008³)、「銀座ママが教える」(ますいさくら 2001; 2002; 2003b)、「銀座のママが教える」(伊藤 2014b)といった言葉が並んでいる。銀座ママ

¹ファリック・マザーとは、精神分析において、ファルスを持つと想像される母のことを指す。次頁にて詳述する。
²銀座のクラブのママらは、著書の中でしばしば自らを「銀座ママ」と呼ぶ。本稿においては、その呼称を借り、銀座のクラブのママのことを「銀座ママ」と呼ぶこととする。
³分析に使用した銀座ママの文献は【資料1】に全てまとめている。本稿において【資料1】からの引用は、出典に下線を引くことで示している。

が教えるのは、「いい男」になる方法である。男性を接待するプロとして銀座ママは、自身の職業を明らかにした上で著書の中に語り手として登場し、「いい男」について語ってきた。「本当の「いい男」というのは、誰もがうらやむような肩書きとか、年取の多さだとか、ひと目で惹きつけられる外見だとか、そういったところにあるのではないということに気づきました」(ますい志保 2003 p.3)。銀座には「粋を極めた男性が綺羅星のように存在します」(白坂 2017 p.ii)。「夜の銀座は大人の社交場。一流と言われる男性や成功していると言われる男性が集う場所」(日高 2019 p.2)。銀座ママは、こんな言葉で男について語りはじめる。銀座ママは著書の中で、「いい男」、「強い男」、「一流の男」、「できる男」、「モテる男」など、さまざまな表現を用いるが、これより本稿では銀座ママが著書の中で価値を認め、それについて語る男の総称として「いい男」という語を代表して使用する。

銀座ママの「いい男」本は、自己啓発本として扱われ⁴、1970年代初頭からおよそ50年にわたって出版され続けている。それは、「いい男」本を消費する一定数の読者の存在を暗に示しており、ここに「いい男」本マーケットの成立を見ることができる。この「いい男」本マーケットにおいて、著者である銀座ママは「いい男」を知っている者、それを教える者として読者の前に現れ、それを購入する読者は銀座ママの語る「いい男」を知りたいと欲望する者となる。こうした関係性を、精神分析を用いて読み解くと、銀座ママは、読者の欲望の対象を指し示すことができるファリック・マザーという超越的な存在として捉えることができる。

精神分析において、ファリック・マザーとは、前エディプス期における子どもの幻想であり、この幻想は父によってもたらされる去勢不安によって、必ず打ち砕かれることになっている。そもそも母は初めからファルスを持っておらず、エディプス・コンプレックスを経ることにより、母のファルスが構造的に存在不可能であることが明らかにされるのである。しかし、「いい男」本マーケットにおいて、銀座ママは今も「いい男」を語り続け、その著書は売れ続けている。むしろ、雑誌や新聞など、マスメディアにおいても「いい男」について語るなど、そのマーケットを広げているとっていいだろう。銀座ママのファルスが、単なる幻想として打ち砕かれる兆しは今のところない。このマーケットにおいて銀座ママはいまだに、ファリック・マザーであり続けているように思える。このことは、何を意味するのだろうか？

銀座ママが「『いい男』を知っている者」として読者の前に現れることが、読者の「いい男」への欲望を遡及的に生成し、さらに銀座ママの「いい男」語りや、「いい男」を欲望の原因であり対象でもある対象aとして機能させ、読者の欲望を備給し続けているのではないか。もしそうであるならば、「いい男」本マーケットにおいて、銀座ママは、読者の欲望を生成し備給し続けることでファリック・マザーとしての権威を保っているといえるだろう。そこで本稿では、ジャック・ラカンの転移の理論を援用し、「『いい男』を知っている」者として現れる著者と「いい男」について知りたい読者が「いい男」に対する欲望を介在してどのように結びついているのかを明らかにしたい。

⁴本稿の研究対象である銀座ママの著書の多くは、「国立国会図書館サーチ」において、NDC区分「159：人生訓、教訓」に分類されており（【資料1】参照）、自己啓発本として扱われている。

本稿2節ではまず、本研究を自己啓発本に関する先行研究との関連において位置づけ、本研究の分析対象を提示する。3節では、銀座ママの語りを誘因として、読者の中に転移が起き、その結果として読者の中に欲望が生成されていくプロセスを明らかにする。ここで、読者の欲望を生成する銀座ママが、いかにファリック・マザーとなるかを示すことができるだろう。

4節では、銀座ママの「いい男」語りにおいて、実際には「いい男」の本質が示されていないことを明らかにし、「いい男」が欲望の原因であり、読者の欲望を備給し続ける対象aであることを明らかにする。5節では、女性にはファルスがないとしてきた従来の精神分析理論において、ファルスを持つ母という幻想は、去勢する父により必ず打ち碎かれるが、「いい男」本マーケットにおいては、銀座ママが依然としてファリック・マザーであり続けていることを指摘し、それを可能にするもう一つの構造を明らかにする。そして、ジェンダーの差異が、ファルスに対する位置の差異であることを示すことにより、精神分析におけるジェンダーの差異を、ファルスを持っているか否かだとして批判してきた従来のフェミニズムによる精神分析に対する理解に一石を投じたい。

2. 自己啓発本に関する先行研究と本研究の分析対象

ここでは、これまでの自己啓発本の定義を見直し、本研究を自己啓発本に関する先行研究の中に位置付ける。自己啓発本の定義について、例えば牧野(2015)は、「自分自身を変えたり、高めたりすることを直接の目的とする書籍群」(p.2)と述べている。また尾崎は、自己啓発本を「その本を手にした読者を啓発し、社会的もしくは経済的な地位向上を動機づけるための本」(2018 p. 43)、「立身出世、もしくは富貴を志す野心家たちを励ますものとして、またその望む状況に至る道を具体的に指し示す指南書」(2019b p. 1)と定義している。このように、先行研究においては、「自分自身を変えたり、高めたりする」、「啓発する」、「地位向上を動機づける」、「野心家たちを励ます」など、その本の書かれた目的によって自己啓発本が定義されてきたといえる。もちろん、伝記や小説など他ジャンルの本においても、読者を「高め」、「啓発し」、道を「指し示す」ことは往々にしてあり、目的のみにしぼって自己啓発書を定義することは難しい。それゆえに、これまでも「外延の曖昧なジャンル」(牧野 2015 p. 52)、「ゆるいジャンル」(Grodin 1991 p. 407)であると指摘されてきた。しかし本研究では、そうした定義の困難さを認識した上で、最も広く自己啓発書の目的を捉えた牧野(2015)の定義、そして尾崎(2019b)の形式への言及を踏襲し、「ある方向へと自分自身を変えること目的とし、そこへと至る道を具体的に指し示す指南書」と広く定義する。この定義に従い、本研究では銀座ママの「いい男」本を、「いい男」へと至るため道を具体的に示す指南書として、自己啓発本に分類する。

日本国内の自己啓発本を対象とした先行研究は、牧野(2012, 2015)が挙げられる。牧野(2012)は、自己啓発本をフーコーの提示した「自己のテクノロジー」(p.18)の枠組みの中に捉え「『自己啓発メディア』は一体どのような「自己」であることを読者に求めるのか」(牧野 2015 p. i)という問いを差し出し検討した。この分析を踏まえ、牧野(2015)は、自己啓発本が「どのように「世界」と対峙する」(p. ii)ことを提示しているか、と問いを掲げ、ブルデューの「ハビトゥス」概念を援用し、いかに「感情的ハビトゥス」(p.23)の習得が促されているのかを明らかに

している。尾崎 (2016; 2017; 2019a; 2019b)、Ozaki (2017) は、アメリカにおける自己啓発本に関して、歴史的視点に立ち、さまざまな切り口(「カーネギー伝説」(尾崎 (2019a) や「女性向け自己啓発本」(尾崎 2019b) など) から研究を行なっている。自己啓発本について、読者の解釈に焦点を当てた研究としては、Grodin (1991)、Lichterman (1992) などがある。Grodin (1991) は読者の日常生活の中でいかに自己啓発本が利用されているのか、その利用はアメリカの女性の生活の一面をいかに説明するのかという問いのもとにインタビュー調査を行った。Lichterman (1992) は、スタンリー・フィッシュの解釈共同体概念を用いて、いかに自己啓発本を解釈し、それを活かすのかといった視点からインタビュー調査を行っている。

これら先行研究において、読書行為に先立って存在するものとして扱われてきたのが読者の欲望である。例えば尾崎 (2019b) は、「人の悩みのあるところに、自己啓発本は必ず立ち現れる」(p. 13) と指摘し、また牧野 (2015) は、自己啓発本は「より多くの人々が魅了されるような願望、より多く抱かれるような不安を掲げて人々を惹きつけ、それらへの処方箋を提出する書籍群なのだ」(p. ii) と述べている。すなわち、自己啓発本を読むに至る理由が読書行為に先行して存在し、それゆえ読者はそれに対する「処方箋」的機能を期待して自己啓発本を手にとると指摘するのだ。人が、悩み、願望し、不安に思うとき、人はすでに欲望とともにあるといえるだろう。先行研究において読者の欲望は、読書行為を促す重要な要素であると考えられているが、しかし読書行為に先立って既に存在するものとみなされてきたが故に、これまでその欲望の生成プロセスに焦点が当てられることはなかった。

本研究はこの前提を疑うところから始めたい。読書行為に先立って読者の欲望は存在していたのだろうか? 逆に、自己啓発本マーケット自体が、読者の欲望の対象を構成し、その欲望を備給するからくりを備えていると、考えられなくはないだろうか。斎藤 (2002) が、『銀座ママが教える「できる男」「できない男」の見分け方』の書評において「この頃ちょっと感じるのは中高年男性の間に「もてたい願望」が広がりつつあるということである」(p.32) と述べているように、たしかに銀座ママが書く「いい男」についての本も、「もてたい願望」といった読者の欲望を動因とする自己啓発本マーケットの中で流通している。しかし、どのような男性が女性からもてる「いい男」であるのか、を正確に規定することは、誰にもできないはずである。そのように考えれば、「いい男」本の読者である異性愛男性が目指すべき「いい男」像も、異性愛女性が欲望すべき「いい男」像も、空虚な幻想すなわち対象 a に過ぎないといえる。自己啓発本が提示する、「いい男」という欲望の対象が、対象 a であるとするならば、「いい男」という言説自体が「いい男」に対する欲望を備給していると言えるのではないだろうか。

このように、「いい男」本マーケット自体を、欲望を備給する装置として考えたとき、読者と作者の関係はどのように捉えられるだろうか。牧野 (2015) が自己啓発本を、著者の「「人称性」にまずは依拠するジャンル」(p.17) だと指摘するように、著者に対する読者の信頼も、自己啓発本マーケットを支える要素の一つであろう。銀座ママが書く「いい男」に関する自己啓発本においては、銀座ママが著者である、ということが重要な要素となっていると考えられる。そうした観点に立ち、本研究は、読者の銀座ママへの信頼がテキストにおいてどのように保証されるのか、また、それを利用した読者の欲望生成のプロセスを、精神分析理論を援用することで明らかにしたい。

1970年代より銀座のクラブのママらは、その著書の題名にしばしば「銀座ママ」と冠し、銀座ママとして本を著してきた。その内容は、経営論、会話術、恋愛論、男論、女論など多岐に渡り、形式もエッセイ、小説、自伝、ビジネス書と多様である。マスコミに時折登場し、銀座のクラブのママとして名を知られていた山口洋子や田村順子が1970年代初頭より著してきた作品を嚆矢として、銀座ママの出版した書籍は、管見の限りでも1971年から2021年までの間に90冊を超え、一つの作品群を成している。その作品群の中で、幾度となく語られてきたテーマが、「いい男」論である。本研究における分析対象は、私が確認した銀座ママが書いた90冊の書から、「いい男」への言及を確認することのできた55冊とし、【資料1】に提示した。本研究は分析対象が多く、分析に際しすべての対象箇所を引用することはできないため、一部代表箇所を引用する。

ここで、本研究における作者概念と読者概念について確認したい。本研究が分析の対象とするのは、ブース(1991)が提示した、現実の著者とは異なる「内包された作者」⁵であり、イーザー(1998)が提示した、現実の多様な読者とは異なる「概念としての「内包された読者」」(p.58)、すなわち「テキスト構造に組み込まれ」(p.58)た読者である。ブースは、文学テキストの意味を現実の作者の意図から切り離し、読者の解釈によって生み出されるものとした。それにより、伝記研究が中心だった当時の文学研究に一石を投じ、ニュー・クリティシズムの礎を築いた。それを受け、イーザーは、「文学作品」を「テキストと読者とが収斂する場所」(p.34)に位置付け、受容理論を提唱した。つまり、テキストは、読者の読むという行為によって「具体化」(p.34)される場所であり、その場所で初めて「文学作品」が成立すると論じたのである。「内包された作者」が現実の作者とは異なる概念であると同様に、「内包された読者」も現実の読者とは異なる概念であり、両者ともにテキストを成立させる構造の一部として捉えられている。現在のテキスト研究において「作者」や「読者」が言及される場合は、この「内包された作者」と「内包された読者」が前提とされている。これを踏まえて本研究での分析対象は、「内包された作者」としての銀座ママと、「内包された読者」の欲望とする。従って本研究では、「いい男」本の広告や、読者による読後レビューも分析対象として扱うが、それらを「いい男」本マーケットを成り立たせている一つのテキスト群として捉える。

3. 「いい男」本マーケットを駆動する欲望と転移の力学

銀座ママが語り読者が消費する、「いい男」本マーケットの成立には、先ず以って「いい男」への欲望が必要である。なぜなら、購買者の欲望がなければ、「いい男」について書かれた著作が購入されることはなく、そのマーケットは淘汰されるからだ。では、読者の「いい男」への欲望はどのように生み出されるのだろうか。ここには精神分析における転移の力学が働いていると思われる。そこで本節では銀座ママと読者の間でどのように転移が生じ、それが、いかに読者の「いい男」への欲望を生み出しているのかを分析する。初めに、銀座ママがいかなる存在として読者の中に現れるのかに着目したい。

⁵ 訳は著者による。『フィクションの修辞学』においては、「内在する読者」(p.105)と訳されている。原著において当該する語は、the implied authorである。

銀座ママの著書の題名には、「いい男」、「強い男」「一流の男」「できる男」、「モテる男」など、さまざまな表現で「いい男」が提示されている。(【資料2】参照) 銀座ママは、その書の著者であるという事実を通じて、自分はそうした「いい男」について、語るができるほど知っている」と表明し、それについて教える著者として読者の前に登場する。

そして銀座ママは、「いい男」を知っている者という立場を、銀座での経験を語ることによって強固なものとしていく。初めに、銀座ママ自身が「いい男」について語るができる根拠について述べている語りに着目する。まず、ママたちは、口々に数十年の銀座経験の中で、多くの顧客と接してきたと語る。そして、その経験に基づいて「いい男」を語ると述べるのである(【資料3】参照)。以下に、そのいくつかを例示したい。

「夜の銀座に『クラブ由美』を構えて、昨年で30年という節目を迎えました。(中略) 長年の銀座勤めで多くのお客様にお会いするうちに、いつの間にか偉くなる人や出世できる人にも、なぜか出世できない人にも、それぞれ共通点が存在することに気がつきました。」(伊藤 2014b pp.3-5)

「そんな夜の銀座で私が働き始めたのが1993年。今年が2019年なので26年という年月が経ちました。(中略) 今回、銀座のママである私が今まで夜の銀座で出会い惚れ込んだ「一流の男性」や「成功している男性」の共通点について書かせていただきました。」(日高 2019 pp.2-3)

さらに銀座ママらは、多くの人から「いい男」に関して質問を受けた経験を語ることで、「いい男」を知っているという立場を揺るぎないものとしている。ますい志保(2003)は、「真にいい男の共通点を教えてください」(p.4)「いい男の見抜き方を教えてください」(p.4)と多くの人から質問されてきたと述べる。そして「そういったお話をいただき、さまざまな男性や女性の表情を思い浮かべながら、この本を書き始めました」(p.4)と語る。つまりよく聞かれるからこの本を書いたのだと、「いい男」について尋ねる人の存在に触れ、それを語りのエクスキューズとしている。こうした語りは、他にも散見される(【資料4】参照)。ここでその一部を挙げたい。

「ある講演会で、若いビジネスマンの方から「粋な男でいるために、心掛けるべきことは？」というご質問をいただきました。」(白坂 2017 p.142)

「銀座のママから見た「一流の男性」ってどんな人？夜の銀座に集っている「成功している男性」の共通点は？という質問をよく頂戴していました。」(日高 2019 p.3)

このように銀座ママは周囲から自分が「いい男」を知っていると想定されていることを「いい男」本の著者となる理由としている。しかし、銀座ママが「いい男」を知っていると想定しているのは銀座ママの周囲にいる人物たちだけではない。「いい男」本を購入する読者たちもまた、銀座ママは「いい男」を知っている、と想定していることを、読後レビューのテキストの中に見ることができる。

「いい男に出会いたくて、読んでみました。」(キリン. March 27, 2007. Amazon.co.jp 『いい男の条件』^[2] カスタマーレビュー)

「いい男って具体的にはどんな人かな? こんなことを知りたくてこの本を手にとりました」(プリン天使. December 9, 2007. Amazon.co.jp 『いい男の条件』^[2] カスタマーレビュー)

「女性の私ですが、銀座のママも惚れるデキる男について知りたくて購入してみました!」(わらしちゃん. December 11, 2019. Amazon.co.jp 『銀座のママが惚れる一流の男』^[5] カスタマーレビュー)

こうした読後レビューからは、銀座ママは「いい男」を知っているに違いないという読者の確信を見てとることができる。このような読後レビューも、銀座ママの信用を支えている一要素だと言えるだろう。

ラカンは、「知っている」と想定された主体 *sujet supposé savoir* があれば、すなわち転移があります」(ラカン 2020 p.247) と述べる。すなわち「知っている」と想定された主体」は転移の結果として生じているものだといえる。銀座ママが、「いい男」について聞かれたという経験を語ることは、他の誰かから「いい男」を知っている者として想定されていること、すなわち転移が起きていることの表明であり、自らも知っている者として振る舞っていること、すなわち逆転移もまた起きていることの表れであるといえる。

銀座ママは、「いい男」を示す書名と共にその著者として読者の前に現れ、数十年の銀座での経験、「いい男」について尋ねられた経験、さらには読後レビューにおいて語られる銀座ママは「いい男」を知っているに違いないという確信を下支えとして、知っている者としての立場を磐石に固め、「いい男」を知っている者、教える者として振る舞う。こうした語り手を、読者は「知っている」と想定された主体」であるとみなし、そこに転移が起きているのである。

こうした転移の力学に支えられた語りは、何を生み出すのか。ラカンは「転移について、その動機をなしているのは知っている」と想定された主体である」(ラカン 2019 p.260) と述べる。すなわち「知っている」と想定された主体」の現れが、転移の動因となるのである。ジジエク (2008) は、この転移の力学が、精神分析医と患者の間だけでなく、感情や、信仰、知識を介するさまざまな関係にも当てはまることを指摘 (p.55) し、「知っている」と想定された主体」がもたらすものについて以下のように述べている。

[われわれが他者の中に仮定する] 知識は幻想である。なぜなら、それは実際には他者の中に存在しているわけでもないし、他者が実際にそれを所有しているわけでもない。その知識は、われわれの一主体の—シニフィアンの働きによって後から構成されたものである。だがそれは同時に、必要不可欠な幻想である。なぜなら逆説的だが、われわれは、他者はすでにその知識を所有しており、われわれはそれを発見するだけという幻想によってのみ、その知識をつくりあげることができるのだから。(ジジエク 2000 p.89)

⁶本稿において、出典を示す括弧内の囲み数字は【資料1】における資料番号を示している。また、本稿で引用した読後レビューの最終閲覧日は、2021年8月10日である。

我々は「知っている」と想定された主体」として他者が現れること、すなわち転移の力学によって遡及的にその「知」を、「すでにそこにあったもの」として見出すことができるのである。このとき、我々の中に浮かび上がる「知っている」と想定された他者」は、幻想であり、ゆえに実在する他者が、その「知」を本当に所有しているのかどうかは問題ではない。ただ、他者が「知っている」と想定」できることこそが重要なのである。そしてラカンはこう続けている。「知っている」と想定されているわけですから、彼はまた、無意識の欲望との出会いへと赴くはずだとも想定されているのです。だからこそ、私は、欲望というものがあるから転移が稼働するのだ、と言っているのです」(ラカン 2020 p.255)。

このことを、「いい男」論に当てはめると、「いい男」について知っている」と想定される銀座ママは、「いい男」について知りたいという読者自身の欲望についても知っているはずの存在となる。こうした幻想の中で、読者は、他者の欲望であるところの銀座ママの欲望を自らの欲望として発見する。なぜなら、「人間の欲望、それは〈他者〉の欲望である」(ラカン 2020 p.84) からだ。すなわち読者は、この転移の場において、自ら「いい男」になることにより、銀座ママの欲望の対象となろうとする。その時「いい男」は、読者にとって、欲望の原因であると同時に対象でもある対象 a となる。

このように、「知っている」と想定された主体」である銀座ママは、読者の欲望を生み出す者でもある。ラカンは、「ファルスは、ロゴスの役割が欲望の到来と結合する場所である、そのしるしの特権的なシニフィアンである」⁷(ラカン 1981 p.156) と述べている。そうであるならば、「知っている」と想定された主体」として「いい男」を欲望の対象として指し示すことができる銀座ママは、ファルスを有しているといえる。すなわち、銀座ママは読者の幻想の中でファリック・マザーとなるのである。

4. 対象 a としての「いい男」

しかし、読者によって「いい男」への欲望が自身の欲望として発見されたとしても、欲望を持つその性質ゆえに完全に満たされることはない(ジジエク 2008 p.133)。従って、「いい男」本マーケットが存在し続けるためには、生み出された欲望が備給され続けられなくてはならない。では、いかに「いい男」への欲望は備給され続けるのだろうか。

ここで再度、銀座ママの著書の題名に着目したい。銀座ママの本の題名には、しばしば「○○(仕)方」、「論」、「違い」、「条件」、「秘密」、「術」、「流儀」、「共通点」などといった「いい男」を巡る法則の存在を彷彿とさせる言葉が示される。これら題名を通じて著者は、この法則を知れば「いい男」になれる、また「いい男」を選別できるようになれる、と読者に示しているのだ。銀座ママの「いい男」に関する語りは、しばしば、顧客らとのエピソードを並べつつ、「いい男」の一面を、「条件」、「術」、「共通点」として提示していくという形式を取る。ここでは、「条件」「術」「共通点」として提示される「いい男」をめぐる法則の特徴を整理したい。

⁷『エクリⅢ』における該当箇所は p.156。本引用は、『フェミニズムと精神分析辞典』(ライト 2005 p.319) 掲載訳を採用した。

第一の特徴は、銀座ママのテキストにおいて、「いい男」をめぐる法則がときに矛盾を孕んでいることである。例えばますい志保 (2003) は、「いい男は、一人の女を愛しますから」(p.75) と「いい男」の条件を述べるが、その一方で「嘘でもいいから好きだと言ってくれる、いい男」(p.29)、「いい女に出逢うことで浮気しちゃういい男」(p.90) についても語っている。また「いい男には、いい親友がいる」(p.126) とも、「一匹オオカミ型のいい男もいます」(p.127) とも述べるのだ。こうしたことから、ますいの語りは、「いい男」全般に共通する条件というよりはむしろ、さまざまな「いい男」に関する語りだともいえる。こうした細部の矛盾は、日高 (2019) が示す「いい男」の共通点にも見られる。例えば、「一流の男」の共通点の一つとしてゴルフを活用した「人脈づくり」(p.96) を挙げるが、「人脈づくり」よりも「もう既に出会えている目の前にいる人たちを大切にすること」(p.169) が最も大切だとも述べるのである。銀座ママらは、複数の顧客とのエピソードを挟みながら「いい男」をめぐる法則を列挙するが、それぞれが異なる顧客とのエピソードから導き出されているので、ときに細部が矛盾してしまっている。

第二に、「いい男」を、特定の資質を生得的に保有している者として定義づけるのか、それとも後天的に学習し、習得することの可能な技術を身につけた者として定義づけるのか、曖昧になっていることである。ますい志保 (2003) は、「いい男」について、「他人の言動を受け入れる心の広さです。受け入れたフリでもいいのです」(p.17)、「いかに自分の本当にいいところだけを見せていくか、という技を盗んでいただきたいのです」(p.107) など、「フリ」や、「技」の習得と言った言葉を用い、「いい男」を模倣可能、習得可能な技術を身につけた者として説いている。しかし、一方で「かっこばっかり一流の男って、イヤですよ」(p.76)、「中身があるいい男を選んでください」(p.77) とも述べるのである。前者は技術を説くが、後者は人の資質の重要性を説く。また、高田 (2004) は、「いい男」の共通点に関して「素直に人の話に耳を傾けられる感性というのは、持って生まれたものかもしれません」(p.45)、「「孤独に耐えられる」という資質が重要になってきます」(p.41) と、持って生まれた資質だと述べる。こうしたテキストからは、特定の変えられないある資質こそが「いい男」を決定づけているかのようである。しかし一方で、出世する男の条件に当てはまっていなかったとしても「でもご安心を！銀座という教室にいらっしやれば、未来は開けてきます！」(p.53) と断言もする。こうした例からも、「いい男」とは、生得的な資質を保有する者を示しているのか、それとも後天的に技を習得することができた者を示しているのかを見定めることは難しい。

第三に、「いい男」をめぐる法則が、言葉や感覚に頼ったものになってしまうことである。ますい志保 (2003) は「いい男は、いい女でつくられるのです」(p.178) と断言する。同時に「いい男の条件に当てはまる、いい女でいたいと思います」(p.5)、「女の華の命は、どれだけいい男に出逢えるかで決まる部分もあります」(p.82) とも述べ、「いい男」と「いい女」の定義が堂々巡りとなってしまっている。さらに「いい男は匂いでわかるものです」(p.79)、「いい男は、一緒にいて、つき合っていて、ときめくんですよ」(p.142) と語り、最後には、「いい男は、誰が見てもいい男です」(p.185) と言いきる。ここでは「いい男」は感覚的、主観的な定義となっている。山口 (1991a) の「モテる男の条件は“魅声”」(p.25)、「多少の毒を感じさせる男」(p.52)、望月 (2005) の「後ろ姿でセクシーさを感じさせる」(p.123)、「流行を追っかけすぎない」(p.157)、ますいさくら (2001) が提示する「できる男の法則」の「目に力がある」(p.19)、「ときどき少

年になる」(p.21)なども、感覚に頼った「いい男」の定義の例として挙げられるだろう。

そして、「いい男」の法則と「いい客」の法則が、最終的に混同されてしまうことも特徴の一つである。前述したように日高(2019)は、最終章で「夜の銀座の暗黙のルールを知っている一流の方々は、百戦錬磨と評される銀座のママだけでなく、銀座のホステス、銀座の黒服から愛されています」(p.208)と銀座で「愛され」ることも、「一流の男」の共通点の一つとして語る。続くエピローグにおいて、銀座のママの友人たちにどんな男性に惚れるかと尋ねた時、共通していた基準は、「銀座の暗黙のルールを知っていること」(p.255)であったと述べ、「一流の男」の共通点が、いつのまにか銀座のママが惚れる男の条件でもあったことが明らかにされる。望月(2005)は、「いい男の秘密」として「店の都合も理解する」(p.31)、同伴時に「女性を酔わせても潰さない」(p.39)、「他の男性客とも仲良くなれる」(p.81)を挙げる。また、伊藤(2014b)は、「リーダーになる人の共通点」として「きれいに身銭を切れる人」(p.128)、「ひいきにしている女の子の誕生日や〇周年といったお店の記念日といったときに、さらりとご祝儀が出せるかどうか」(p.131)という基準を提示している。これらは、銀座のクラブ側にとって都合の良い客の条件でもあるだろう。

以上に見てきたように、銀座ママの「いい男」語りの中には、「いい男」の本質は示されていない。「いい男」を巡って膨大な量の言説が生み出されているが、その中心は空洞であり、触れられることがない。どの銀座ママの著書においても、「いい男」は断片的にしか登場せず、この人物こそが「いい男」であるといえるような人物が現れることもなく、何をもって誰を「いい男」と判断したのかも示されない。多数の「いい男」の「条件」「術」「共通点」、すなわち「『いい男』とは〇〇である」という言説が、ただ量産されているのである。

銀座ママの著書の中で「いい男」の本質が示されないことが、読者の不満として「いい男」本マーケットの中でも以下に示されている。

「『できる男』を見分ける切り口も寄せ集め・思いつき・思い込みの感が強く、1本筋の通ったものを感じない内容の薄い本でした。「銀座ママ」なのだから深い洞察をもって男性を見抜くような期待をしていましたが、そういう本ではないです。」(litsam69. August 1, 2003. Amazon.co.jp『銀座ママが教える「できる男」「できない男」の見分け方』^[14]カスタマーレビュー)

「いい男について細かい項目に分かれて書かれているけど、どれも似たり寄ったりで、何が言いたいかわからないし、いい男についてが、途中からはいい女とは…になっちゃっている。いい男とはこういうものと例を挙げているのだが、抽象的で非現実過ぎて、どんな男なのか見えてこないです。」(青空 to 凧. November 17, 2004. Amazon.co.jp『いい男の条件』^[21]カスタマーレビュー)

「銀座のママが選ぶ“一流の男”の共通点は結局、銀座のルールを知っていて遊び慣れている人。心遣いや配慮のあるジェントルマンという意味では納得だけれども何か腑に落ちないように感じます。」(paco. February 14, 2021. 読書メーター『銀座のママが惚れる一流の男』^[51]感想・レビュー)

レビューの中には、「粋な男というものがなんとなく分かった気がします」(akira mizutani. February 1, 2020. Amazon.co.jp『銀座の流儀 —「クラブ稲葉」 ママの心得帖』^[48] カスタマーレビュー)という声もあるが、がっかりしたという不満の声が随所に提示されている。「いい男」の本質はわからないまま、と示されているのだ。わかったとしても、「なんとなく」にすぎない。このように「いい男」への欲望は満たされることはなく、読者の中で燻り続けるのである。しかし、これらテキストが示すのは「いい男」の本質が語られないことへの不満であり、「いい男」の存在自体を否定しているわけではない。

さらに、銀座ママは以下のように読者に語りかけている。

「挫折と苦勞を乗り越えて、いい男になってください。」(ますい志保 2003 p.188)

「私には、天空に輝く星々のように、一流のお客さまが集まるようなサロンにしたい、という希望があったんです。(中略)みんな、天空の昴を目指してがんばってほしい、という願いが込められています。」(高田 2004 p.215)

「銀座を卒業される時も、最後までカッコよく散り際の美学を貫いていただきたいものです。」(望月 2005 p.169)

「古い考えなのかもしれませんが、男性にはそうあってもらいたいと、私は思っています。」(伊藤 2014a p.59)

このように、最後は銀座ママとしての願いとして「いい男」が語られている。

こうした銀座ママの語りや、「いい男」本マーケットに何をもたらすのかを考えてみたい。ジジエック(2008)は対象aについて、こう述べている。

対象aは欲望の原因であり、欲望の対象とは違うということである。欲望の対象は、たんに欲望される対象のことであるが、欲望の原因は、対象の中にあるなんらかの特徴であり、その特徴ゆえにわれわれはその対象を欲望する。(pp.118-119)

このことを「いい男」に当てはめると、私たちが、「いい男」を欲望するかのように見えるとき、それはどこかに「いい男」がいるはずだ、という幻想がそうした欲望の原因、すなわち対象aとなっているといえる。ジジエック(1995)は幻想について以下のように語る。

どんな対象も—それがもつ魅力がその直接的属性ではなく、それが構造内で占める場所によって生まれたものであるかぎり—欲望の対象=原因として機能しうが、われわれは構造的必然性から、その魅力は対象そのものに属しているのだという幻想の犠牲にならなければならないのである。(pp.70-71)

これを踏まえると、銀座ママは、「『いい男』とは、〇〇である」という言説によって、「いい男」は欲望される価値のあるものであるという幻想を作り続けているといえるのではないか。銀座ママは、「いい男」の本質を語らないのではなく、語れないのだ。なぜなら、「いい男」とは幻想に

過ぎず、存在しないからである。しかしこうした幻想が語られ続ける限り、欲望は備給され続けるといえるだろう。

5. 銀座ママがファリック・マザーであり続けるために

このように読者の欲望を備給し続ける銀座ママは、ファリック・マザーであり続けることができる。上述したように、「いい男」を知っている者としての立場の根拠として作用した数十年の銀座での経験と、「いい男」について尋ねられた経験は、銀座ママの持つファルスの象徴としても機能している。しかし、「いい男」本マーケットには、著者である銀座ママを、ファリック・マザーたらしめるためのもう一つのからくりが存在する。それは、読者が知っている著名人との結びつきを示す語りである。読者の多くが「いい男」であると考えられる著名人たちとの交流は、読者に「銀座ママは、「いい男」を知っているに違いない」という確信を持たせるための盤石なからくりとして機能する。

銀座ママの著書にはしばしば各界の著名人が登場する（【資料5】参照）。それは銀座ママの語りの中であつたり、本の帯や袖、表紙、に登場することもあれば、著名人が自ら前書きや推薦文を書いていた、著名人への、または著名人からのインタビューという形式で収録されていることもある。例えば、『酒場での—飲み上手遊び上手』（山口1971）の本の袖には、作家である近藤啓一郎の「銀座でモテたいと思ったら、この本を読むべし」という言葉が掲載されている。また『出世する人、稼ぐ人、他人に気配りできる人』（高田2004）には、ソムリエの田崎真也と俳優の藤田まことがまえがきを寄せており、他にも、ますい(2001)が落語家の「笑福亭鶴瓶」(p.130)を常連客として紹介するなど、銀座ママの著書に登場した著名人を挙げれば枚挙にいとまがない。さらに、著者紹介に着目したい。本の裏表紙や袖、奥付、帯などに記される著者紹介において、著者がどのような人物を顧客としてきたのかが取り上げられることが多い。どのような顧客を持っているのかが、その著者自身の特徴として扱われるのである。以下にその一部を引用する。

「上場企業の社長・役員から政治・芸能関係者まで各界の超大物を顧客とし、銀座デビューから20余年間トップの座を独占」（望月2008袖）

「「クラブ由美」を開店以来、“銀座の超一流クラブ”として政治家や財界人、文化人など名だたるVIPたちから絶大な支持を得て、現在に至る」（伊藤2014b裏表紙）

このように著名人が、著者である銀座ママを褒め称え、銀座ママが顧客である著名人との交流を語ること、そして著者紹介において各界の著名人との職業上の親交が紹介されることが読者に与える効果により、銀座ママは擬似的なファルスを獲得する。つまり、著名人の持つ評価、評判と銀座ママが結びつけられ、さらに著名人から支持される者として銀座ママの評価が上がり、読者からの信用を得ることができる。つまり、著名人との親交ゆえに銀座ママが「いい男」を知っている—ファルスの根拠—とも、ファリック・マザーのファルスの象徴としての著名人との親交—疑似的ファルス—としても働きうるのだ。

従来、精神分析においては、母のファルスは子どもの幻想であり、父がそこにお墨付きを与え

ることはない。逆に父は、子どもに去勢不安を与え、母のファルスの疑似性を自覚させる。ところが「いい男」本マーケットでは、男性著名人たちが、ファルスを持つ父の位置に置かれ、銀座ママのファルスを裏書きする機能を持たされている。こうした構造が、銀座ママをファリック・マザーとして温存し、「いい男」本マーケットそのものを成り立たせているといえる。

このように書けば男性著名人たちが、ファルスを有しており、銀座ママにファルスの特権を付与する立場にあるように思えるかもしれない。しかし、そもそもラカンが性別について、「性別化の式」を通して「話す存在は誰であろうと、一方または他方に自分を登録します」（ラカン 2019 p.140）と述べている。つまり言語を話す人は、主体化のプロセスにおいて、性的な位置を獲得すると述べるのだ。ジェンダーとは、主体の何らかの特性や属性とは関係なく、ファルスに対する位置の差異でしかない。これまで、イリガライをはじめとする多くのフェミニストが、精神分析はファルス中心主義である、と批判してきたことは既に多くの研究者によって指摘され（例えば、ライト 2002 p.20, p.319; 2005 pp.24-25、松本 2020 pp.194-196 など）、同時にフェミニズムによる精神分析の再検討の必要性についても論じられてきた（ライト 2005、竹村 2005、松本 2020）。銀座ママをファリック・マザーの地位に君臨させる「いい男」本マーケットは、ジェンダーの差異が、ファルスを持っているか否かではなく、ファルスに対する位置の差異であることを、まさに示唆しているのではないだろうか。

6. おわりに

銀座ママの「いい男」本に限らず、自己啓発本においても、著者が「知っている」と想定される主体」として立ち上がることで、著者たちが指し示す、人生の成功や社会での出世という欲望の対象が対象 a として構成されているのではないか。そうした対象への欲望が備給されるからこそ、遡及的に「悩みやニーズ」、「願望」も生まれるのであろう。自己啓発本マーケットが、転移の構造を利用しそのマーケットの中に欲望を備給するからくりをそのうちに持っているとするれば、出版不況が叫ばれる昨今においても、自己啓発本マーケットが堅調に市場を拡大しているのも頷ける。なぜなら欲望は生み出され続け、そしてその欲望は著者らが語る幻想により、備給され続けることができるからである。

ここで再度、ペスがペニスなのであれば、書く女性はペニスを持つといえるのだろうか、との問いに戻ろう。ギルバート & グーバー（1986）は、19 世紀の女性作家の著した文学作品の分析を通じて、女性作家がいかに男性による女性幻想を打ち破り、作品の中に独自の虚構世界を作り出してきたのかを明らかにし、書く女性が女性でありながら、文学的創造力を手に入れたと論じた。言い換えれば、女性作家は書くという主体的行為を通じて特権的なファルスを得たのだといえよう。同様に、銀座ママも、自己啓発本を書くことによって、「いい男」本マーケットにおいてファルスを手にしたのである。「いい男」本マーケットは、かわるがわるに多くの銀座ママが「いい男」の幻想について語り続けることによって 50 年にわたって存続し続けている。銀座ママたちは、著作の中で「いい男」について語ることにより、読者の欲望を生み出し、その欲望を備給することで一つのマーケットを作り上げ、ファリック・マザーとして読者に受け入れられたといえる。しかし、正確にはファリック・マザーというのは幻想に過ぎない。ただし、女性だ

からファルスがもてないのだ、と誤解してはならない。そもそもファルス自体が母の去勢を受け入れることのできない子供の作った幻想に過ぎず、男性も手にすることができないのである。それゆえペンはファルスであるかもしれないが、決して解剖学的なペニスと混同されるべきではなく、象徴的言語体系のなかで意味作用を可能にする機能を果たしているに過ぎないということは忘れてはならないだろう。

謝辞

本稿の執筆にあたり、終始熱心なご指導、温かい激励を賜りました名古屋大学大学院人文学研究科の松下千雅子教授に、衷心より感謝の意を表します。また査読者より、重要かつ有益なご指摘をいただきました。拙稿の理解を広げるための貴重なご進言をいただきましたことに、心より御礼を申し上げます。英文要旨の作成に当たっては、カリフォルニア大学サンタバーバラ校博士課程 Meagan Finlay 氏から助言を受けました。記して感謝の意を表します。

参考文献

- ブース・ウェイン・C『フィクションの修辞学』（米本弘一，服部典之，渡辺克昭訳）水声社，1991。（Booth, Wayne C. *The Rhetoric of Fiction*. The University of Chicago Press, 1961.）
- ギルバート・サンドラ，スーザン・グーバー『屋根裏の狂女—ブロンテと共に』（山田晴子，菌田美和子訳）朝日出版社，1986。（Gilbert, Sandra M, & Gubar, Susan. *The Madwoman in the Attic—The Woman Writer and the Nineteenth-Century Literary Imagination*. Yale University Press, 1979.）
- Grodin, Debra. “The Interpreting Audience: The Therapeutics of Self-Help Book Reading.” *Critical Studies in Mass Communication*. Vol.8, No.4, 1991, pp.404-420.
- イーザー・ヴォルフガング『行為としての読書』（轡田収訳）岩波書店，1998。（Iser, Wolfgang. *Der Akt des Lesens. Theorie ästhetischer Wirkung*. Wilhelm Fink Verlag, 1976.）
- ジジェク・スラヴォイ『斜めから見る：大衆文化を通してラカン理解へ』（鈴木晶訳）青土社，1995。（Žižek, Slavoj. *Looking Awry; An Introduction to Jacques Lacan through Popular Culture*. The MIT press, 1991.）
- 『イデオロギーの崇高な対象』（鈴木晶訳）河出書房新社，2000。（Žižek, Slavoj. *The Sublime Object of Ideology*. Verso Books, 1989.）
- 『ラカンはこう読め！』（鈴木晶訳）紀伊国屋書店，2008。（Žižek, Slavoj. *How to Read Lacan*. Granta Books, 2006.）
- Lichterman, Paul. “Self-help reading as a thin culture.” *Media, Culture & Society*. Vol.14, No.3, 1992, pp.421-447.
- 牧野智和『自己啓発の時代：「自己」の文化社会学的探究』勁草書房，2012.
- 『日常に侵入する自己啓発：生き方・手帳術・片付け』勁草書房，2015.
- 松本卓也「補章 ラカン派における女性論」西見奈子編『精神分析にとって女とは何か』福村出版，2020, pp.180-196.

- Ozaki, Shunsuke. "American and Japanese Self-Help Literature." *Oxford Research Encyclopedia*. Oxford UP, 2017.
- 尾崎俊介「アメリカにおける「自己啓発本」の系譜」『外国語研究 = *Studies in foreign languages & literature*』Vol.49, 2016, pp.67-84.
- 「アメリカにおける「精神療法文学」の系譜」『外国語研究 = *Studies in foreign languages & literature*』Vol.50, 2017, pp.25-43.
- 「コピーされ、拡散されるエマソン」『外国語研究 = *Studies in foreign languages & literature*』Vol.51, 2018, pp.43-59.
- 「アメリカ自己啓発本出版史における3つの「カーネギー伝説」」『外国語研究 = *Studies in foreign languages & literature*』Vol.52, 2019a, pp.39-66.
- 「アメリカにおける「女性向け自己啓発本」の変遷」『愛知教育大学研究報告 人文・社会科学編』Vol.68, 2019b, pp.1-14.
- ラカン・ジャック「ファルスの意味作用」(佐々木孝次訳)『エクリIII』弘文堂, 1981. (Lacan, Jacques. "Die Bedeutung des Phallus." *Écrits*. Éditions du Seuil, 1966.)
- 『アンコール』(藤田博史, 片山文保訳) 講談社, 2019. (Lacan, Jacques. *Le Séminaire Livre XX : Encore*. Éditions du Seuil, 1975.)
- 『精神分析の四基本概念 (下)』(ジャック=アラン・ミレール編, 小出浩之, 新宮一成, 鈴木國文, 小川豊昭訳) 岩波書店, 2020. (Lacan, Jacques. *Le Séminaire Livre XI, Les quatre concepts fondamentaux de la psychanalyse*. Éditions du Seuil, 1964.)
- ライト・エリザベス編『フェミニズムと精神分析事典』(岡崎宏樹, 樫村愛子, 中野昌宏訳) 多賀出版, 2002. (Wright, Elizabeth., editor. *Feminism and Psychoanalysis: A critical dictionary*. Wiley-Blackwell, 1992.)
- ライト・エリザベス『ラカンとポストフェミニズム』(椎名美智訳) 岩波書店, 2005. (Wright, Elizabeth. *Lacan and Postfeminism*. Totem Books, 2001.)
- 斎藤美奈子「連載-百万人の読書(36) 尊敬されつつモテたい! 中高年向けダンナ・マニュアル — ますいさくら『銀座ママが教える「できる男」「できない男」の見分け方』(PHP 研究所)の巻」『月刊百科』Vol.476, 2002, pp.29-32.
- 竹村和子「〈解説〉ポスト性的差異は可能か、だがもしも可能になったら……」ライト・エリザベス編『ラカンとポストフェミニズム』(椎名美智訳) 岩波書店, 2005.

【資料1】

「いい男」について語る銀座ママ					
資料番号	出版年	著者名	作品名	出版社	国立国会図書館サーチ NDC区分
1	1971	山口洋子	酒場での飲み上手遊び上手	KKベストセラーズ	
2	1972	田村順子	遊び・もてなし入門 カッコいいダンディな酒場での飲み方!	日本文芸社	雑書
3	1977	山口洋子	愛する嘘を知ってますか:いちばん言いたくなかった26項	青春出版社	人生訓・教訓
4	1978	山口洋子	愛されかた知ってますか:他人が言わない29項	青春出版社	評論・エッセイ・随筆
5	1980	山口洋子	その人を愛せますか:決して後悔しない愛、性、生き方	青春出版社	人生訓・教訓
6	1981	山口洋子	おんな学30年:女らんめえエッセイ	青春出版社	人生訓・教訓
7	1985	山口洋子	愛がわからなくなったら読む本:後からではとり返せない62項目	青春出版社	評論・エッセイ・随筆
8	1986a	山口洋子	好きな人ができたら読む本:知性を持っていたらこわくない	青春出版社	人生訓・教訓
9	1986b	山口洋子	この人でいいかしら一男が結婚したくなる女は何を持っているか	青春出版社	人生訓・教訓
10	1987	山口洋子	あの人をどこまで知ってますか:"かわいい女"だから好きになる男心18章	青春出版社	人生訓・教訓
11	1991a	山口洋子	モテるモテないは紙一重	講談社文庫	評論・エッセイ・随筆
12	1991b	山口洋子	好かれかた信じかた愛しかた—もう一人あたらしい私を持つ	青春出版社	人生訓・教訓
13	1993	山口洋子	おとこ論 ころとからだを愛されていい人は	青春出版社	評論・エッセイ・随筆
14	2001	ますいさくら	銀座ママが教える「できる男」「できない男」の見分け方	PHP研究所	人生訓・教訓
15	2002	ますいさくら	銀座ママが教える「できる男」の口説き方	PHP研究所	人生訓・教訓
16	2002	ますい志保	銀座ママが明かすお金に好かれる人、嫌われる人のちよっとした違い	アスコム	人生訓・教訓
17	2002	ますい志保,ますいさくら	男と女ウソのつき方見抜き方	講談社	人生訓・教訓
18	2003	田村順子	セレブに愛される女性学—銀座ママが明かすかわいい女の教訓	実業之日本社	人生訓・教訓
19	2003a	ますいさくら	銀座ママが一番書きたかった男が勘違いしている「女の口説き方」	三笠書房	人生訓・教訓
20	2003b	ますいさくら	銀座ママが教える「できる男」「できない男」の英語術	PHP研究所	英語 (NDLC分類)
21	2003	ますい志保	いい男の条件	青春出版社	人生訓・教訓
22	2003	山口洋子	山口洋子の男というもの	サンガ Samgha	評論・エッセイ・随筆
23	2004	高田律子	出世する人、稼ぐ人、他人に気配りできる人 銀座ママ高田律子の人生哲学	辰巳出版	人生訓・教訓
24	2005	高田律子	強い男・賢い女!:銀座流成功術77の条件!!	辰巳出版	人生訓・教訓
25	2005	望月明美	銀座ママはお見通し 愛され美人という男の秘密	ゴマブックス	商業経営、商店
26	2005	ますい志保	愛される条件—ちよっとモテるより、ずっと永遠に…	青春出版社	人生訓・教訓
27	2006	望月明美	“本命(カレ)”をトリコにする方法—銀座ママがそっと教える	大和出版	言語生活
28	2006	ますいさくら	銀座道—大人の粋な遊び方	PHP研究所	商業経営、商店
29	2006	ますい志保	生き残る男の条件	青春出版社	人生訓・教訓
30	2007	望月明美	銀座ママの夜のお悩み相談室	ゴマブックス	人生訓・教訓
31	2007	ますい志保	12の口癖 成功者たちの幸運を呼び込む言葉	講談社	人生訓・教訓
32	2008	田辺まりこ	枯れない男のセックステクニック	ベストセラーズ	家庭衛生
33	2008	望月明美	銀座ママがそっと教える「空気が読める人」の会話術:一流の男はここが違う!	大和出版	言語生活
34	2009a	田辺まりこ	枯れない男は「ひと言」で口説く	ベストセラーズ	家庭衛生
35	2009b	田辺まりこ	稼げる男のセックステクニック	ベストセラーズ	家庭衛生
36	2010	田辺まりこ	すこすき! 女が悦ぶセックス	イースト・プレス	家庭衛生
37	2010	ますい志保	いい男に最短で出会う本:選ばれた女性のルール	朝日新聞出版	人生訓・教訓
38	2012	白坂亜紀	銀座の秘密—なぜこのクラブのママたちは、超一流であり続けるのか・すご腕女性	中央公論新社	商業経営、商店
39	2012	田辺まりこ	40歳からのモテるセックス	イースト・プレス	人生訓・教訓
40	2013	伊藤由美	銀座の矜持 「クラブ由美」が30年間、一流を続けた理由	ワニブックス	商業経営、商店
41	2013	田辺まりこ,佐藤 セロシ	千人斬りの銀座ママに学ぶ! モテる男のセックス流儀	ブクマン社	風俗本 (NDLC分類)
42	2013	望月明美	一流のホステスが教える好かれる男と好かれる女	ゴマブックス	商業経営、商店
43	2014	田辺まりこ	貴方の恋が上手くいく48の具体的な方法	イーブックスパブリッシング	登録なし
44	2014a	伊藤由美	粋な人、無粋な人/自分では気づかない恥ずかしいこと	ぼる出版	人生訓・教訓
45	2014b	伊藤由美	スイスイ出世する人、デキるのに不遇な人 銀座のママが教える「リーダーになる人」28の共通点	ワニブックス	人生訓・教訓
46	2014	日高利美	銀座に集う一流の午後6時からの成功仕事術	クロスメディア・パブリッシング	経営管理
47	2015	田辺まりこ	女が本当にしてほしいセックス	イースト・プレス	風俗本 (NDLC分類)
48	2017	白坂亜紀	銀座の流儀—「クラブ稲葉」ママの心得帖—	時事通信社	商業経営、商店
49	2017	伊藤由美	できる大人は、男も女も断わり上手	ワニブックス	社会学
50	2018	望月明美	一流のホステスが教える好かれる男と好かれる女—銀座ママが見つけてきた「愛され美人」とは?	ゴマブックス	商業経営、商店
51	2019	日高利美	銀座のママが惚れる一流の男	クロスメディア・パブリッシング	人生訓・教訓
52	2019	伊藤由美	銀座のママが教えてくれる「会話上手」になれる本	ワニブックス	社会学
53	2020	ケント・ギルバート,白坂亜紀	銀座の美人ママとダンディ弁護士の間で奮闘ニッポン論	ビジネス社	論文集、評論集、講演集
54	2020	岡野あつこ,白坂亜紀	セ・ラヴィ これこそ人生!:亜紀とあつこ「困難な時代の生き方」を語る	時事通信社	人生訓・教訓
55	2021	伊藤由美	「運と不運」には理由があります-銀座のママは見た、成功を運さげる残念な習慣33	ワニブックス	人生訓・教訓

【資料2】

銀座ママの著書の題名に示されるさまざまな「いい男」			
資料番号	出版年	著者名	作品名
13	1993	山口洋子	愛されていい人
14	2001	ますいさくら	できる男
15	2002	ますいさくら	できる男
16	2002	ますい志保	お金に好かれる人
20	2003b	ますいさくら	できる男
21	2003	ますい志保	いい男
23	2004	高田律子	出世する人、稼ぐ人、他人に気配りできる人
24	2005	高田律子	強い男
25	2005	望月明美	いい男
29	2006	ますい志保	生き残る男
31	2007	ますい志保	成功者
32	2008	田辺まりこ	枯れない男
33	2008	望月明美	空気が読める人、一流の男
34	2009a	田辺まりこ	枯れない男
35	2009b	田辺まりこ	稼げる男
37	2010	ますい志保	いい男
41	2013	田辺まりこ、佐藤 ヒロシ	モテる男
42	2013	望月明美	好かれる男
44	2014a	伊藤由美	粋な人
45	2014b	伊藤由美	スイスイ出世する人、リーダーになる人
46	2014	日高利美	銀座に集う一流
49	2017	伊藤由美	できる大人
50	2018	望月明美	好かれる男
51	2019	日高利美	一流の男

【資料3】

銀座経験についての語り			
資料番号	出版年	著者名	銀座経験についての語り
4	1978	山口洋子	「姫」をはじめ二十年、ホステス歴も含めて二十数年、(p.278)のぞいてはいけな男の弱みと素顔を見つけた罪(p.280)
16	2002	ますい志保	夜の銀座で15年以上、いろんなお客様にお仕えしてきました。(袖)
17	2002	ますい志保、ますいさくら	1万人の男と女の生き様を見つけた”銀座ふたごママ”(帯)
18	2003	田村順子	銀座にお店を構えてもうすぐ40年になります。(中略) 毎晩、様々なお客様と出会います。(p.8)
19	2003a	ますいさくら	銀座のクラブのママとして、たくさんのお客様を見ました。(p.1)
21	2003	ますい志保	銀座「ふたご屋」のママとして一万人の政財界の方と接してきました。(p.3)
23	2004	高田律子	銀座に勤めていて、一流の男性ばかり相手にしていると、(p.189)
24	2005	高田律子	銀座には、いろいろお客様いますが、どなたも成功者で一流の人ばかりです。(p.194)
25	2005	望月明美	一九八五年に一八歳でこの世界に入って、二七歳くらいから急に売れました。(p.182)
26	2005	ますい志保	一万を超える政財界の方々、いわゆる世間での成功された多くの男性と接してきました。(p.3)
27	2006	望月明美	夜の銀座にウン十年。何百人、何千人もの般方のお付き合いを通して勉強させていただきました。(p.4)
29	2006	ますい志保	銀座「ふたご屋」のママを始めてからすでに一〇年以上の年月が過ぎました。その間、多くの政財界の人と接してきました。(p.3)
30	2007	望月明美	銀座で働きはじめて20ウン年ほど。(中略) その間、さまざまなお客様の人生に触れさせていただき、(p.4)
31	2007	ますい志保	銀座という場所柄、お店にはいわゆる「成功者」と言われる方々が数多くいらっしゃいます。(p.9)
32	2008	田辺まりこ	20代を銀座のクラブ「姫」ナンバールンホステスとして過ごし、多くの男性と接してきました。(p.3)
33	2008	望月明美	長い間、各界の超大物に代表される一流のお客様に支持される店であり続けている(p.5)
34	2009a	田辺まりこ	銀座ナンバールンホステスとして、多くの男性とベッドを共にしてきました。(袖)
35	2009b	田辺まりこ	著名人が多く集う高級クラブ「姫」でナンバールンホステスの座をキープし、性欲も出世欲も強い成功者たちを見ました。(袖)
36	2010	田辺まりこ	著名人の多く集う高級クラブ「姫」でナンバールンとなった後、30歳で独立。(袖)
37	2010	ますい志保	私は銀座ママとして二〇年近く男と女の恋愛を見ました。(p.2)
39	2012	田辺まりこ	お客さんは政治家、有名企業の経営者、作家、芸能人、スポーツ選手など超一流。(中略) ナンバールンになるまでに、それほど時間はかかりませんでした。(pp.206-207)
40	2013	伊藤由美	政界、財界、芸能界、スポーツ界三十年という長い年月をかけて築かせていただいた人脈は、私にとって何ものにも替えがたい大切な宝物です。(p.73)
41	2013	田辺まりこ、佐藤 ヒロシ	銀座の一流クラブでナンバールンホステスでした。(中略) 来るお客様、来るお客様、それはもうすごい人ばかりの時代でした。(p.2)
42	2013	望月明美	一九八五年に一八歳でこの世界に入って、二七歳くらいから急に売れました。(p.181)
43	2014	田辺まりこ	高級クラブ「姫」でNo.1になる。(中略) 政財界、芸能界、スポーツ界に人脈多数。(位置No.690/707)
44	2014a	伊藤由美	「銀座のクラブ」というお酒の席、女性がいる場で、さまざまな人々と長年接し、「観察」してきた経験から(pp.3-4)
45	2014b	伊藤由美	「クラブ由美」を構えて、昨年で30年という節目を迎えました。(中略) 長年の銀座勤めで多くのお客様にお会いするうちに、いつの間にか偉くなる人や出世できる人にも、なぜか出世できない人にも、それぞれ共通点が存在することに気がつきました。(pp.3-5)
46	2014	日高利美	私は、18歳のときから夜の銀座で働きはじめ、今年で21年が経ちました。(p.2)
47	2015	田辺まりこ	高級クラブ「姫」でナンバールンとなった私の周辺には、政界、財界、芸能界、スポーツ界などで活躍する男性が大勢いました。(p.6)
48	2017	白坂亜紀	銀座で店を構えて二十年以上が過ぎました。(p.183)
49	2017	伊藤由美	夜の銀座に「クラブ由美」を構えて、はや35年。その間に数多くのお客様と接し、さまざまなお話を聞かせていただきました。(p.7)
51	2019	日高利美	そんな夜の銀座で私が働き始めたのが1993年。今年が2019年なので26年という年月が経ちました。(中略) 今回、銀座のママである私が今まで夜の銀座で出会った「一流の男性」や「成功している男性」の共通点について書かせていただきました。
52	2019	伊藤由美	23歳でオーナーママとして「クラブ由美」を開店。以来、「銀座の超一流クラブ」として政治家や財界人など名だたるVIPたちから絶大な支持を得て現在に至る。(奥付)
55	2021	伊藤由美	夜の銀座で43年間、数多くの企業人のお客様と接してきた者の立場から、ビジネスの世界に身を置くなりなすまで、ご自身を客観視するための一助となればという思いを込めて書かせていただきました。(p.6)

【資料4】

「いい男」について聞かれる銀座ママ			
資料番号	出版年	著者名	語り
7	1985	山口洋子	では、いったいどんな男が酒場でモテているのかといわれると、これはただ一点、ハートあるのみなのですね。(p.71)
8	1986a	山口洋子	私を恋愛指南の先生みたいに思い込んでくれる方がいる。(p.24)
9	1986b	山口洋子	「どんな人がいい男なの？とよく聞かれます。」(p.144)
12	1991b	山口洋子	このお便りで、男がむこうからどんどんくる方法を教えて、とありました(p.62)
13	1993	山口洋子	なんであんなにもでるんだらうという質問をときどき受けることがある。(p.91)
17	2002	ますい 志保,ますいさくら	「モテる男」とは、たとえばどんなウツがつける人のことですか？」(p.172)
21	2003	ますい 志保	「一万人を見てきてわかった、真にいい男の共通点を教えてください」(p.4)
23	2004	高田律子	「ねえ、ところでママ。あの〇〇という男、どう思う？」(p.32)
25	2005	望月明美	「美人にモテる方法を教えて」と、真剣な表情のB部長に聞かれました。(p.174)
26	2005	ますい 志保	「いい男の条件の女性版」が読みたいという声をいただきました。(p.5)
30	2007	望月明美	企業のトップに立つ人たちに共通するものはどのようなものか教えてください。(p.150)
34	2009a	田辺まりこ	「口説くのが難しくセックスまでいけない」という声が、読者から多く上がったのです。(p.5)
36	2010	田辺まりこ	「ベッドの中のことに限らず、女性をベッドに誘うところからレクチャーしてほしい」という意見も数多く寄せられています。(p.8)
37	2010	ますい 志保	今はけっこういいけど、近い将来だめになる男の共通点ってありますかという質問をたまに受けることがあります。(p.46)
42	2013	望月明美	「美人にモテる方法を教えて」と、真剣な表情のB部長に聞かれました。(p.174)
45	2014b	伊藤由美	実際に、テレビや雑誌などのメディアでそうした取材を受けることも少なくありません。(p.3)
47	2015	田辺まりこ	次々と男友達が私のもとへ救いを求めてやってくるようになったのです。(p.3)
48	2017	白坂亜紀	ある講演会で、若いビジネスマンの方から「粋な男がいるために、心掛けるべきことは？」というご質問をいただきました。(p.142)
51	2019	日高利美	夜の銀座に集っている「成功している男性」の共通点は？という質問をよく頂戴していました。(p.3)

【資料5】

各書に登場する著名人			
資料番号	出版年	著者名	著名人
1	1971	山口洋子	近藤啓太郎(袖)、森繁(p.22)、三木のり平(p.22)、フランキー堺(p.22)、石原裕次郎(p.22)、野坂昭如(p.22)、他多数
2	1972	田村順子	秋山庄太郎(p.54)、田辺茂一(p.74)、川上宗薫(p.74)、猪俣公章(p.106)、立川談志(p.169)、青島幸男(p.169)、他多数
3	1977	山口洋子	近藤啓太郎先生(p.80)
4	1978	山口洋子	デビ夫人(p.215)、平尾昌晃氏(p.282)、編曲の竜崎さん(p.283)、五木ひろし(p.284)、
9	1986b	山口洋子	西本聖(p.34)、野坂昭如(p.69)、秦野章(p.105)、五木ひろし(p.157)、王貞治(p.188)、岩下志麻(p.214)、
10	1987	山口洋子	佐久間良子(p.96)、山城新伍(p.96)、室田日出男(p.96)、黒柳徹子(p.136)、田淵幸一(p.163)、鈴木啓示(p.164)、他
11	1991a	山口洋子	桑田真澄(p.64)、タモリ(p.85)、田丸美寿々(p.88)、沢田研二(p.88)、勝新太郎(p.89)、萬屋錦之介(p.89)、他多数
12	1991b	山口洋子	黒田征太郎(p.72)、原田芳雄(p.72)、根津甚八(p.72)、藤竜也(p.73)、西田敏行(p.73)、沢田研二(p.74)、他
13	1993	山口洋子	田淵幸一(p.31)、秦野章(p.35)、村田兆治(p.40)、星野仙一(p.41)、鈴木啓示(p.42)、王貞治(p.50)、他
14	2001	ますいさくら	笑福亭鶴瓶(p.166)
15	2002	ますいさくら	三國連太郎(p.50)
16	2002	ますい志保	作家のWさん(p.20)、俳優のFさん(p.21)、名優Mさん(p.21)
18	2003	田村順子	山口洋子(p.27)、吉行淳之介(p.147)、秋山庄太郎(p.147)、猪俣公章(p.147)、浜圭介(p.151)、田辺茂一(p.152)、他
23	2004	高田律子	田崎真也(p.3、105)、藤田まこと(p.5、p.135)、谷口玲(p.214)
24	2005	高田律子	田崎真也(p.151)、藤田まこと(p.205)
25	2005	望月明美	伊藤洋一(p.179)
31	2007	ますい 志保	長谷川滋利(p.94)、成毛真(p.103)、阿部修二(p.143)、安田隆夫(p.147)、新宅正明(p.157)、宇野康秀(p.164)、他多数
32	2008	田辺まりこ	野球界の有名な(p.25)、格闘技界の男(p.69)、俳優Kさん(p.79)
34	2009a	田辺まりこ	格闘家(p.129)、俳優(p.129)
38	2012	白坂亜紀	我孫子素雄(p.21)、長谷部出雄(p.21)、勝目梓(p.21)、黒鉄ヒロシ(p.21)、小林亜星(p.21)、さいとう・たかを(p.21)他多数
40	2013	伊藤由美	細川護熙(p.2)、神野美伽(p.24)、杉本彩(p.47)、伊勢正三(p.73)、亀井久興(p.78)、熊倉貞武(p.129)、他
48	2017	白坂亜紀	渡辺淳一(p. i)、小倉昌男(p.70、p.175)、勝匠昭(p.147)、田中淳夫(p.171)、
50	2018	望月明美	伊藤洋一(p.178)
52	2019	伊藤由美	黒柳徹子(p.88)
53	2020	ケント・ギルバート,白坂亜紀	小倉昌男(p.7、p.147)、渡辺淳一(p.45、p.53)、勝匠昭(p.119)、田中淳夫(p.146)
54	2020	岡野あつこ,白坂亜紀	小倉昌男(p.153)、

Factors contributing to the high fertility rate in the northern part of Kyoto prefecture: from the viewpoint of social capital

Noriko KAWASHIMA
(The University of Fukuchiyama)

The purpose of this study is to analyze factors contributing to the high fertility rate in the northern part of Kyoto prefecture. The author conducted a survey in Maizuru city to elucidate factors contributing to the high fertility rate from the viewpoint of social capital (SC) focusing on its low-level concepts including “bonding SC” such as neighborhood network, “bridging SC” such as NPOs and “cognitive SC” such as reciprocity.

Methodologically, the author conducted a self-reporting questionnaire survey on parents of children of kinder gardens, nurseries and child facilities in the city. The results were analyzed with chi-square testing and logistic regression using variables related to child-rearing environment as dependent variables and proxy variables of SC as explanatory variables.

The results showed variables reflecting “amiable environment to child-rearing” and “satisfied with the environment for child-rearing” were significantly related to proxy variables of all three types of SC (confidence in neighbors as proxy to bonding SC, confidence in outsiders as proxy to bridging SC and reciprocity as proxy to cognitive SC) . The author concludes that both bonding SC and bridging SC are factors contributing to the amiable environment to child-rearing.

On the other hand, neither “living with parents” nor “living close to parents” showed no relationship with child-rearing.

Moreover, high immigration rate was shown not to contribute to high fertility rate as evidenced by the fact that only 216 out of 690 respondents (31.3%) were immigrants to the city.

In the previous studies by the author, only bonding SC was related to high fertility regardless of the types of study sites (villages, urban and semi-urban) as well as the preceding study conducted in Miyazu-city.

The results of Maizuru city which demonstrated a significant relationship between bridging SC and high fertility rate will provide important insights for the future policy development promote child-rearing.

京都府北部の高合計特殊出生率とソーシャル・キャピタルの関連

—SC の下位概念の視座から—

川 島 典 子
(福知山公立大学)

1. 研究の背景と目的

わが国は既に人口減少社会に突入し、各自治体において地域を持続可能なものとするために合計特殊出生率を向上させることが大きな課題となっている。

そんななか京都府北部は、京都府一合計特殊出生率の高い福知山市の2.02を筆頭に、舞鶴市¹⁾1.87、京丹後市1.73、宮津市1.65と、いずれも京都府の第2位グループに属している。

福知山市の高合計特殊出生率に関しては、内閣府や京都府が、その要因分析を行っている(内閣府2019、京都府2015)。その結果、①親との近居が多い、②市内での就業が多い、③市街地を中心に保育所が整備されていて仕事と育児の両立が図りやすい、④自主防災活動が盛んで地域のコミュニティの結びつきも強い、⑤北近畿の中心都市として商業や運輸などの業種が盛んで、チェーン店が進出し、陸上自衛隊もあり、工業団地の整備による製造業などの誘致などもあって多様な業種が集積し雇用を生んでおり、総合就業支援拠点(北京都ジョブパーク)も立地している、⑥子育て支援を行うNPOがワンストップ窓口の「子育てコンシェルジュ」を受託し、転入者でも地域とのつながりを持ちやすい(内閣府2019)、⑦転入者が多い(京都府2015)などの要因を抽出している。

だが、舞鶴市や京丹後市および宮津市にはチェーン店が進出しているわけでもなければ工業団地があるわけでもなく、保育所は合併傾向にある。しかし、京都府北部地域の合計特殊出生率が高いのはなぜなのか。

本研究では、その要因の1つとして、京都府北部ではソーシャル・キャピタル(以下、SC)が豊かだから子育てしやすいのではないかという仮説を立て、SCの下位概念に着目して分析し、その仮説を検証してみたい。本稿では、主に、京都府第2位の舞鶴市における高合計特殊出生率とSCとの関連をSCの下位概念の視座から分析することを研究の目的とする。

2. 先行研究

1) 先行研究

内閣府が2003年に出した報告書『ソーシャル・キャピタル—豊かな人間関係の構築と市民活動の好循環を求めて—』には、SCと合計特殊出生率には相関関係があり、SCが豊かな地域ほど合計特殊出生率が高いことが記されている(内閣府国民生活局2003)。

また、内閣府が2016年に出したSCに関する報告書でも「SCが豊かな地域では生涯未婚率が

低く、合計特殊出生率が高く、子育て世代の雇用率が高い」という結果が報告されている（内閣府 2016）。

さらに、筆者が宮津市²⁾で行った先行研究においても、子育てのしやすさと結合型 SC の代理変数である「地域内信頼」に有意な関連がみられたという結果が得られている（川島 2021）。

SC の代理変数を用いた先行研究としては、Fujihara et al. (2012)、山口他 (2013)、太田他 (2018) などある。Fujihara 他は、乳児期の家庭訪問と SC が母親のストレスに関連していることを明らかにしている。また、太田他は、先行研究を踏まえた上で、SC と母親の育児不安との関連を明らかにして、育児支援に SC を活用する方法を探ろうと試みた。だが、これらの先行研究は、SC の下位概念に着目して分析しているわけではない。その点において、本研究の独自性は高い。

2) SC の下位概念の代理変数

ここで、先行研究³⁾に基づいて作成した本研究で用いる結合型 SC⁴⁾と橋渡し型 SC⁵⁾および認知的 SC⁶⁾、構造的 SC⁷⁾の代理変数に関する設問を表 1 に示しておきたい。

【表 1】本研究で使用する SC の下位概念

下位概念	質問内容	集計方法	変数名
結合型 SC	あなたの地域の人々は、一般的に信用できると思いますか	「とても信頼できる」「まあ信頼できる」という回答を 1、他を 0 に 2 値変換	地域内信頼
結合型 SC	あなたは地域で活動する組織や団体にどの程度参加していますか	町内会自治会に「参加していない」という回答を 0、他を 1 に 2 値変換	地縁的な活動への参加
橋渡し型 SC	あなたはあなたの地域外の人々も一般的に信頼できると思いますか	「とても信頼できる」「まあ信頼できる」という回答を 1、他を 0 に 2 値変換	地域外信頼
認知的 SC	あなたは地域の人々は多くの場合、人の役に立とうと思うと思いますか	「とてもそう思う」「まあそう思う」という回答を 1、他を 0 に 2 値変換	互酬性
認知的 SC	あなたは他の人々とどのような付き合いをされていますか	「互いに相談したり日常品の貸し借りをするなど生活面で協力しあっている」「日常的に立ち話をする程度の付き合いはしている」という回答を 1、他を 0 に 2 値変換	近所づきあい
構造的 SC	あなたは地域で活動する組織や団体にどの程度参加していますか	1 政治団体・業界団体、2 宗教団体、に「参加していない」を 0、他を 1 に 2 値変換	業界団体・政治団体等への参加

3. 研究の方法

1) 調査の方法と調査対象の属性

1-1) 調査の方法

本研究の調査は、2021 年 2 月から 3 月にかけて舞鶴市内の就学前児童を育てる全保護者を対象として行った。

具体的には、舞鶴市内の全保育園・保育所・幼稚園・幼保園・子ども園に通う児童の保護者に対して、自記式アンケートを各園の全保護者分まとめて郵送し、各園において職員が保護者に配布した。回収は、保護者が記入したアンケートを園職員に渡す方法で行った。

1-2) SCの代理変数以外のアンケート項目

本調査におけるSCの代理変数以外の自記式アンケート調査の調査票の項目は、以下の表2の通りである。

【表2】アンケートに含まれるSC以外の項目

統制変数	子育ての相談相手	次子を持つ条件	今後充実してほしいサービス	その他の変数
性別	近所の人	保育サービス	子供を遊ばせる場の提供	転入か否か
年齢	町外の人	子育てできる制度	一時預かり	同居か否か
教育歴（12年以下か13年以上か）	自分の親	育児休暇時短制度	情報の提供	近隣でのどちらかの親の居住
	配偶者の親	教育費負担軽減	相談窓口	共働きか
	保育士	医療費の負担軽減		
	民間の子育て機関	住宅費の軽減		
	行政の機関	家事・育児の協力		

1-3) 回収率と属性

調査対象者は2000名であり、うち690名から回答を得た。回収率は34.5%である（留置法による調査ではあったものの調査期間が短かったことと、周知が至らなかったことから回収率が若干、低くなった）。本調査における属性を以下の表3に示す。

【表3】調査対象者の属性

項目	人数	%
(性別)		
男	30	4.3%
女	654	94.8%
欠損値	6	0.9%
合計	690	100.0%
(年齢)		
20代	112	16.2%
30代	401	58.1%
40代	169	24.5%
50代	3	0.4%
60代	1	0.1%
欠損値	4	0.6%
合計	690	100.0%
(教育歴)		
9年以上	36	5.2%
12～14年未満	266	38.6%
14～16年未満	370	53.6%
16年以上	10	1.4%
欠損値	8	1.2%
合計	690	100.0%

2) 分析の方法と分析に用いた変数

2-1) 分析の方法

回収したデータは、「子育てしやすい」（あなたが住む地域は子育てしやすい地域だと思いますか）と、「子育ての環境に満足」（あなたは現在の子育てに関する環境に満足していますか）、SCに関する代理変数（前掲表1参照）などとの関連を表1に示したように2値変数化して、カイ二乗検定により分析し、何らかの関連が示されたSCの代理変数を抽出した。

次に、カイ二乗検定で関連のあった変数のみロジスティック回帰分析を行った。従属変数には、「子育てしやすい」（はい = 0、いいえ = 1）、「子育てに関する環境に満足」（はい = 0、いいえ = 1）を設定した。説明変数には、「地域内信頼」、「地域外信頼」、「互酬性」、「近所付き合い」、「町内会自治会への参加」、「政治団体・業界団体・宗教団体への参加」、「趣味の会・スポーツの会・NPOの活動への参加」を設定している（2値化の方法は、表1参照）。

また、統制変数として、「性別」（女性 = 1、男性 = 0）、「年齢」（40代～60代 = 1、10代～30代 = 0）、「教育歴」（12年以上 = 1、12年未満 = 0）を設定した。統計分析には、IBMSPSSstatistics17を用いている。

2-2) 倫理的配慮

倫理的配慮として、事前に舞鶴市の担当部署に調査票を示し、調査の実施および内容について理解を得た。また、調査対象者に対しては、調査の内容は調査目的以外には使用せず、調査票に記名の必要もないことなどを調査票に明記して了解を得ている。

さらに、同様の調査票を用いた筆者の先行研究において、同志社大学「人を対象とする研究」倫理審査の審査を経て、承認された（審査承認番号第17067号）。

3. 研究の結果

1) カイ二乗検定の結果

カイ二乗検定の結果を以下の表4、5に示す。

「子育てのしやすさ」と有意な関連があったのは、「地域内信頼」「地域外信頼」「互酬性」「近所付き合い」「町内会自治会」であった。他の変数には有意な関連がみられなかった。

したがって、SCの代理変数のうちのこれら5変数をロジスティック回帰分析における説明変数として用いた。

【表4】「子育てしやすさ」カイ二乗検定結果

	標本数	p値
地域内信頼	676	(0.00)
地域外信頼	674	(0.00)
互酬性	674	(0.00)
近所づきあい	676	(0.00)
町内会自治会	669	(0.01)
趣味の会_地域外	661	(0.75)
スポーツ地域外	660	(0.92)
NPO地域外	660	(0.63)
業界政治団体	639	(0.36)
宗教団体	640	(0.34)

また、「子育ての環境に満足」と関連があったのは「地域内信頼」「地域外信頼」「互酬性」「近所づきあい」「NPO_地域外」であり、SCの代理変数のうちこれらをロジスティック回帰分析における説明変数として用いた。

【表5】「子育て環境に満足」カイ二乗検定結果

	標本数	p 値
地域内信頼	681	(0.00)
地域外信頼	679	(0.00)
互酬性	679	(0.00)
近所づきあい	681	(0.00)
町内会自治会	674	(0.19)
趣味の会_地域外	666	(0.27)
スポーツ_地域外	665	(0.59)
NPO_地域外	665	(0.03)
業界政治団体	644	(0.09)
宗教団体	645	(0.09)

2) ロジスティック回帰分析の結果

「年齢」「性別」「教育歴」を統制変数として投入してロジスティック回帰分析を行った結果は、以下の表6、7の通りである。

「子育てしやすい」「子育ての環境に満足」のいずれにおいても有意な関連があったのは「地域内信頼」「地域外信頼」「互酬性」の3つであった。

【表 6】「子育てしやすさ」に関連する要因

	オッズ比	95%CI
地域内信頼	1.94	1.17 ~ 3.21
地域外信頼	1.84	1.04 ~ 3.24
互酬性	2.80	1.63 ~ 4.81
近所付き合い	1.19	0.72 ~ 1.96
町内会・自治会	1.62	1.04 ~ 2.51
年齢	0.92	0.56 ~ 1.52
性別	1.12	0.39 ~ 3.25
教育歴	0.68	0.44 ~ 1.05

【表 7】「子育て環境に満足」に関連する要因

	オッズ比	95%CI
地域内信頼	1.23	1.89 ~ 2.90
地域外信頼	2.22	1.42 ~ 3.48
互酬性	1.60	1.06 ~ 2.42
近所付き合い	1.23	0.82 ~ 1.85
NPO_地域外	1.05	0.71 ~ 1.53
年齢	1.23	0.80 ~ 1.89
性別	0.96	0.38 ~ 2.46
教育歴	0.66	0.46 ~ 0.95

3) 調査結果の考察

以上の分析結果から、舞鶴市においては、「子育てしやすい」「子育ての環境に満足」という変数と、結合型 SC の代理変数の「地域内信頼」および橋渡し型 SC の代理変数の「地域外信頼」の双方に有意な関連があり、認知的 SC の「互酬性」とも有意な関連がみられたことになる。

また、SC 以外の子育てのしやすさの要因として考えられる「親と同居している」という変数にも「親と近居している」という変数にも関連はみられなかった。つまり、少なくとも舞鶴市においては、親と同居していることや親と近居していることは、子育てのしやすさに有意には関連していないことになる⁸⁾。

さらに、福知山市や宮津市⁹⁾では I・U ターン者の若年層の移住者の割合が多いことが、合計特殊出生率が高い要因の 1 つであるといわれているが、舞鶴市における調査では、回答者総数 690 名（欠損値 25）のうち「転入した」と回答した者は 216 名（31.3%）でしかなかった。

ただし「転入」は、統計上は他市町村からの転入でとらえるが、舞鶴市は東舞鶴と西舞鶴という 2 つの市街から成っており、市街も広く市内での移動が多いことも考えられるため、「転入した」と回答した者の割合が少なくなっている可能性もある。逆に、宮津市は、地理的に与謝野町や京丹後市などの出入口に位置していることから、結婚などにより近隣市町から転入してくるケースも多いことなどが推察される。

また、出生率の高さ低さは、未婚者の多さ少なさと関連している可能性も否めない。京都府北部の場合、合計特殊出生率算出の対象となる 15 歳から 49 歳の未婚女性の流出が多く、逆に既

婚女性が多いことが出生率と関連していることなども推察される。実際、京都府全体の合計特殊出生率は全国で下から2番目に低いが、それは人口の集中している京都府で最も人口の多い京都市で学生などの未婚者が多いことが要因の1つになっている可能性は高い。

そこで、京都府全体の市町村の有配偶率と、分母を15歳から19歳の女性の人口とし有配偶率をかけた修正TFR（修正合計特殊出生率）を算出した表を作成し、以下の表8に示す。

表8によれば、有配偶率の差異にかかわらず、京都府北部の合計特殊出生率（TFR）は高いことがうかがえる。つまり、有配偶率を考慮しても尚、本調査の結果は変わらないことがよみとれる。

【表8】15～49歳女性人口の有配偶者割合（2020年国勢調査，日本人）

市町村	未婚	有配偶	離別	総計	有配偶割合	TFR(2013～17)*	修正TFR
26303大山崎町	1196	1839	157	3192	57.6%	1.68	2.92
26463伊根町	68	107	11	186	57.5%		
26214木津川市	6174	9068	859	16101	56.3%	1.51	2.68
26201福知山市	4787	7001	795	12583	55.6%	2.04	3.67
26212京丹後市	2649	3847	448	6944	55.4%	1.88	3.39
26208向日市	4676	6092	427	11195	54.4%	1.57	2.89
26202舞鶴市	4919	6792	810	12521	54.2%	1.92	3.54
26209長岡京市	6804	8478	565	15847	53.5%	1.49	2.79
26465与謝野町	1183	1543	205	2931	52.6%	1.76	3.34
26205宮津市	850	1085	135	2070	52.4%	1.56	2.98
26203綾部市	1831	2411	362	4604	52.4%	1.63	3.11
26211京田辺市	6888	7693	440	15021	51.2%	1.41	2.75
26366精華町	3340	3668	240	7248	50.6%	1.43	2.83
26344宇治田原町	665	691	63	1419	48.7%	1.34	2.75
26407京丹波町	732	777	96	1605	48.4%	1.39	2.87
26207城陽市	6143	6364	644	13151	48.4%	1.32	2.73
26204宇治市	15699	16085	1529	33313	48.3%	1.39	2.88
26206亀岡市	7063	7400	892	15355	48.2%	1.35	2.80
26367南山城村	133	136	17	286	47.6%		
26210八幡市	5764	5802	824	12390	46.8%	1.36	2.90
26322久御山町	1210	1213	203	2626	46.2%	1.53	3.31
26100京都市	141859	116586	10097	268542	43.4%	1.22	2.81
26213南丹市	2655	2142	242	5039	42.5%	1.42	3.34
26343井手町	585	479	93	1157	41.4%	1.17	2.83
26365和束町	236	173	25	434	39.9%		
26364笠置町	67	33	3	103	32.0%		
総計	228176	217505	20182	465863	46.7%		

*人口動態保健所・市区町村別統計平成25～29年

4. 政策的含意と今後の課題

1) 政策的含意

SCの豊かさと合計特殊出生率に関連があることは、内閣府の先行研究によっても検証されているが、舞鶴市の調査においても同様の結果が得られたことを本研究の調査結果は立証しているといえる。

筆者が宮津市で行った先行研究（川島 2021）においても同様の結果が得られており、チェーン店の進出や若年層の雇用創出の機会がある福知山市以外の京都府北部地域の合計特殊出生率の高さとSCが豊かさに関連があることが推察された。

また、筆者の先行研究（川島 2020）においては、農村部（鳥取県湯梨浜町）・準都市部（島根県松江市）・都市部（京都市上京区）で行った同様の調査でも、宮津市における調査でも、子育てのしやすさは結合型SCの代理変数としか関連がみられなかった。ところが、舞鶴市での調査結果では、橋渡し型SCの代理変数と子育てのしやすさにも有意な関連がみられたことは刮目に値する。同居や近居、移住との関連もみられなかったことから、約1.9の合計特殊出生率を誇る舞鶴市の高合計特殊出生率は、結合型SCの豊かさだけでなく、橋渡し型SCの豊かさとも関連していることが推察された。

内閣府の先行研究によれば、福知山市の合計特殊出生率が高い要因の1つに、「子育て支援を行うNPO¹⁰がワンストップ窓口の『子育てコンシェルジュ』を受託し、転入者でも地域のつながりを持ちやすい」（内閣府 2019）があげられていることは既に述べた（川島 2021）。舞鶴市における子育てのしやすさに関する調査結果からも橋渡し型SCとの関連がみられたことは、今後、各自治体で合計特殊出生率を向上させる鍵が、わが国において従来より強い結合型SCだけでなく、橋渡し型SCも豊かにする工夫を行う必要性を示唆しているのではないか。

具体的には、従前よりある地縁・血縁に頼る子育て支援だけでなく、福知山市にあるような子育て支援サロンを有するNPO法人などを設立していくことや、町外からも人の集まる子育て支援サロンなどを設立していくことなどが必要である。

2) 本研究の限界と今後の課題

本研究における調査の限界は、舞鶴市や宮津市に限られた調査で分析対象数が少ないことなどにある。今後は、福知山市や京丹後市、さらに全国の違う地域性の調査対象地でも調査を行い、より調査対象数を増やして、本研究で得られた結果を一般化・普遍化することができるように精査する必要がある。

また、調査対象者の大半が母親である女性であったことも本研究における調査の限界である。これは、いかに日本の地方において父親の育児参加が進んでいないのかを物語る結果でもあった。しかし、それは、決してSCが豊かであることによる子育てのしやすさが、女性が育児においてイニシアティブを握るという性別役割分担につながるものではないと筆者は考えている。仮に、父親の育児参加が多い地域で調査対象者の性別が男女半々であった場合でも、SCとの関連が有意になる可能性は高い。なぜならば、過去の筆者の先行研究において、統制変数として性別を投入しても結果に差異は表れていない場合が多かったからである。しかしながら、今後は、調

査対象者の男女比が半々になるような地域でも調査を重ねていく必要がある。

さらに、本研究では、SCの代理変数以外に子育てしやすい環境があったから地域のつながりも保っているのかもしれないという逆の因果関係がある可能性を排しきれていない点も今後の課題である。

持続可能な地域経営を行うにあたり、合計特殊出生率を向上させるための方策は1つではない。市町村独自で、高校卒業まで児童手当を出したり、第3子以降や双子・3つ子以上および、ひとり親家庭への児童手当をより多くしたり、医療費を中学卒業まで無料にしたり、若年女性のI・Uターナー者が増えるような雇用施策を行ったり、若年層向けの住宅費支援を行い、男性の育児休暇取得率を上げて男性の家事・育児参加を促すなどの施策が、それに該当する。

しかし、従来からある地縁を利用した上で、さらに新たなNPOを設立するなど、結合型SCと橋渡し型SCやその他のSCの下位概念を豊かにしていくことも合計特殊出生率を向上させ、地域を持続可能なものにしていくことに貢献し得る可能性が高いことを本研究の結果は示唆している。

むろん合計特殊出生率を向上させることだけが、男女共同参画を推し進め、ジェンダー平等やSOGI平等を進めるわけではない。また、SC政策は公的責任の回避につながるという批判もある。しかしながら、内閣府の先行研究（内閣府2016）の結果が示しているように、SCが豊かな地域は合計特殊出生率が高いだけでなく、生涯未婚率も低く、SC政策が人口減少社会におけるジェンダー的課題を解決するひとつの処方箋につながることはまちがいない。

謝辞

本研究の調査にご協力いただいた舞鶴市の未就学児童を育てる保護者の皆様方に深く感謝致します。

注

- 1) 人口 84,115 人、高齢化率 30.7%。
- 2) 人口 17,213 人、高齢化率 42.6%。
- 3) 稲葉他 2011、埴淵他 2009、埴淵 2018 など。ここ 10 年ほど SC の代理変数（指標）の妥当性を確かめる研究が盛んに行われ、JAGES（Japan Gerontological Evaluation Study: 日本老年学的評価研究：研究代表者・近藤克則：医歯薬学・栄養学・体育科学・社会学・心理学・経済学・社会福祉学など様々な研究者が約 40 の市町村約 30 万人の高齢者のデータを多角的な観点から分析する研究団体）などのビッグデータを分析することによって、その妥当性は担保されつつある。
- 4) 地縁などの結束した結びつきをさす。町内会自治会などのつながりがこれに該当する（川島 2010）。
- 5) 異質なものを結びつけるものであり、より開放的・横断的かつ外部志向的である。NPO などのつながりがこれに該当する。スポーツの会・趣味の会・ボランティアの会への参加など

も橋渡し型 SC の代理変数である (川島 2010)。

- 6) 個人の心理的变化などに影響を与える規範、価値観、心情など。互酬性などがこれに該当する (川島 2010)。
- 7) いわゆる役割、ネットワーク、規範などをさす (川島 2010)。
- 8) 宮津市で筆者が行った調査でも同様の結果が得られた (川島 2021)。
- 9) 宮津市で筆者が行った調査では回答総数 285 名中、「転入した」と回答した者は 179 名で 62.8%と極めて高い割合であった (川島 2021)。
- 10) NPO 法人「おひさまと風の子サロン」。常時、子育て支援サロンを開催し、24 時間ラインで子育てに関する相談に応じている。

参考文献

- 稲葉陽二他(2011)『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性—』ミネルヴァ書房
- 内閣府 (2016)『ソーシャル・キャピタルの豊かさを生かした地域活性化』滋賀大学・内閣府経済社会総合研究所
- 内閣府 (2019)『出生数や出生率の向上に関する事例集 (今後のさらなる検討のために)』内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
- 内閣府国民生活局 (2003)『ソーシャル・キャピタル—豊かな人間関係の構築と市民活動の好循環を求めて』独立行政法人公立印刷局
- 太田ひろみ・山内亮子・場家美沙紀・石野晶子・鈴木朋子・井上晶子 (2018)「地域のソーシャル・キャピタルと乳幼児を育てる母親の育児不安に関する研究」『杏林 CCRC 研究所紀要』杏林大学
- 川島典子 (2010)「ソーシャル・キャピタルの類型に着目した介護予防サービス—結合型 SC と橋渡し型 SC をつなぐソーシャルワーク」『同志社社会福祉学』第 24 号、同志社社会福祉学会
- 川島典子 (2020)『ソーシャル・キャピタルに着目した包括的支援—結合型 SC の「町内会自治会」と橋渡し型 SC の「NPO」による介護予防と子育て支援—』晃洋書房
- 川島典子 (2021)「宮津市における子育てのしやすさに関連する要因—ソーシャル・キャピタルの視座から—」『福知山公立大学研究紀要』第 5 巻第 1 号、福知山公立大学
- 京都府 (2015)『京都府少子化要因実態調査』京都府健康福祉部少子化対策課
- 埴淵知哉・平井寛・近藤克則・前田小百合・相田潤・市田行信 (2009)「地域レベルのソーシャル・キャピタル指標に関する研究」『厚生学の指標』56 (1) 厚生労働省
- 埴淵知哉編著 (2018)『社会関係資本の地域分析』ナカニシヤ出版
- Fujihara T, Natsume K. (2012) Do home-visit program for mothers with infants reduce parenting stress and increase social capital in Japan? *Journal of Epidemiol Community Health*, 66 (12)
- 山口のり子・尾形由紀子・樋口善之・松浦賢長 (2013)『『子育ての社会化』についての研究—ソーシャル・キャピタルの視点を用いて—』『日本公衆衛生雑誌』60 (2)、日本公衆衛生学会

Artists' Careers and Mechanisms of Denying Blanks Due to Childbirth: A Qualitative Study of Contemporary Japanese Women Artists

Chiaki INOUE
(The University of Tokyo/GSII)

Balancing childbirth/child care and work remains a challenge, especially for women. However, while much attention has been paid to workers employed by organizations and groups, there is limited focus on this aspect in freelance work. Accordingly, by using Acker (1990) as an aid, this paper particularly focuses on the field of fine arts, and aims to clarify the challenges in balancing childbirth and childcare in artistic activities, as well as the factors and mechanisms that make such balancing difficult.

In this paper, I analyzed data obtained from a semi-structured interview survey of 17 female artists. The results showed that blanks are seen as a risk, and that artists are placed in a situation in contemporary Japanese artistic practice where they are required to prioritize art over childbearing in order to pursue their careers. The scarcity of exhibition opportunities in the art industry, the way career development is focused on young artists, and institutional mismatches deny the blank of women artist's childbirth.

It also demonstrated the attitude of those around them who demanded responsibility for the abandonment of artistic career due to changes in life, as well as their own choice not to prioritize arts. To consider the abandonment of career pursuit a matter of self-responsibility is to shift the problems inherent in an artist's career to the problems of women artists and to cover them up. A particularly strong factor in shifting the responsibility to women is the sexist discourse against women artists. The problems inherent in an artist's career are replaced and concealed by sexist discourse that claims that women artists are responsible for their own actions and the problems they face. These were found to have an interdependent justifying function.

Using Acker (1990) as support, and synthesizing the above perspectives, we can say that artist careers that deny blanks due to childbirth are gendered in a "male-centric" way. Even in the absence of organizational strategies and industrial capitalist society identified by Acker (1990), the self-responsibility theory and sexism discourse toward women artists revealed a mechanism by which the problems inherent in artists' careers are concealed, and maintained and reproduced through interdependent justification.

「出産によるブランク」を否定する芸術家キャリアとそのメカニズム

——現代日本の女性美術作家を対象とした質的調査から

井上智晶

(東京大学大学院学際情報学府博士課程)

1. はじめに

出産・育児と労働の両立は依然として困難であり、有職者の半数程度が第一子出産を機に離職しているなど(内閣府 2021)、特に女性労働者にとっては大きな問題である。しかし、組織や団体に雇用される労働者には多く着目されてきた一方で、フリーランスという働き方における両立の困難については、あまり着目されてはこなかった。そのため、自身で労働を管理するフリーランスにおいて、出産と労働の両立に困難はあるのか、あるいはどのような困難があるのか、ということは未だ十分に明らかにはなっていない。

例えば芸術家職は多くの場合、個人の活動を前提とするフリーランスであり¹、才能や実力など属人的な能力に基づく実力主義的な職業であると捉えられることが多い。もしも芸術家が純然たる実力主義であるのならば、才能や実力さえあれば出産後の活動復帰は容易であり、出産経験が活動継続率に影響を与えることは少ないように思われる。しかし、「あいちトリエンナーレ 2019」の芸術監督を務めた津田大介氏は、芸術祭の出展作家の男女比率が圧倒的に男性に偏っており、その背景の一つとして結婚や出産を機に芸術活動から離れる女性が多いことについて言及している²。

つまり、組織や団体に雇用される労働者と同様に、自身で活動を管理する芸術家職においても出産・育児との両立の困難が存在し、女性の活動継続を阻害している可能性は十分に考えられる。そこで、本稿では特に美術分野の芸術家職に着目し、Acker (1990) の指摘を援用することによって、芸術活動における出産・育児の両立の困難の実態、及び両立を困難にさせる要因やメカニズムを明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究

Acker (1990) は、組織や労働は中性ではなく、産業資本主義社会の戦略に基づき暗黙のうちに「男性」化されていること、そして、組織自体がジェンダー化過程であるために男性優位な構

¹現在はアートユニットやアーティスト・コレクティブなど、個人単位以外での芸術活動の形態も一般的になりつつある。しかし、少なくとも現段階において、これらの活動が個人単位での活動を凌駕するほどの勢いがある、あるいは展覧会等で大多数を占めているとは言い難い。

²竹下郁子「アート界のM字カーブやセクハラ、津田大介が芸術監督をやったら見えたこと」BUSINESS INSIDER, 2019。(2022年3月26日取得, <https://www.businessinsider.jp/post-188258>)

造が再生産、維持されていると指摘する。Acker (1990) の理論を芸術に当てはめたものには Miller (2016) があり、「男性」化された創造的な天才像、評価のバイアス、そして芸術家の起業家的側面という3つの方法によって、芸術は中性ではなく、「男性」中心的にジェンダー化されていることが指摘されている。しかし、Miller (2016) は芸術をジェンダー化するテーマを指摘する一方で、なぜそれらが芸術のジェンダー化を促し、中性的に見えながらも「男性」中心的な芸術を再生産、維持してきたのかは明らかにしていない。

Acker (1990) は組織のジェンダー化を促す重要な要因に、セクシャリティ、感情、生殖という要素を挙げている。美術史上、結婚や出産・育児が女性の芸術活動継続を困難にさせてきたことはすでに多く指摘されている。Cowen (1996) は、歴史上の女性芸術家のライフヒストリーから、出産と育児によって何度も生活が断絶し、ほとんどの女性芸術家が芸術の訓練のために重要な18歳から35歳という期間を自らのために使うことができなかったことを指摘している。さらに、若桑 (1985) は結婚してなお活動を継続できた歴史上の女性画家の配偶者は、妻のマネージャーや助手的存在か、共同事業者的存在であったことを指摘した。

現代の芸術家を対象とした研究で直接的に出産との両立について言及したものは、管見の限りあまり多くはない。しかし、元美術大学生を対象とした調査を行った Stohs (1992) は、回顧的な質問によって若年期の女性アーティストは男性に比べて、失業や有償労働を中断する可能性が著しく高く、配偶者の有無とは関連が見られなかった一方で、出産適齢期では他職業と同様にキャリアの断絶を経験していることを指摘している。また、Brooks & Daniluk (1998) は女性芸術家を対象とした聴き取り調査の結果、女性芸術家の人生とキャリア開発における9つの共通テーマのうちの2つで、性役割と芸術家としてのアイデンティティの葛藤が示されており、家族や社会が芸術を「正当な」職業としてサポートしないことが、彼女たちのキャリア開発の初期段階での障害となっていると指摘する。

これらの指摘から、他職業と同様に、結婚、出産・育児が現代の女性芸術家の活動継続にとって障壁となっている可能性は十分に考えられる。しかし、日本の芸術家を調査対象とした実証的な研究は行われていないため、重要な示唆を与えてくれる一方で、十分に明らかになっているとは言いがたい。現代日本における芸術活動と出産・育児の両立の困難の実態、及び両立を困難にさせる要因やメカニズムの解明には、現代の日本で活動する芸術家を対象とした実証的な調査研究が必要である。

3. 調査方法及び分析方法

1) 調査方法と調査協力者の概要

本稿では、筆者が行ったインタビュー調査で得られたデータを用いる。調査は、東京大学大学院情報学環・学際情報学府「ヒトを対象とした実験研究および調査研究に関する倫理審査委員会」へ倫理審査申請を行い承認を受けた上で、2021年7月～2021年10月に実施した。調査協力者は機縁法を用いて募集し、20代～60代の女性芸術家に協力を依頼した。インタビューはフォーマルな状況での半構造化面接法で行い、新型コロナウイルス感染症対策の観点から原則オンライン会議システムを用いたオンライン面接で行った。オンライン面接が難しい場合は、感染

症対策に十分配慮した上で対面面接を行っている。

表1 調査協力者の概要

名前	年代	出身	主要な表現メディア	配偶者の有無	子どもの有無
A氏	60	関東	彫刻		
B氏	50	関東	マルチメディア	○	○
C氏	50	関東	彫刻		
D氏	40	関東	平面・インスタレーション	○	○
E氏	40	関東	平面・インスタレーション	○	○
F氏	40	関東	テキスト・インスタレーション	○	○
G氏	30	東北	彫刻	○	
H氏	30	関東	インスタレーション	○	○
I氏	30	関東	映像		
J氏	30	関東	平面	○	
K氏	30	関西	パフォーマンス・映像		
L氏	30	関東	写真・インスタレーション	○	
M氏	30	関東	平面	○	○
N氏	30	関西	平面	○	
O氏	30	中部	マルチメディア		
P氏	20	中国	映像		
Q氏	20	関東	平面		

芸術家の活動は多様であり、自明の定義が存在するわけではない。そこで本稿は、女性芸術家の活動を調査した Brooks & Daniluk (1998) を参考にし、①自らを芸術家（作家）³ であると認識し、②他者から芸術家（作家）として認識され、③現在も芸術（制作、表現）活動を継続しており、④芸術家（作家）としての役割が主要なキャリアであると認識している、という4つの条件に当てはまる者を芸術家として定義し、調査協力者の募集を行った。本稿では、芸術家をプロフェッショナルな職業として捉えるためにも、趣味と呼ばれるような表現活動をあえて除外した定義を用いる⁴。また、美術分野に着目し調査を行うため、音楽やダンスなどの実演芸術のみを主要な表現メディアとする芸術家は含まれていない。現在も芸術活動を継続しているという点においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味し、調査時点から3年以内に展示を行っている者、予定がある者として設定した。調査協力者の概要をまとめたものが表1である⁵。平均年齢は38.647歳で30代が最も多い。本稿では女性の経験から出産と芸術家としてのキャリア形成の両立について検討することを目的とするため、女性芸術家のみを調査対象とした。

2) 分析方法

調査内容は、美術大学、美術予備校などの教育の現場での諸体験、制作活動の現場における不

³本稿において、作家は作品の制作活動を行っている者を指し、芸術家は職業名を指す際に用いる。

⁴吉澤（2011）が指摘するように、芸術を一般的な労働として捉えることは困難である。しかし、他者からも芸術家として認識されており、芸術家が自らの主要なキャリアであると認識しているという点において、彼女たちの活動を「趣味」ではないプロフェッショナルな職業として捉えることは可能である。

⁵インスタレーションとは空間そのものを作品とする表現手法を指し、マルチメディアとは表現内容や作品によってメディアを変える方法のことを指す。

当な扱いや発言、展示の際に観客から受けた不当な扱いや言動等、多岐にわたる⁶。調査で語られた会話はすべて録音し、その音源を元に逐語録を作成し分析に用いた。

調査で得られた内容の分析には、佐藤（2008）の帰納的アプローチを援用した。第一段階で一行ごとに意味を解釈するオープン・コーディングを行い、その後、得られたコードの関係性について明らかにする焦点的コーディングを行った。そして、焦点的コーディングで得られたカテゴリーの関係性をダイアグラムに表した上で、第二段階としてダイアグラムを参考に、再度ツリー形式にオープン・コーディングを整理し、背景の問題について考察した。

4. 分析結果

1) ブランクを否定する芸術家のキャリア形成

芸術家キャリアと出産について言及された語りを抽出し、分類したものが表2である。本調査では協力者のうち出産経験者全員が「出産によるブランク」を経験していないという特徴がある。出産経験者である6名は「次の展覧会が決まっていた」のカテゴリーにあるように、妊娠期間中に次の仕事の依頼が決まっていたか、あるいは出産直後に展示を行っている。また、出産経験者、出産未経験者ともに抽出されたカテゴリーとして、「ブランクを作れない」という語りが抽出されたが、アーティストカップルであるB氏は当時、出産・育児と制作の両立が不可能と言われ、それを当然視する周囲の態度に問題意識と危機感を感じ、意図的に「出産によるブランク」を回避したことを回顧的に語った。

「子どもを育てるのも大変だからしばらくはお休みして、制作もできないけどいいよね、子どもがいるんだったら、みたいに言われて、『それとこれとは違うのでは?』と思ったんですよね。これはちょっと頑張らなくちゃいけない気がする、と思って。女性のアーティストさんが、結婚して子ども産んだら作家になれないみたいに、みんなが思われたらたまったもんじゃないって。人の選択の自由であって、不可能なことではないっていうのが、示したいかなっていうのもありました。」（B氏/50代/マルチメディア/調査一回目）

また、出産未経験者の「出産を悩む理由」の下位カテゴリーにも同様に「ブランクを作れない」という語りが抽出されていることから、芸術家キャリアにとってブランクが生じることはリスクとして捉えられており、出産という選択に対して慎重な姿勢が示されている。

芸術家のキャリアは曖昧で、直線的なものではない。しかし、キャリアのマイルストーンとなるものは存在する。例えば、コンペティションで受賞すること、美術館での招待展示に選ばれること、などが相当する。そして、それらの実績を重ねながら、明確な基準はないものの、若手作家から中堅作家へ移行、その後ベテラン作家として活躍するというのが一般的なキャリア観であ

⁶事前に準備した質問には、芸術家をいつ頃めざしたのか、作家活動の経歴、ロールモデルの有無、制作資金の調達方法、芸術家として続けていくために意図的に行っていることはあるか、不当な扱いを受けたと感じる経験や「女らしさ」に言及された経験について、配偶者の有無と職業、結婚・出産前後での変化、今後の結婚・出産の予定、といった項目を用意し、話の流れに応じて適宜聴き取りを行った。

る⁷。つまり、評価を得て、展示の依頼を受け、その状態を保つことができるようになると、ベテラン作家やアートシーンで活躍する作家への道が開かれる、というイメージである。しかし、美術大学において芸術家を目指す学生が一定のインパクト存在する（喜始 2014）ことなどからも、芸術家志望者数に対して美術館やギャラリーなどから依頼される招待展示機会の希少性は高い。そのため、今ある機会を逃しても次がある、という状態ではなく、ブランクが生じることは展示機会の損失に繋がり、芸術家キャリア追求においてリスクとなりやすい。

表2 出産と芸術家キャリア

属性	カテゴリー	下位カテゴリー	発言例
出産 未経験者	出産を悩む理由	結果を残してから	結果を残さないで踏み切れないなあっていうことを思っていて、結果っていうのは私にとっては、例えば作品が美術館の中に収蔵されるとか、大きな個展が催される、重要な美術館で催されるとか。そういうことがないとなかなか踏み切れないって思ってた(G氏/30代/彫刻/調査一回目)
		若手期間の喪失	若手って言われる貴重な期間を、子育てとか妊娠する期間とかにあてがわれることによって失われて、中堅になるタイミングを失うんじゃないかっていう気持ちがあつて(P氏/20代/映像/調査一回目)
		ブランクを作れない	出産後も展覧会が決まっているような、いわゆる売れっ子さんなであれば途切れなく続くんですけど、出産を機にそこから数年あいてしまう人はかなり厳しいなあって思っていますね(L氏/30代/写真・インスタレーション/調査一回目)
	友人の存在	海外活動との葛藤	子どもがいたらもちろん海外は無理だろうっていうのもあるから、もし海外に行くんだらほんとにさっさと行って帰ってこないで、あとあと困るのは自分っていうのは思っていますね(L氏/30代/写真・インスタレーション/調査一回目)
		仕事をセーブする	すごい売れっ子さん方でスケジュールがいっぱい入っているんですけど、来年一年間はすごい仕事を今からセーブしていて、出産をそこで集中的にやるみたいな(N氏/30代/平面/調査一回目)
		夫のサポートに回る	二番手とかサポートする役にまわっちゃっているのが、ほんとすごい身近によく見て(P氏/20代/映像/調査一回目)
出産 経験者	ブランク	次の展覧会が決まっていた	ノーブランクで生んだので、産んだ後も展覧会、バンバン入れちゃっていたんですよ(D氏/40代/平面・インスタレーション/調査一回目)
		ブランクを作れない	子育てに集中していて3年後にじゃあ、私に仕事あるのかな？って思ってた(B氏/50代/マルチメディア/調査一回目)
	セーフティネット	両親・配偶者	今一応両親っていうセーフティネットもあるし、今のパートナーなんですけど理解のある人で、経済的に困窮してなかったし、こっだけ好条件が整っているから、今より条件がよくなることはないだろうなと思って(H氏/30代/インスタレーション/調査一回目)
		アーティスト保険(海外)	お金ないけれども、みんなとりあえず生きていけるんですよ、子どもがいても補助とか受けながらね。(D氏/40代/平面・インスタレーション/調査一回目)

また、「今話題の作家」、「これから注目の新進気鋭の作家」として注目され、評価の機会に恵まれる若手作家時期は、芸術家キャリアにとって重要な時期である。若手期間にある程度実績を残すことができれば、中堅作家への道は拓けるようになる。しかし、若手時期に最も注目の機会に恵まれるということは逆説的に、若手期以降はすでに評価のある芸術家へと注目が奪われ、次第にアートシーンで活躍する芸術家は固定的となり、トップアーティストとよばれる一部の作家へと収斂していくことを示す。そのため、表2の「若手期間の喪失」にあるように、若手作家からハイライトされていくような芸術業界の仕組みにおいて、「出産によるブランク」は中堅作家への移行を妨げるリスクとして捉えられている。また、次々と「話題の作家」の新規参入が行われる中で、認知度や知名度を持たない作家にブランクが生じれば、次第に存在を忘れられかねない。そのため、表2の「結果を残してから」のカテゴリーにあるように、芸術家としてのキャリア追求のためには、若手期間での出産を回避し、ある程度キャリアのマイルストーンを得てから

⁷本稿では調査対象から除外しているが、実演芸術におけるキャリア形成について、やがて一部のトップアーティストへと収斂されていく同様のキャリア観が高橋(2015)にも示されている。

出産に踏み切らなければならないという意識が生じる。

しかし、若手作家から中堅作家に移行する期間が無制限に存在するわけではない。芸術家キャリアは曖昧である一方で、助成金やコンペティションの応募対象年齢の制限が若手時期を決定する区切りとなりやすい。例えばポーラ美術振興財団の在外研修助成の応募条件は20歳以上35歳以下⁸、文化庁による新進芸術家の海外研修は最年長で50歳までだが、年齢が上がれば上がるほど研修期間は短くなる⁹。このような年齢制限は、約30歳が母親の出生時平均年齢である（厚生労働省2021）ことから、中堅作家への移行がかかる若手期間の制限と出産の適齢期が同時期となる可能性は高い。さらに、前述の若手作家を対象とした助成プログラムは海外滞在型のものも多く、表2の「海外経験との葛藤」にあるように、出産・育児との両立はさらに困難となる。

以上を総合すると芸術家としてのキャリア形成において、ブランクが生じることはリスクとして捉えられており、現代日本の芸術活動において、芸術家は出産よりも芸術を優先しなければキャリアの追求が難しくなるという状況に置かれている。歴史上の女性芸術家と同様に、芸術活動において出産と活動継続の両立は依然として困難である。そして、その背景には展示機会の希少性、若手時期に最も注目され、その後は一部のトップアーティストへと収斂されていく芸術家キャリアの問題がある。加えて、若手時期の期限、海外研修の応募期限、出産の時期が重なる可能性が高いという制度上の不整合の問題も存在し、これら諸要因によって、芸術家キャリアは「出産によるブランク」を否定している。

2) 自己責任とされるキャリア追求

出産未経験者が出産に対する慎重な姿勢を示す背景には、結婚や出産を機に芸術家キャリアの追求を断念（中断）した女性芸術家の存在がある。表2の「友人の存在」では、身近に芸術家キャリアの追求を断念（中断）した女性の存在が語られている。芸術家キャリアの追求を断念（中断）した身近な女性芸術家の存在と社会の女性芸術家に対する態度について、特に示唆に富むD氏（40代/平面・インスタレーション）の語りを抽出した結果が表3である。

D氏の通っていた2つのお絵かき教室ではどちらも女性の講師が教えており、一人は既婚で、一人は未婚であった。特に既婚の講師からは、芸術を続けたいのならば結婚をしないといけないと繰り返し聞かされていたため、D氏は芸術活動を続けるためには孤独にやっていったほうが良いと考えていた。しかし、ドイツ渡航後に女性芸術家の社会的自立支援とジェンダー・ギャップについての調査を行った「ゴールドラッシュ」という助成プログラムにおいて多様な女性芸術家と出会い、当初感じていたこととは反対に、出産しても大丈夫と価値観が変容した。その後ドイツで出産と育児を行い、現在は日本で活動を行っている。

D氏が考えていたキャリア観と結婚、出産に対するイメージに、大きな影響を与えているのは、女性芸術家のキャリア追求に対する日本とドイツの態度の差である。表3の「ロールモデルの不在」にあるように、日本では結婚・出産と芸術活動を両立している女性アーティストが身近に存

⁸公益財団法人ポーラ美術振興財団「若手芸術家の在外研修助成」2021。（2022年3月25日取得，<http://www.pola-art-foundation.jp/grants/zaigai.html>）

⁹文化庁「令和4年度新進芸術家海外研修制度（長期研修）募集案内」2021。（2022年3月25日取得，https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/pdf/93238901_01.pdf）

在しなかった上に、「結婚してはだめ」というアドバイスを受けている。一方で、ドイツでは表3の「アーティスト保険」にあるように芸術家に対する社会保障が存在した。また、表3の「ロールモデル」では、芸術家という職業が特殊ではなく、育児中、あるいは出産を控えている女性、シングルマザーや離婚経験のある女性など、多様な女性芸術家が、助成プログラムへの参加を通してD氏の身近に存在していたことが語られた。つまり、ドイツでは芸術家に対する社会的な保障と女性芸術家の自立支援を行うプログラムが存在し、それらキャリア追求に対するサポート体制によって、出産を経験したロールモデルとなる女性芸術家が多く存在していた。そして、保障と出産経験者の女性芸術家たちという前例があるために、D氏の出産と芸術家キャリアの両立に対するイメージは変容している。

表3 女性芸術家の出産経験とイメージの変容（D氏を事例として）

時期	カテゴリー	下位カテゴリー	発言例
幼少期	ロールモデルの不在	結婚してはだめ	私の小学校の頃の絵の先生に、アートをやりたいのなら結婚をしちゃ駄目ってお経のように言われていましたね。(追加調査)
		芸術家に なれなかった	本人は多分、アーティストでもやりたかったっていう、でもその当時の世論的なものですね、女の人がアートをやるなんてっていうのが、その先生のお母様のうちにもあって、結局やらしてもらえず、絵の先生になり、そして普通に結婚をし、みたいな感じで、アーティストとしてできなかったっていうことが、なんとなく呪いのようにあって、私もだから、アーティストになるっていう時に、結婚するっていう気が1mmもなかったんですね。(追加調査)
		結婚をしないで 自由な活動	(結婚をしないで一人で活動する)そのやり方を現にやっていたのが、もう一人の先生で、そちらの先生は本当に海外行ったり色んなところでね、創作活動もするし、アーティスト然としている感じ(調査一回目)
ドイツ 渡航前	芸術活動のイメージ	(絵画教室の先生たちという)女のアーティストの雛形があったもんで、余計ですよ、あんまり、孤独にやっていった方がいいのであろうという、最初のアイデアがあって。(調査一回目)	
ドイツ 渡航後	ロールモデル	芸術家が多い	ベルリンはまわりにもアーティストが多くて、なので全然、ちょっと特殊なご職業で、っていうこともないんですよ。(中略)とにかく特別な存在ではなかったんですよ。(追加調査)
		出産経験者の 女性芸術家が多い	お母さんでアーティスト、っていう人たちが多くって、こういう補助が受けられるよみたいなことを、みんな結構さくさく教えてくれて、そういう横のつながりのこともありましたし(追加調査)
	保証と助成	アーティスト保険	アーティスト保険っていうのがあったから、結局そういうものでたで受けられるし、なおかつ、たで産めるし、お産婆さんがちゃんときてくれたりとか、そういうので全然、不安がなかったっていうのは、産中、産後もそうで(追加調査)
		助成プログラム	そのゴールドラウシュっていうのが、女性アーティストがどうやって社会で自立できるかっていう(ドイツで行われた女性芸術家を対象とした助成)プログラムなんです。(調査一回目)
	イメージの変容	(育児中、シングルマザー、出産前の人たちが(芸術活動を)続けるために、そういうプログラムに出るっていうその余裕がすごいと思ったんですね、で、これだったら子どもって産めるんだなって思ったんですよ。(調査一回目)	
日本 帰国後	ロールモデルの不在	日本での育児っていうのがもう情報0ですよ、アーティスト友達で子どもいるっていう人もベルリンではいたけど、こっちはさっぱり知らなかったんで、まわりで。(追加調査)	

一方、表3の「結婚をしてはだめ」というアドバイスや、前述B氏の「制作もできないけどいいよね、子どもがいるんだったら、みたいに言われて」という下線部の語りにあるように、日本では芸術家キャリアの断念は、結婚・出産をしたことや芸術を優先しなかった本人の自己責任や気概の欠如の問題とされやすい。しかし、助成プログラムの応募期限、平均的な出産時期、キャリア形成において重要な若手時期の期限が同時期であるという制度上の問題があるなど、日本の芸術家キャリアは女性のライフステージの変化に対して不利に働く。そのため、ライフステージの変化による芸術家キャリアの断念を、芸術を優先しなかった本人の自己責任の問題とすることは、芸術家キャリア自体が内包する問題を女性芸術家の問題へとすり替え、隠蔽していると言える。

3) 性差別言説による芸術家キャリアの正当化

このように、問題を女性自身へとすり替える働きを強く有する要因の一つが、女性芸術家に対する性差別言説である。表4は性別に言及する、あるいは女性にだけ発言された言葉に着目し、「周縁化」、「ライフステージ」、「創造性」の3つのカテゴリーに分類した結果である。「周縁化」のカテゴリーでは、女性を創造する主体としてみなしていない発言が示され、「創造性」のカテゴリーでは、女性性にまつわる要素が創造性に関わるような発言が示された。そして、特に芸術家キャリアの問題をすり替える働きが顕著に表れているのは、「ライフステージ」に関する性差別言説である。「ライフステージ」の下位カテゴリーとしては、顕著な例として「育児より芸術を優先すべき」という態度が抽出された。表4「育児より芸術を優先すべき」の発言例に示したように、M氏(30代/平面)は「子供がいるからできないことがある」ことが「子供を縛り付けてでも絵を描くくらい気持ち」の欠如として扱われた経験を語っている。この発言例からも、芸術家キャリアが内包する問題を無視し、育児よりも芸術を優先することが正しい芸術家像であり、そのように振る舞えないことを自己責任や気持ちの欠如として問題をすり替え、隠蔽するレトリックが読み取れる。

さらに、カテゴリーを跨ぐが表4では「結婚しなさい」、「結婚をして芸術をやらせてもらう」、「結婚したら辞める」という言説が語られている。「結婚しなさい」という発言は回顧的なものであるが、このような言説と「結婚したら辞める」という言説は、女性芸術家に対する矛盾した態度を顕著に示している。表3の「結婚をして芸術をやらせてもらう」という言説に関して、例えば、F氏はキャリアのある男性アーティストに下記のような発言を受けたことを語っている。

「結婚したらいいじゃんみたいなのはすごい言われて、すごい腹がたって。まだ**歳くらいの時(若手期)に、結婚したら安定して食べていけるから、早く結婚すればいいから、美術も好き放題やれていいよね、みたいなことをおじさん(男性アーティスト)から言われるみたいな。(中略)かわいって褒めているふりをしながら、結婚すればいいから女子はいいよねみたいな、アートも好きにできてみたいな」(F氏/40代/テキスト・インスタレーション/調査1回目)

「結婚をして芸術をやらせてもらう」という言説は、女性は経済的な支援を配偶者から受けることができる、そしてその配偶者による経済的支援で芸術活動をすれば良い、という意味で使われる。しかし、Abbing(2002=2007)は配偶者のサポートが芸術家にとって重要であることを指摘すると同時に、実家の経済状況が豊かであるということも、芸術家へのサポートに変わらないことを指摘する。たしかに家庭環境とは異なり、配偶者は選択の余地がある。もしも、実際に多くの女性芸術家が配偶者のサポートによって活動を男性よりも精神的に続けることができているのなら、「結婚をして芸術をやらせてもらう」という言説は的確なものである。しかし、「結婚をして芸術をやらせてもらう」という言説とは裏腹に、例えば下記のようにL氏は、女性は「結婚したら辞める」と言われたことを語っている。

表4 芸術における性差別言説

カテゴリー	下位カテゴリー	発言例
周縁化	結婚しない	(学生時代は教員から)助手の嫁になればいいと思われていたんですね。(D氏/40代/平面・インスタレーション/調査一回目)
	男性ではない	ベルリンでやった最初の展覧会で、あなた残念ね、ゲイでも男でもなくてって言われました。(D氏/40代/平面・インスタレーション/調査一回目)
	対等に扱われない	集団の中で何か作り物づくりをするっていつか関わっていたときに、やっぱり自分の意見って本当に、私結構なめられがちだから(B氏/50代/マルチメディア/追加調査)
	女性には無理	(学生時代は)「女に彫刻は無理」っていうのははっきりみんなに言われていて、でも、女に彫刻は無理と言われてもな…みたいな。(A氏/60代/彫刻/調査一回目)
ライフステージ	結婚して芸術をやらせてもらう	金持ちと結婚してやらせてもらえばいいじゃないか平気で言う人いたけど、それはさ、それは自分のお金でやらなきゃやっぱ遠慮しちゃうと思うし、無理だな、みたいな(A氏/60代/彫刻/調査一回目)
	結婚をしたら辞める	結婚したっていう時点で、女性アーティストとして終わりだね、みたいな感じで言う方がいるんですよ、子ども産まれるとおめでとうっていつもりで言ってくださっているのかもしれないけれど、当分制作はできないよね、とも言われたことがありますし。(B氏/50代/マルチメディア/調査1回目)
	育児より芸術を優先すべき	子供がいるからできないことがあるっていうこと色々伝えていたにも関わらず、「作家としてやっているんだから、子ども縛り付けてでも絵を描くくらいの気持ちはあった方がいいんじゃないの?」みたいな事言われたことはあって(M氏/30代/平面/調査一回目)
創造性	出産したらつまらなくなる	ひどいのかは女は子どもを産むと作品がつまらなくなるよ、とかです。それ言われましたね。(I氏/30代/映像/調査一回目)
	容姿への言及	「いい絵を描くには綺麗になきゃいけない」みたいな話を、「もさいと良い絵は描けない」みたいな感じで、だから「綺麗になさい」とか「ちゃんとオシャレしなさい」とか、もちろん女子にですけど(H氏/30代/インスタレーション/調査一回目)

「学生だけど、若手の作家として展覧会をやっているっていうつもりで自分たちはやっていたんですけど。50代60代くらいの男性に、『君たちは卒業後も作家としてやるつもりはあるの?』って聞かれて。(中略)『そのつもりでしたけど何かありますか?』みたいな、そういう感じのことを言ったら、その男性は、自分はクリエイターになりたい人向けの専門学校の講師をしているけども、女性の学生は卒業すると結婚して辞めるから意味がないって言われたんですね。」(L氏/30代/写真・インスタレーション/追加調査)

L氏に投げかけられた「作家としてやるつもりはあるの?」という疑問は、前述のキャリア形成、及び制度的な不整合といった、女性の活動の休止や断念の背景に存在する問題には触れずに、女性の意思決定のみに言及をしている。この二つの言説はどちらも女性の結婚に対して発せられるものであるが、その内容は矛盾している。前者は、結婚によって女性は配偶者というサポーターを得ることができ、芸術活動を男性よりも容易に継続できる、という内容である。一方後者は、女性は結婚をして芸術活動を辞めてしまう、という内容である。芸術家という職業は個人での活動を前提とするという特徴を有し、全体像を捉え難いために矛盾する認識が共存している可能性もある。しかし、表4で抽出された「周縁化」、「創造性」のカテゴリーも含め、これら性差別言説は女性芸術家の活動を否定するという共通点が存在する。結婚や出産によって女性が芸術家キャリアの追求を断念した場合は、女性は「結婚をしたら辞める」、あるいは、結婚、出産・育児より芸術を優先しなかった、という説明がなされ、女性の意思決定や努力不足に責任を求められる。一方、結婚・出産後、芸術活動を継続した場合は「結婚をして芸術をやらせてもらう」という言説によって女性の能力や努力は否定される。

「出産によるブランク」を否定し、出産・育児よりも芸術を優先しなければならない芸術家キャリアは女性芸術家の活動継続にとって障壁であり、ライフステージの変化によるキャリア追求の断念というジェンダー・ギャップを生み出す。しかし、出産・育児よりも芸術を優先しなければならない現状の問題は、女性芸術家の能力や努力を否定し、責任を求める性差別言説によって、作家自身の問題へとすり替えられる。そして、問題がすり替えられ、隠蔽されることによって、中立的、実力主義的な体裁は保たれる。つまり、「出産によるブランク」を否定する芸術家キャリア、及びキャリア追求の断念というジェンダー・ギャップと性差別言説は相互依存的に正当化する働きを有していることがわかる。

5. 結論

最後に得られた知見を総合し、Acker (1990) の指摘を援用することで、出産と芸術活動の両立を困難にさせるメカニズムについて検討する。

Acker (1990) は、組織が中性的であるという前提を否定し、実際は産業資本主義社会の戦略に基づき暗黙のうちに「男性」化されており、組織自体がジェンダー化過程であるために、男性優位な構造が再生産、維持されていると指摘している。本稿では、芸術家キャリア追求において「出産によるブランク」は大きなリスクとして捉えられており、出産・育児よりも芸術活動を優先しなければ、キャリア追求が困難になるという状態に置かれていることが明らかになった。そして、その背景には若手時期に最も注目され、次第に一部のトップアーティストへと収斂されていくような芸術家キャリアのあり方や、助成プログラムの年齢制限と出産適齢期、そしてキャリアアップのために重要な若手時期の期限が同時期であるという制度的な問題が存在している。つまり、Acker (1990) の指摘を援用すると、芸術家キャリアは生殖と切り離されており、一見すると中性的あるいは実力主義的に見えるが、実際は中性的ではなく暗黙のうちに「男性」化されている状態にあるといえる。これは Miller (2016) の指摘と同様の結果を示している。

しかし、出産・育児と芸術家キャリアの両立が困難となった場合、芸術家キャリアが内包する問題はすり替えられ、芸術家キャリアを優先しなかった当人の自己責任として説明する態度が存在することが本稿では示された。Tams (2002) は、暗黙のうちに起業家像は「男性」化されており、先天的に起業家に適した資質を持っているという誤った認識を前提とし、起業家的性質に合致しないものは能力不足であるとする考え方は、性差による不平等を正当化するために使われていると指摘した。Tams (2002) の指摘を借りると、ライフステージの変化によって芸術家キャリアを追求しなかったことを、自己責任や気概の欠如の問題として語る態度は、暗黙のうちに「男性」化した芸術家キャリアによって生み出されたジェンダー・ギャップを正当化するものとして機能していることがわかる。つまり、本来であれば結婚や出産による芸術家キャリア追求の断念は、芸術家キャリアに問題がある。しかし、問題が作家自身の問題へとすり替えられることによって、ライフステージの変化による芸術家キャリア追求の断念というジェンダー・ギャップは正当化されることとなる。

特に、暗黙のうちに「男性」化された芸術家キャリアの問題を女性自身へとすり替える働きを強く有してきた要因として、女性芸術家に対する性差別言説が存在する。性差別言説には矛盾す

る内容を示すものが抽出された一方で、その背後には共通して、女性の意思決定や努力不足に責任を求め、あるいは能力や努力を否定する態度が存在した。出産を否定する暗黙のうちに「男性」化された芸術家キャリアが内包する問題は、性差別言説によって女性芸術家自身の問題へとすり替えられ、隠蔽される。そして、出産を否定する特性を持つという問題が隠蔽されることによって、芸術家キャリアは中性的である、という体裁は保たれる。つまり、暗黙のうちにジェンダー化された芸術家キャリアと性差別言説は相互依存的に再生産、維持されるというメカニズムが存在する。

一方、Acker (1990) はジェンダー化された組織、あるいは労働は産業資本主義社会の戦略に基づくとは指摘しているが、芸術や芸術家は部分的に資本主義とは異なる理論で動くとして Abbing (2002=2007) は指摘する。また、芸術家キャリアや芸術活動には組織のように明確な枠組みや構造は存在しない。つまり、ジェンダー化された芸術家キャリアは産業資本主義社会の戦略に基づいて行われているとは言い難い。しかし、「出産によるブランク」を否定する芸術家キャリア、及びキャリア追求の断念というジェンダー・ギャップと性差別言説は相互依存的に関係し合い、正当化される。そして、たとえ産業資本主義社会の戦略に基づかなかったとしても、ジェンダー化された芸術家キャリアは強固に維持、再生産される。そして、芸術家キャリアは中性的、実力主義的であるという体裁は保たれ、問題は不可視化されることとなる。明確な枠組みがなく、実態が不明瞭であるために見落とされてきた、「出産によるブランク」を否定するジェンダー化された芸術家キャリアとそのメカニズムは、出産・育児と労働の両立の困難の問題が、先鋭化された形で表出していると捉えることもできるだろう。

本稿では、女性芸術家の経験に着目し、調査協力者に男性を含まなかったため、男女比較が不可能であり、男女の二項対立的に議論することで多様な性の存在を見逃すこととなっている。また、調査協力者の年齢層が豊かであったにもかかわらず、時代変化の影響か否かを判別することが困難であったために、時代趨勢を加味した分析は行えていない。そして、芸術活動を継続している者のみを対象としているため、芸術活動継続を断念した者へのアプローチはできていないという限界がある。しかし、芸術家キャリアの追求のために「出産によるブランク」を回避しなければならぬ、「男性」中心的な芸術家のキャリア形成の問題を明らかにすることができた。そして、その背景に女性に対する性差別的な言説、態度が存在することを明らかにできたことは、中立中性的な「実力主義」に隠されたジェンダー・ギャップの解明に寄与するものと考えられる。

参考文献

- Abbing, Hans, *Why Are Artists Poor?: The Exceptional Economy of the Arts*, Amsterdam University Press, 2002. (山本和弘訳『金と芸術——なぜアーティストは貧乏なのか?』grambooks, 2007.)
- Acker, Joan., "Hierarchies, Jobs, Bodies: A Theory of Gendered Organizations," *Gender and Society*, vol.4, No.2, 1990, pp.139-158.
- Brooks, Geraldine S., and Daniluk, Judith, C., "Creative Labors: The Lives and Careers of Women Artists," *The Career Development Quarterly*, vol.46, No.3, 1998, pp.246-261.
- Cowen, Tyler, "Why Women Succeed, and Fail, in the Arts," *Journal of Cultural Economics*, Vol.20, No.2,

- 1996, pp.93-113.
- 喜始照宣「芸術系大学出身者と労働」『日本労働研究雑誌』56巻, 4号, 2014, 50-53頁。
- 厚生労働省『令和3年度出生に関する統計の概況』2021。(2022年3月26日取得, <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/syussyo07/index.html>)
- Miller, Diana L., “Gender and the Artist Archetype: Understanding Gender Inequality in Artistic Careers,” *Sociology Compass*, Vol.10, No.2, 2016, pp.119-131.
- 三橋弘次「なぜ『女性』が組織で活躍できないのか——J. Ackerの『ジェンダー化された組織』論を導き手として」『立正大学文学部論叢』137号, 2014, 85-103頁。
- 内閣府『男女共同参画白書 令和3年度版』2021。(2022年3月26日取得, https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.html)
- Parker, Rozsika, and Pollock, Griselda, *Old mistresses: women, art, and ideology*, London: Routledge & K. Paul, 1981. (萩原弘子訳『女・アート・イデオロギー——フェミニストが読みなおす芸術表現の歴史』新水社, 1992。)
- 佐藤郁哉『質的データ分析法——原理・方法・実践』新曜社, 2008(第14版)。
- Stohs, Joanne H., “Career Patterns and Family Status of Women and Men Artists”, *The Career Development Quarterly*, Vol.40, No.3, 1992, pp.223-233.
- 高橋かおり「芸術家のキャリア形成に関する文化生産論的考察——文化審議会の議論を手がかりにして」『日本文化政策学会』9号, 2015, 98-110頁。
- 竹田恵子「ジェンダー・トラブル・イン・アートワールド」田中東子編『ガールズ・メディア・スタディーズ』北樹出版, 2021, 118-129頁。
- Tams, Elly, “Creating divisions: Creativity, entrepreneurship and gendered inequality - a Sheffield case study,” *Analysis of Urban Change, Theory, Action*, vol.6, No.3, 2002, pp.393-402.
- 若桑みどり『女性画家列伝』岩波書店, 1985。
- 吉澤弥生『芸術は社会を変えるか? ——文化生産の社会学からの接近』青弓社, 2011。

Japanese poverty research from a gender perspective: Focusing on research on “women’s poverty” from the 1980s to the 1990s

Akari Kinoshita

(Saku University, Research Associate)

In recent years, there has been growing social interest in the issue of women's poverty. Since the 2000s, research on women's poverty issues and the links between poverty and gender, has been vigorously pursued in the field of poverty studies in Japan.

According to Rie Iwanaga (2015), who classified books on "women" and "poverty" by the year of publication and organized them by the era, few books were published before the 1990s, and those published after the 2000s showed an increasing trend. In particular, looking at books published in 2008, "the issue of women's poverty was taken up as part of Japan's poverty problem," and since 2008, "the issue of women's poverty itself became more focused," and in 2014, "women's poverty became a boom, so to speak."

On the basis of the above trends, the term "women's poverty" often focuses on references and research from the 2000s onwards. However, this is not to say that research on the topic of "women's poverty" was not undertaken prior to the 2000s. Research on the relationship between women and poverty began to be conducted gradually in the 1980s, and then, against the backdrop of the feminization of poverty, studies introducing a gender perspective began to accumulate from the 1990s onwards. However, a series of studies conducted in the 1980s and 1990s have not received sufficient attention.

This paper focuses on research conducted in the 1980s and 1990s on the relationship between poverty and women. It also aims to clarify the historical background and development of the need for poverty research from a gender perspective, and how such research has been conducted. In addition, we will show the effectiveness of the "gender concept" in poverty research and examine what meaning "gender" can have in the context of poverty research.

This paper begins by asking how women have appeared in poverty research from the post-war period until before 1980. Then, we will read the history of poverty research since the 1980s from a gender perspective, to clarify the historical background of how poverty research incorporating a gender perspective has been undertaken. Then, by focusing on women's poverty research in the 1990s, which has not received much attention in previous studies, we will examine how poverty research efforts from a gender perspective have evolved. In light of these developments, we will discuss the meaning and significance of invoking the "gender concept" in the field of poverty research.

ジェンダーの視点から読み解く日本の貧困研究

—1980～1990年代の「女性の貧困」研究を中心に—

木下 愛加里
(佐久大学人間福祉学部助手)

1. はじめに

近年、女性の貧困問題に社会的な関心が集まっており、2000年代以降「女性の貧困」をテーマとする研究やジェンダーの視点から分析を試みる貧困研究などが活発に取り組まれている。特に昨今、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、貧困と女性、貧困とジェンダーをめぐる議論もより活性化している¹。

貧困研究の文脈の中で、「女性の貧困」問題をテーマにした研究がどのように取り組まれてきたのかをみると、2000年代以降精力的に取り組まれるようになり、それ以前の研究は少ないことがわかる。「女性」と「貧困」をテーマにした書籍を出版年ごとに区分し、時代ごとの整理を行った岩永理恵(2015)によると、1990年代までに出版されたものは少なく、2000年代以降増加傾向にあるという。特に2008年に出版された書籍をみると、「日本の貧困問題の一部として女性の貧困問題が取り上げられて」おり、2008年以降「女性の貧困問題そのものが、より焦点化され」、「女性の貧困がいわばブームとなった」のは2014年である(岩永, 2015:p.76)。

このような動向から、「女性の貧困」というと2000年代以降の文献や研究にしばしば注目が集まるが、2000年代以前に「女性の貧困」をテーマにした研究が全く取り組まれてこなかったのかというと、決してそうではない。女性と貧困のかかわりあいを問う研究は1980年代から徐々に取り組まれるようになり、その後「貧困の女性化」という世界的に共有された問題意識を背景に、1990年代以降ジェンダーの視座をもった研究が積み重ねられていく。

「女性の貧困」をテーマにした研究はその実態を明らかにし、背景には不平等なジェンダー関係を含むジェンダー問題が存在することを突き止めたが、その研究の蓄積が十分であるとは言いがたい。さらに、テーマのもと個別に研究が取り組み、知見が個々に積み重ねられるにとどまり、研究同士のつながりや歴史的展開が整理されてこなかったことも大きな課題であるといえる。日本の貧困研究の史的展開を包括的に論じている研究は数多くみられるが²、ジェンダーの視点から貧困研究の展開を整理、検討するような研究はほとんど見受けられない。

そこで、本稿は1980年代を起点として、貧困研究において「ジェンダー視点」を導入するこ

¹令和3年版の男女共同参画白書では、感染拡大の影響は特に女性に深刻な影響を及ぼしていることを指摘している。経済的な影響をみてみても、より女性が困難な状況におかれており、リーマンショック時との比較で「女性不況(She-cession)」と呼ばれている(内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和3年度版」)。

²日本の貧困研究の歴史をとらえる代表的な研究として、岩田(1990)や吉田(1993)、杉村(1997)、橘木・浦川(2006)、阿部(2014)などがあげられる。

との必要性がいかに要請され、ジェンダーや女性を中心的なテーマに据えた研究がどのように取り組まれてきたのか、その歴史的経緯と展開を明らかにすることを目的とする。1980年代から1990年代にかけて取り組まれた研究を中心に、それら研究動向の整理と、積み重ねられてきた知見を検討することによって、貧困研究において「ジェンダー概念」がどのように有効であったのか、貧困研究という文脈において「ジェンダー」はどのような意味をもちうるのかを考察する。

先行研究においても、ジェンダー視点からの貧困研究の必要性を論じ、その研究のあり方を模索するものも一部みられる³。一方で、貧困研究の分野において「ジェンダー概念」が明確に定義されないまま用いられることによって、ジェンダーという語が単に女性を指して用いられる場合もしばしば見受けられる。「ジェンダー概念」を貧困研究の分野で意味をもったものにするためにも、「それがどのように、なぜ用いられているのかを問わねばならない」(ジョーン・W.スコット, 1992:p.8)。つまり、貧困研究において「ジェンダー」がどのような経緯で用いられるようになり、その語のもとにどのような研究が行われてきて、どのような知見が積み重ねられてきたのかを問わなければならないのである。

以上のような問題意識のもと、本稿ではまず、戦後から1980年以前までの貧困研究において、女性がどのように登場してきたのかを問うことから出発する。そして、1980年代以降の貧困研究史をジェンダーの視点から読み解くことを通して、ジェンダーの視点を取り入れた貧困研究がどのように取り組まれてきたのか、その経緯を明らかにしていくこととする。そして、これまで十分に注意を払われてこなかった1990年代の「女性の貧困」研究に注目することで、ジェンダー視点を持った貧困研究の取り組みがどのように発展していったのかを検討する。これらの展開をふまえたうえで、日本の貧困研究の文脈に即して「ジェンダー概念」がどのように用いられ、研究上どのように有効であったかを考察する。

2. 従来の貧困研究における女性の位置

戦後日本の貧困研究は、生活が破壊された戦後の混乱期に「国民総飢餓状態」といえる状況、すなわち肉体的・絶対的水準の貧困が社会全体に広がっていた現実から出発している(杉村, 2012)。このような現実を背景に、行政府や研究者による貧困の実態調査や生活調査が活発に取り組まれた。特に敗戦直後から1960年代は、「わが国の貧困研究の黄金時代」と評される貧困研究の隆盛期であり、籠山京や中鉢正美、江口英一など「日本における貧困研究の重鎮の研究者」による先駆的な研究が数多くなされたことはよく知られている(岩田, 1995:p.306;阿部, 2014:p.5)。これら研究の数々がその後の貧困研究の基礎となり、研究の発展に重要な影響を与えてきたことは改めて指摘するまでもない。

戦後の貧困研究の隆盛期に取り組まれた研究の大きな潮流として、最低生活費研究と社会階層論による研究の二つがあることを岩田は指摘している(岩田, 1990)。最低生活費研究では、戦後すべての階層の生活が破壊されたなかで救済すべき人々の生活水準をどのように考えていくべきか、貧困の「基準」をどのように、どこに設定すべきかを明らかにすべく、戦前からある程度蓄積のあった最低生活費論を下地に、貧困「基準」の設定と貧困の測定を中心に進められた(岩

³例えば、丸山(2020)などがあげられる。

田, 1990 : p.35)。一方で、社会全体に単一の生活水準が設定されることに対して、実際の生活は多様であり異質であるという現実から出発し、生活構造が異なる集団を社会階層概念によって説明しようと試みたものが社会階層論による研究である(岩田, 2017 : p.140)。

社会階層論からの貧困研究には、代表的な2名の研究者による重要な研究がある。一つは中鉢正美によるもので、労働者の再生産過程に注目した「生活構造論」というアプローチからの研究である。もう一方は江口英一によるもので、「社会階層」を貧困の分析ツールとして、階層の分布と流動から層としての貧困の把握と形成過程の把握を試みたものである。この両者の研究は、「生活構造論」と「社会階層論」という異なるアプローチによって貧困の分析を試みているが、基準としての貧困線を単一のものとして設定せずに、階層と社会全体の両方に複数設定し、階層の形成や流動といった貧困化のプロセスの解明を重視していた点が共通する特徴であると岩田は指摘している(岩田, 1990 : p.39)。

もう一点、両者の研究に共通している部分は、どちらも「労働者」の貧困をとらえることに主眼を置いている点である。須藤八千代は、戦後日本の貧困研究の功績を評価しながらも、「江口の社会階層論は男性労働者における階層性であり、中鉢正美らの生活構造論も男性労働者が世帯主である家族の家計単位を基礎としている」ことを鋭く指摘している(須藤, 2001 : p.41)。貧困の担い手であり、研究の対象とされる「労働者」は一見性別を問わない普遍的な存在のように扱われているが、実のところそれはジェンダー化された存在である。貧困研究は「世帯」単位を基礎とし、貧困の把握も「世帯」単位で行う。ゆえに、その研究の対象となる「労働者」は必然的に一家の生計を担う世帯主の男性労働者となるため、そこに女性が登場する余地はない。そのため、貧困研究の文脈の中で登場する女性は、生活保護基準となるような「戦争で夫を失った女性だけ」となってしまう(須藤, 2001 : p.41)⁴。

江原由美子(1995)は、「ジェンダー概念の創出やそれへの批判の背後にあるいくつかの『問題』の区別」を試みており、それらの「問題」を把握するために「その概念が何を対概念として、あるいはどのような概念集合の中で、使用されてきたのか」に留意しながら、ジェンダーの背後にある「問題」を3つに区分している(江原, 1995 : p.32-33)。そのうちのひとつは、「自ら『普遍的』な『知』であることを主張する『人間』概念に基づく世界観 VS 世界観には『性別』があることを主張するフェミニスト的世界観(人間/ジェンダーという概念対におけるジェンダー)」である(江原, 1995 : p.33)。つまりこれは、近代社会における芸術や文学、歴史などの「知」は「特定の立場に立っているのではなく、『普遍的』な世界観である」とされてきたが、一方で「女性の社会的経験はそれらの世界観にほとんど表現されておらず、それらの『知』の担い手の中にもほとんど女性は存在しなかった」のである(江原, 1995 : p.35)。ほんの一部の女性が「知」の担い手として存在していたとしても、それらは「主流」とは区別され「女流」という周辺的な世界に追いやられる。また、「女性の歴史が描かれるとしても、それは『普遍的歴史』として位置づけられることなく単なるエピソードとして扱われることがほとんど」である(江原, 1995 : p.35)。

江原の議論をふまえたうえで、従来の貧困研究における女性の存在やその位置はどのように考

⁴旧生活保護法は、夫を亡くした世帯主妻と老人、子ども3人という構成の寡婦世帯を保護基準としている(岩永, 2011 : p.53)。

えられるだろうか。すでに述べてきたように、貧困研究において貧困把握の対象とされてきたのは「労働者」であり、その多くは世帯主男性である。そこで把握される貧困とは、「世帯主男性の貧困とそれに付随するその家族の貧困」ということになるだろう。このような貧困研究の中で登場してくる女性は、夫を有しその家族の一人としての女性か、夫を亡くし寡婦となった女性のどちらかである。前者の場合は夫の貧困状態に付随する形で、家族である妻の貧困が把握される。後者は、夫を亡くしたことによって、妻は貧困であって当然の存在としてその貧困を把握されることとなる。両者に共通する点は、世帯主の男性、つまり夫を介してしか女性の貧困は把握されないという点である。これまでの貧困研究上、女性は貧困問題を担う主体としては取り扱われてこなかったということがわかる。しかし、過去の研究において女性が貧困研究の対象として全く無視されてきたとは言い切れない⁵。ただし注意が必要なのは、これらの研究では貧困の犠牲者としての女性の側面が描かれることが多い点である。そこから読み取れるのは、貧困の主体として捕捉される女性ではなく、貧困の過酷さや悲惨さを体現する「エピソード」としての女性である。

このように、これまでの貧困研究と女性の関係をみていくと、従来の貧困研究は「貧困状態のただ中にいるのは男であり女でもあった」という事実を見逃している（須藤，2001：p.42）。少なくとも、労働者である男性世帯主世帯を基本の単位とすることによって、女性の貧困それ自体を十分にとらえることができおらず、貧困研究上の女性の位置についても、主要な研究対象とされてこなかったことから、実に不明瞭で研究上の居場所が確保されてこなかったということがわかった。

では、こういった状況の中で、「女性の貧困」に焦点化した研究はどのように取り組まれることとなり、ジェンダー視点を導入した貧困研究の必要性がいかにかに要請されていったのだろうか。次章からは、貧困と女性をテーマにした研究が取り組まれるようになった1980年代からの「女性の貧困」研究の展開をみていくこととする。

3. ジェンダー視点からの貧困研究の再検討

「貧困研究の黄金期」には、多くの研究者によってさまざまな視点から意欲的に貧困研究が取り組まれたが、女性と貧困の関係を問い、ジェンダーの視点に立った研究の起点は、その時期とは一致しない。女性と貧困というテーマが正面から取り扱われ、フェミニズムやジェンダーの視点から「従来の」貧困研究の再検討が取り組まれるようになったのは⁶、1980年代からである。この1980年代という時期は、貧困研究の歴史でいうと研究の「低迷」や「衰退」が指摘される時期、つまり貧困研究の冬の時期と重なっている⁷。

⁵杉本は、『女工哀史』や『からゆきさん』研究のなかで女性の貧困が取り上げられてきたことを指摘している（杉本，1996：p.72）。

⁶女性と貧困の関係を扱ういくつかの先行研究では、「女性の貧困」研究やジェンダー視点からの貧困研究に対して、それ以前の「男性労働者」の貧困を中心に研究対象として扱う研究を「従来の貧困研究」と呼ぶことで研究の整理を図っているものもある。例えば杉本（1996）など。

⁷貧困研究の史的事実として、高度経済成長期から貧困研究は「流行遅れ」のものになっていき、研究への取り組みが鈍化していく（岩田，1990；橘木・浦川，2006）。また、阿部（2014）によると、1974年から1984年の時期に貧困研究の衰退が核としたものになり、1984年から1994年に研究の最低期を迎える。

女性と貧困というテーマを正面から取り扱った先駆的な研究として、庄司洋子（1984）があげられる。庄司はまず、貧困と女性の関係を問うことの現代的な意味を検討することから始めている。貧困と女性の問題を考える際に抑えておくべき点として、「現代の貧困問題のあらわれ方は、古典的貧困といわれるものとは全く様相を異にしており、女性の生活のあり方や貧困問題とのかわりも、そのことに規定されている」こと、さらに「貧困問題のあらわれ方の変化はまた、伝統的な貧困研究から新しい貧困研究へという変化を導いているのであるが、それを女性の視点からとらえなおすことによって、貧困問題の構造把握における女性の位置を明らかにする必要がある」ことを指摘している（庄司，1984：p.261）。そのうえで、ジェンダーの視点から「所得の不足という問題をかかえ、あるいはその不安にさらされている人々の生活とそこでの女性の位置」を検討し、女性にとっての貧困問題の構造を「家族関係」と「女性の低賃金・不安定就労」の面から明らかにしている。この論文中では、女性の貧困の量的側面や具体的な実態が実証的に明らかにされているわけではないものの、女性の置かれている社会的な位置に注目し、女性を主軸に据えて考えなければ女性の貧困をとらえることはできないことを示し、「男性とのかわりにおいてしか、女性の生活の安定を求めることができないように整えられた社会」（庄司，1984：p.280）における女性の貧困問題の特殊性を指摘した点において重要な研究である。

庄司に続き、1990年代には母子寮入所者を対象に調査を行い、母子家族の貧困は構造的に生み出されていることを明らかにした笹谷・加藤（1993）による研究や、貧困研究において「ジェンダーは重要な『指標』のひとつのはずである」ことを指摘し、貧困研究におけるジェンダーの取り扱いを分析した杉本（1996）による研究などがある。これら1980年代～90年代にかけて取り組まれた研究では、従来の貧困研究における「貧困」のとらえ方やその分析視角を問い直し、ジェンダーの視点から課題点を指摘している。それらが指摘する内容は、次の二点に集約される。

第一に、貧困の担い手としての女性の不在である。笹谷・加藤（1993）で指摘されるとおり、「従来、貧困問題は主に男性の家計維持者の階層間格差や経済浮沈による就労の不安定化による問題とみなされてきた」という特徴がある（笹谷・加藤，1993：p.108）。例えば、江口英一は現代の貧困の本質を「経済的不安定」と措定し、貧困とは賃労働者階級全体にかかわる問題であることを実証研究から導き出した。このような研究は、一家の家計を担う男性労働者とその家族の貧困の実態を明らかにしたが、一方で貧困と女性のかかわりは明確にとらえられていないことは、前章でもみてきたとおりである。従来の貧困研究において、女性は世帯主男性と同等の「労働者」とはみなされていないため「貧困問題の主人公」にはなりえず、「貧困研究において女性が登場するのは、家計補助者あるいは貧困世帯の犠牲者としての妻や娘の姿の描写が、貧困の実態をリアルに別出するうえで意味をもつ場合だけ」であることが指摘されている（庄司，1984：p.264）。

第二に、貧困をジェンダーとは無関係の問題として取り扱ってきた点である。アメリカを中心とする先進諸国では、1970年代後半に「貧困の女性化」が発見されたことを契機に、貧困と女性のかかわりを問う研究が活発化した。日本では、現象としての「貧困の女性化」が確認されなかったために、ジェンダーの視点から貧困研究を問い直すきっかけを持つことができなかった。性別概念やジェンダー視点を必要とせず、それらを十分に研究上取り入れてこなかった日本の貧困研究において、研究の対象者とは「男性貧困者」または「男性でも女性でもない、属する性を

もたない『のっぺらぼうの貧困者』であることが指摘される（杉本，1996：p.71）。

以上のように、従来の貧困研究の枠組みにおいて、女性は貧困の犠牲者であっても貧困問題を抱える主体としてはとらえられずにきた。それは、貧困研究において女性は世帯に属することで男性に養われるべき存在であり、家族を養う責任のない存在であるとみなされることによって、男性世帯主や男性労働者と差別化されてきたことが背景にある。女性が労働者であったとしても、「成人男性の賃金は家族（妻子）を養うに足るものでなければならない」という家族賃金思想によって男性と同等に取り扱われず、女性の賃金の低さは不問とされてきたのである。（中川，2000：p.125）。

須藤八千代は、このように貧困研究が男性労働者の階層性や男性労働者が世帯主である世帯を中心に取り扱い、これらを貧困把握の単位として設定してきた点について、こういった傾向は「貧困研究に限らず社会科学的研究がもつ歴史的な文脈の1つと考えられるべきである」と指摘している（須藤，2001：p.41）。このような世帯こそが研究者の視野の中にあつた慣習に合致し、一般性であつたために、それに該当しない家族は「婦人福祉として周辺的に研究」されることとなつたのだ（須藤，2001：p.41）。さらに、従来の貧困研究にジェンダー概念が必要とされてこなかった理由として、「この時代において『近代家族』は、家族や家計という機能によって貧困問題を自力で解決する社会資源」として考えられており、「福祉国家が貧しい家族に介入したり、フェミニズムの思想によって家族の性別役割分業が問い直されたのは、そのあとの歴史である」ことを須藤は指摘している（須藤，2001：p.42）。ジェーン・スコットを引きながら「単純にジェンダー概念をこれらの貧困研究に立ち向かわせることはできない」と述べているように、ジェンダーは新しい概念であり、研究視角である（須藤，2001：p.42）。フェミニズムやジェンダーの概念を手にした後の時代から、従来の貧困研究のジェンダー視点の欠如や女性の貧困をとらえる視点の不十分さをただ単に批判するのは不毛である。

ここでいま一度確認しておきたいことは、1980年代からのジェンダー視点から従来の貧困研究と女性のかかわりを問いなおそうとする試みは、現代的な感覚や価値観から従来の貧困研究におけるジェンダー視点の欠如を、その歴史性を無視して、単に批判しているわけではないということである。鎌田とし子は、「生活の単位が個人ではなく家族であることは、現実を見れば明らかである」ため、貧困を把握するのに家族へ目が向けられるのは当然であり、「日本では、社会編成原理が『個人』を単位とはしておらず『世帯単位主義』をイデオロギーとしても法制上も採っている国である」という点を指摘している（鎌田，2011：p.37）。現実から出発している貧困研究が、現実の生活単位である家族や世帯を貧困測定単位とすることは、ごく自然で合理的なことである。しかし、生活の単位である家族や世帯のあり様に変化していくなかでも貧困研究は従来の「世帯」の考え方をその単位としたままでよいのかは問われねばならない⁸。

1980年代から、その必要性が従来の貧困研究をフェミニズムやジェンダーの視点から再検討する試みの中で見出されてきたジェンダーの視点にたつた貧困研究は、これまでの研究枠組みの

⁸ 岩田（1990）でも、「個々の生活の単位としての世帯の縮小、ないしは世帯概念の不明瞭化、個人別化といった事態が進行」するなかで、生活形態や生活単位の変化を、貧困研究のなかでいかにとらえ、研究対象としていかに取り扱うかということが課題であると指摘している（岩田，1990：p.66）。

もとでは十分にとらえられることのなかった女性の貧困問題を、その構造的背景まで含めて、「研究のまな板に載せ」た（須藤，2001：p.45）。同時に、貧困研究が前提としてきた「世帯」や「家族」の様相の変化をいち早くとらえながら、これまで主要な研究対象とされてこなかった女性の貧困問題を捕捉できるような新たな分析視角を貧困研究の文脈上に示し、後のジェンダー視点からの貧困研究の道を切り開いていったのだといえる。

次章では、これまでみてきた1980年代からの研究動向に大きく影響を与えた欧米を中心に展開された「貧困の女性化」論を検討することによって、日本の貧困研究の文脈においてフェミニズムやジェンダーの概念がどのように取り入れられ、ジェンダーの視点から女性の貧困をとらえる研究が発展していったのか、1990年代の研究に注目しながらみていこう。

4. 日本における「貧困の女性化」論のインパクト

「貧困の女性化」は、Diana Pearce（1978）によって発見された現象であり、1970年代のアメリカにおいて、貧困者に占める女性の割合と女性世帯主世帯の割合の増加が起こっていること、つまり貧困者の「女性化」が進行していることを指す。庄司は、アメリカの女性学研究において、少なくとも1970年代半ばまでは労働者階級や下層階級の女性の問題を重要な研究対象として位置づけてこなかったが、「貧困の女性化」の発見がこのような状況に転機を与えることになったと指摘している（庄司，1984：p.264-265）。この研究が影響を与えたのはアメリカだけでなく、先進諸国で「貧困の女性化」現象を検証しようとする研究が活発に取り組みられるようになり、貧困と女性にかかわる研究が蓄積されていくこととなった。

日本において、「貧困の女性化」論のインパクトはどのようなであったかということ、1980年代では「未だ対岸のできごとの感があった」こと、「当時の日本においては活発な議論は展開されていない」ことが多く指摘されている（神原，2020：p.22；中原ほか，2016：p.48）。1980年代後半に杉本（1986）などによってアメリカの研究事例や「貧困の女性化」の実態が報告されているが、やはり1980年代時点では「貧困の女性化」を扱った文献の数はごくわずかである。その内容もアメリカにおける「貧困の女性化」現象を取り扱うにとどまっており、日本においても現在進行形の問題ととらえるような意識は薄い。日本にも通ずる問題として「貧困の女性化」の議論が活発化するのには、1990年代に入ってからである。

1990年代の研究をみると、渡辺千壽子（1992）では、アメリカの母子世帯の増加と貧困の現状を検証することから要因について検討し、さらに、より広い視点から「女性が一家の生計者として男性のように家族を扶養し難い経済的社会的環境、現在の社会構造を反映している」ものであるとその意味を解釈することで、アメリカのみにとどまる問題ではなく、高度産業社会に共通する問題として「貧困の女性化」現象の根本にある問題の分析を試みている（渡辺，1992：p.155）。杉本（1993）は「〈貧困の女性化〉現象はアメリカだけの問題か」という問いのもと、日本社会において「貧困の女性化」現象がどのように確認できるのかについて、欧米での比較研究を参照しながら考察している。「貧困の女性化」現象が顕著であるアメリカと比べて、日本では女性世帯主家族の出現が少なく、女性世帯主家族が貧困層に占める割合も低位である。これらのデータからは「貧困の女性化」現象は日本では起きていないようにみえるが、Axinn（1990）や

Goldberg & Kremen (1990) の研究を参照しながら、日本でも近い将来「貧困の女性化」が起こり得る要素がすでに存在しており、潜在的に進行している問題であることを指摘している。

以上のように、1990年代の日本においてアメリカ発祥の「貧困の女性化」論への関心が高まり、日本の貧困研究の文脈に沿った形で活発に議論がなされた⁹。しかし、アメリカにおける「貧困の女性化」現象に比べて、日本では「貧困の女性化」現象が顕著に見られなかったために、女性の貧困を実証的に把握するツールとしての「貧困の女性化」論の日本の貧困研究におけるインパクトは限定的であったといえる¹⁰。ただし、日本における「貧困の女性化」論の展開は、1980年代の貧困研究「衰退」期といわれるような貧困研究全体が低迷している時期に「フェミニズム理論とともに女性の現実を見直すきっかけを与えた」ものとなったことは間違いない(須藤, 2001 : p.42)。

日本の貧困研究にとって「貧困の女性化」論は、女性と貧困のかかわりについての関心と呼び起こす契機となり、従来の日本の貧困研究において女性と貧困のかかわりを問い、女性の貧困問題を把握するための視点を持ち合わせていなかったことを逆照射した。加えて、ジェンダー視点を持たなければとらえることのできない貧困問題があり、ゆえに貧困研究においてジェンダー視点が不可欠であり、その有効性と重要性を示した。このような点において、「貧困の女性化」研究は1980年代の研究や、その後のジェンダー視点からの貧困研究、「女性の貧困」研究の発展に大きく影響を与えたものであるといえる。実際に、「貧困の女性化」という概念を背景の一つに、1990年代以降、女性世帯主世帯、特に母子世帯に注目した貧困研究が数多く取り込まれるようになる。

5. 1990年代からの母子世帯への注目とジェンダー視点からの貧困研究の関係

渡辺千壽子(1991)や篠塚英子(1992)、笹谷春美・加藤喜久子(1993)など、1990年代に突入すると、母子世帯の貧困問題を取り扱った研究が数多く取り込まれていく。その一方で、1990年代からの研究は母子世帯をはじめとする女性世帯主世帯に焦点化してきたことによって、世帯主ではない女性の貧困は十分にとらえてこなかったという指摘も、その後の時代の研究からなされている。

須藤(2001)は、女性の貧困問題をとらえる際に母子世帯をはじめとする女性世帯主世帯に焦点が置かれることによって、「離婚を原因とする女性の貧困化現象にのみ目を奪われて」しまい、「その解決として、女性と子どもにとって結婚が貧困の解決法であるという循環に陥りやすい」と指摘している(須藤, 2001 : p.43)。つまり、女性世帯主世帯の貧困は男性世帯主世帯との所得水準の比較によって捕捉されることとなるために、「貧困研究における女性は、戦争未亡人に代表されるように当然あるべき存在である夫が欠損しているから貧困となっている、という論理の中に閉じ込められたまま」になってしまうということである(須藤, 2001 : p.43)。さらに、

⁹1996年には雑誌『アジアに生きる女たちの21世紀』で「貧困の女性化」がテーマに特集が組まれるなど、研究論文に限らず、多方面で取り上げられるテーマであった。

¹⁰「貧困の女性化」現象を検証、分析するためには長期間にわたって蓄積された貧困率のデータ、世帯主性別ごとの貧困率のデータが必要であるが、日本ではこれらの統計の蓄積が十分とはいえないことも関係している。

母子世帯の貧困に焦点化することが、結果的に女性の貧困問題を母子世帯の貧困へと問題を矮小化させてしまうことに繋がりがねず、母子世帯や女性世帯主世帯ではない女性の貧困は見逃されることになってしまうという問題をはらんでいることは、いくつかの研究で指摘されているところである¹¹。

このように、母子世帯に注目しすぎること、女性の貧困問題を母子世帯の貧困問題を読み替えてしまうことには大きな問題がある。しかし、これは「母子世帯」研究が全体として抱える問題点であり、ジェンダー視点からの貧困研究という文脈で母子世帯の貧困研究を読み解き、その意義を評価することとは分けて考えられねばならない。

1990年代から数多く取り組まれるようになった母子世帯の貧困研究の根本に通じているのは「ジェンダー視点」であることは改めて指摘すべき点である。この視点を持って、母子世帯に焦点化することでその貧困の実態を明らかにすることだけでなく、女性である母親の貧困を構造的な要因や背景まで含めて問う姿勢が貫かれている点も重要である。研究対象として、女性の一部の層である母子世帯を取り上げてはいるが、女性総体と母子世帯を切り離して取り扱っているわけではなく、「女性にとっては、女性であること、『女性世帯』であること自体が貧困の原因」となって女性世帯主やその子どもを貧困に陥らせる（杉本、1996：p.73）という現実に焦点化し、女性が男性に依存することなく生きていくことができない社会において、その矛盾が集中して顕著に表れている層として母子世帯を抽出している。母子世帯を対象とする研究は、女性世帯主であることと母親であることが二重のハンディキャップになってしまう性差別的な社会システムが背景にあり、それによって母子世帯が貧困に陥るという構造を明らかにしてきたのである。

母子世帯の貧困研究は、婚姻状態にないことを貧困の原因として措定しているのではない。ここではジェンダーを「社会が成員の間に資源の不均衡な配分や役割の非対称性などの権力関係を作り出し、それを維持・再生産しようとする過程で動員される差異化の実践」と理解し、ジェンダーの視点に立脚したうえで、「男性とのかかわりにおいてしか、女性の生活の安定を求めることができないように整えられた社会」を問題としているのである（荻野、2004：p.209；庄司、1984：p.280）。

6. おわりに

ジェンダーという語はもともと言語学の用語であったが、1970年代から第二波フェミニズムの影響のもとで、セックスとは区別された「社会によって人為的・文化的に規定された性役割や『女らしさ』『男らしさ』の規範という意味あい」で用いられるようになった言葉である（荻野、2004：p.196）。多様な分野や領域において、新規の概念として広く使用されるようになるのは1990年代からで、各分野・領域でジェンダー概念を採用することの意義や効果が確認されている。

それぞれの分野・領域で指摘されているジェンダー概念の意義や効果は、大きく次の三つに整

¹¹例えば、鈴木（2010）、中原ほか（2016）、丸山（2020）など。

理することができる。一つは、一見中立的または客観的に見えるものに隠されたジェンダー非対称性を明らかにする効果である。このことに関連して、二つ目に、これまで問われてこなかったまたは自明視されてきたことを問題化・テーマ化することを可能にする点が指摘できる。つまり、「差異があると思われているところでは差異を相対化し、差異がないと思われているところに差異を発見する理論的なツール」としての効果があるということだ（上野，2006：p.33）。そして最後に、「知」の体系外にあったものを新たに組み込むことを可能にする点である。これは、たんに新規の「知」を既存の体系に付け足すことにとどまらず、既存の学問や伝統的秩序のあり方を批判し、「知」の組み替えを要求するものである。

以上のようなジェンダー概念の意義や効果は、貧困研究の分野にも通用するものであるといえる。貧困研究におけるジェンダー概念の導入の経緯をみると、女性自身の抱える貧困問題が「男性労働者」や「世帯」の陰に覆い隠されてしまうことによって、これまでの研究枠組みでは十分に把握されてこなかったことを問題提起することから出発し、1980年代を起点に、女性と貧困の関係を問い直しながら、貧困問題を抱える主体として女性を研究対象におくことで、女性自身が経験する貧困の実態を明らかにしようと研究を積み重ねてきた。貧困問題はジェンダーとは関係のない問題と取り扱われてきたこれまでの前提を突き崩すために、「女性の貧困」を可視化する作業は重要なものであったが、貧困研究におけるジェンダー概念の導入は「女性の貧困」の可視化と把握をすすめたばかりにとどまらない。これまで「普遍的」とされてきた貧困研究における「労働者」や「世帯」という対象が、実は男性中心的であることをフェミニズムやジェンダーの立場から指摘し、貧困研究における「ジェンダー視点」の必要性を訴えるものであったといえる。

ジェンダー視点からの貧困研究の取り組みの経緯をふまえたうえで、貧困研究の文脈におけるジェンダー概念導入の意味とその機能を検討してみると、二つのことが指摘できる。一つは、女性の貧困の実態を既存の研究枠組みのあり方を批判したうえで明らかにし、それに加えて女性を貧困に陥らせる社会構造のあり方を問題化した点である。つまり、ここにおけるジェンダーは、女性だけに焦点化して貧困のジェンダーを明らかにするツールとしてではなく、女性の貧困問題を社会構造と結びつけて解明するための有効なツールとして機能しているといえる。そしてもう一つは、貧困研究自体が「衰退」、行き詰まりを感じていた1980年代という時期に、これまで研究の前提とされてきたジェンダー化された「世帯」概念を問い直すきっかけを与えた点である。家族や世帯のあり方が変化する中でいち早くその変化を察知し、女性世帯主世帯の女性や子どもが直面する貧困問題をとらえるための視点として有効に機能したといえる。

本稿では、1980年代～1990年代の研究動向を中心にみてきたが、よりジェンダー視点からの貧困研究の必要性が訴えられるようになり、「女性の貧困」研究ブームを迎えることとなるのは2000年代以降である。1980年代からの研究の展開を下地に、2000年代以降どのように貧困とジェンダーにかかわる研究が発展したのかを明らかにすることは今後の課題としたい。

参考文献

- 阿部彩, 2014, 「生活保護・貧困研究の50年:『季刊社会保障研究』掲載論文を中心に(創刊50周年記念号)」『季刊社会保障研究』50(1・2), 国立社会保障・人口問題研究所。
- 江口英一, 1966, 「貧困研究の視覚」『社会政策学の基本問題』大河内和夫先生還暦記念論文集刊行委員会, 有斐閣。
- 江原由美子, 1995, 「ジェンダーと社会理論」『岩波講座現代社会学第11巻 ジェンダーの社会学』岩波書店。
- 岩永理恵, 2011, 『生活保護は最低生活をどう構想したか—保護基準と実施要領の歴史分析—』ミネルヴァ書房。
- 2015, 「女性の貧困問題と地方自治体のとるべき施策」『平成26年度全国知事会自主調査研究委託事業 調査報告書』。
- 岩田正美, 1990, 「戦後日本における貧困研究の動向—『豊かな社会』における貧困研究の課題」『人文学報』(224)。
- 1995, 『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』ミネルヴァ書房。
- 2017, 『貧困の戦後史 貧困の「かたち」はどう変わったのか』筑摩書房。
- ジョーン・W.スコット, 1992, 『ジェンダーと歴史学』平凡社。
- 鎌田とし子, 2011, 「『貧困』の社会学—労働者階級の状態—」御茶の水書房。
- 神原文子, 2020, 「子づれシングルの社会学—貧困・被差別・生きづらさ—」晃洋書房。
- 丸山里美, 2020, 「ジェンダーから見た貧困測定:世帯のなかに隠れた貧困をとらえるために」『思想』(1152) 岩波書店。
- 内閣府男女共同参画局, 2021, 「男女共同参画白書 令和3年度版」https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r03/zentai/index.html (最終閲覧日:2022年3月26日)。
- 中川スミ, 2000, 「ジェンダー視点から見た賃金論の現在:マルクスはどう読まれてきたか(社会構造の変動と労働問題)」『社会政策学会誌』4巻。
- 中原朝子・伊田久美子・山田和代・熊安貴美江, 2016, 「パートナーのいる若年女性の隠れた貧困と生活の質」『経済社会とジェンダー』1。
- 荻野美穂, 2004, 「ジェンダー論、その軌跡と射程」『歴史を問う4 歴史はいかに書かれるか』岩波書店。
- Pearce, Diana, 1978, “The feminization of Poverty: Women, Work, and Welfare”, *Urban and Social Change Review*, 11, 1-2.: 28-36.
- 笹谷春美・加藤喜久子, 1993, 「女性と貧困:性・家族・階層をめぐる新たな問題」『現代社会学研究』6巻。
- 篠塚英子「母子世帯の貧困をめぐる問題」『日本経済研究』(22), 日本経済研究センター。
- 須藤八千代, 2001, 「女性と貧困」『社会福祉研究』(81), 鉄道弘済会福祉部。
- 杉本貴代栄, 1993, 「社会福祉とフェミニズム」勁草書房。
- 1996, 「貧困研究とジェンダー」『長野県短期大学紀要』51巻。
- 杉村宏, 2012, 「『戦後日本貧困問題基本文献集』の刊行にあたって」『戦後日本貧困問題基本文

献集第 I 期第 1 卷』日本図書センター。

鈴木春子, 2010, 「女性と貧困—『貧困の女性化』をめぐって—」『統計』。

庄司洋子, 1984, 「貧困と女性」『講座女性学第 2 巻・女たちのいま』女性学研究会編, 勁草書房。

庄司洋子・杉村宏・藤村正之, 1997, 『これからの社会福祉 貧困・不平等と社会福祉』有斐閣。

橋木俊詔・浦川邦夫, 2006, 『日本の貧困研究』東京大学出版会。

上野千鶴子, 2006, 「ジェンダー概念の意義と効果」『学術の動向』11, 公益財団法人日本学術協力財団。

渡辺千壽子, 1991, 「離婚母子世帯における子どもの生活保障」『社会学部論叢』(25), 佛教大学学会。

1992, 「貧困の女性化について：アメリカの母子世帯を中心として」『佛教大学研究紀要』(76)。

吉田久一, 1993, 『改訂版日本貧困史』川島書店。

The values of child care of Prime Ministers during the Heisei Era

Taku Goto

(Research Association of Public health administration)

The purpose of this study is to analyze the values of child care of parliamentarians and to clarify their situation and issues. The subjects of the study were the 15 of the 16 people who became Prime Minister in the Heisei era who had children. Episodes related to the values of child care of the 15 subjects, such as age at marriage, age at the time of birth of the first child, and age at the time of first election were analyzed.

The birth and first election age of 13 of the subjects were distributed between the ages of 25 and 40, and within 10 years before and after the first election, the first child was born.

There are four parts to the paternal values of child care: "dependent", "socialization", "interaction", and "care".

Traditionally, fathers have been considered to be responsible for support and socialization, and mothers have been considered to be responsible for interaction and care. The subjects of this study were rarely at home, and although they provided some support and socialization, it was considered that the level of interaction and care provided by these fathers was low. It is also said that one of the child care of a father' is to support of his wife. However, it was considered that, although the subjects were supported by their wives in political activities, they played a limited child care in supporting their wives. It can be said that the wives themselves took on many child care on behalf of their husbands.

From this, it is considered that the subjects' views of gender role division, time constraints, and other factors that hinder the subjects participation the paternal, because of the performance conducted by their wives.

The subjects embodied the characteristics of the limited paternal child care of Japanese society. However, it is unlikely that the fathers with limited time to play in child raising will be expected to play an equal child care. It is also thought that parliamentarians who remain in a limited child care will contribute to the expansion of father support measures by actively taking on the child care in a broader sense.

平成の内閣総理大臣の育児観

後 藤 拓
(公衆衛生行政研究会)

1. はじめに

父親の育児が注目される現在、日本における乳幼児の共働きの親の週平均1日当たりの家事・育児関連時間は、2016年は父親82分、母親365分（内閣府男女共同参画局、2021、39頁）と、父親は母親の4分の1に満たない現状である。父親の育児が進まない背景には、性別役割分業観や長時間労働、経済的合理性があるとされている（多賀、2005）。しかし、父親に対しては、1990年代以降に少子化対策としての父親支援策が推進されてきている。1994年の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）や1999年の新エンゼルプランでは「父親の育児参加」の奨励であったが、2004年の「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」では、父親を育児の主体として位置づけている（冬木、2007）。父親支援策の一つとしての父親の育児休業は、1992年に施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により取得可能となっている。育児休業を取得した男性の割合は近年増加傾向であり、2018年の6.16%から2020年は12.65%と倍以上となっている。ただし、女性の2020年の取得率81.6%と比べると依然としてその差は大きい¹。

このような中、2020年2月に小泉進次郎衆議院議員が2週間の育児休業を取得した。これに対して、男性職員の育児休業取得の後押しとなると評価された面もあったものの、「大臣の仕事はそんなに甘くない」といった批判が相次いだとされている²。また、鈴木貴子衆議院議員が妊娠を公表した際にも「職務放棄だ」といった批判もあったとされている³。出産・育児を経験する政治家に対するこのような態度について、三浦（2020）は、政治家には「私生活を犠牲にして、政治活動にほぼ全力投球できるという男性化されたモデル」があり、日本の男性議員は、ケア責任が免責されている度合いが強いことを指摘している。

育児休業は、育児に関する意識の表れとされており、育児をどのように捉えているかといった育児そのものに関する意識は育児観とされている（山瀬、2008）。小泉議員の育児休業取得への批判は、父親としての育児観への批判であり、国会議員に対して社会的に求められている育児観の表れであるとも考えられる。しかし、国会議員は、父親支援策の政策形成を担う立場でもあり、その育児観が政策形成過程にも影響するものとも考えられる。そのため、国会議員の育児観はどのようなものかを明らかにする必要があるものの、そのような先行研究は確認できなかった。そこで、本研究では国会議員の育児観を分析し、その状況と課題を明らかにすることを目的とする。対象は、国会議員の中でも、回顧録や人物伝が刊行されている総理大臣経験者とし、父親役割が注目されはじめた1990年代に合致する平成の内閣総理大臣経験者に焦点をあてることとする。

2. 研究方法

研究対象は、平成時代に内閣総理大臣となった16人のうち、公表されている実子がいる15人とし、安倍晋三氏は除いた。対象者15人について、回顧録、新聞記事等の参考文献から誕生日、結婚年と年齢、第一子誕生時の年と年齢、初当選時の年齢等を整理した。また、対象者の育児観を表すエピソードを抽出し、エピソードの類似性、相違性を分類し、サブカテゴリー、カテゴリーを抽出した表を作成した。なお、本研究では、対象者の初当選に関しては、選挙により選出された議員という点で、国会あるいは地方自治体の議会の議員としての初当選とした。

3. 結果

1) 平成の内閣総理大臣が父親となった時期

対象者15人の誕生日、結婚時の年齢と年、第一子誕生時の年齢と年、議員初当選年齢を内閣総理大臣就任順に表1に示す。対象者自身の誕生日の平均は1937年であった。結婚時の平均年齢は29.6歳、結婚した年の平均は1966年であった。参考文献がない野田氏を除く、14人の第一子の誕生時の平均年齢は30.7歳であり、第一子の誕生日の平均は1966年であった。議員初当選の平均年齢は33.1歳であった。議員初当選時に既に子どもがいたのは8人であり、初当選後に子どもが誕生したのは6人であった。

表1 平成の内閣総理大臣が父親となった時期

番号	氏名(敬称略)	誕生日	結婚年齢	結婚年	第一子誕生日	第一子誕生年	初当選年齢	注記(各項目の引用文献)
1	宇野宗佑	1922	26	1949	27	1950	28	4
2	海部俊樹	1931	26	1957	28	1959	29	5
3	宮澤喜一	1919	24	1943	27	1946	33	6
4	細川護熙	1938	33	1971	33	1972	33	7
5	羽田孜	1935	29	1964	32	1967	34	8
6	村山富市	1924	29	1953	31	1955	31	9
7	橋本龍太郎	1937	28	1966	30	1967	26	10
8	小淵恵三	1937	29	1967	30	1968	26	11
9	森喜朗	1937	24	1961	27	1964	32	12
10	小泉純一郎	1942	36	1978	36	1978	30	13
11	福田康夫	1936	30	1966	30	1967	53	14
12	麻生太郎	1940	43	1983	44	1984	39	15
13	鳩山由紀夫	1947	28	1975	29	1976	39	16
14	菅直人	1946	24	1970	26	1972	33	17
15	野田佳彦	1957	35	1992	不明 ^a	不明 ^a	29	18
	平均	1937	29.6	1966	30.7 ^b	1966 ^b	33.1	

a 参考資料がないため不明とした。

b 野田氏を除く14人の平均とした。

次に、野田氏を除く14人の対象者の初当選年齢と第一子誕生日による散布図を図1に示す。53歳で当選したNo.11の福田氏と44歳で第一子が誕生したNo.12の麻生氏を除き、子どもの誕生日と初当選年齢はともに25歳から40歳までの間に分布している。

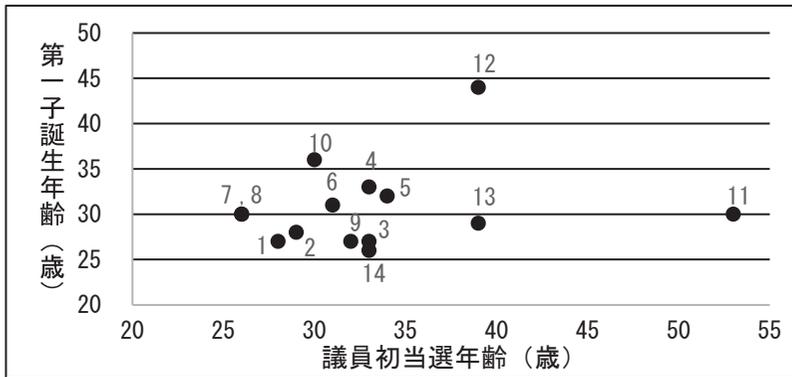


図1 平成の内閣総理大臣の初当選年齢と第一子誕生年齢
表1のデータより作成。図中の数字は表1の番号に準じている。

そして、野田氏を除く14人の初当選時期からみた第一子の誕生時期を図2に示す。初当選時期の20年以上前に第一子が誕生している福田氏を除く13名は、初当選の前後10年以内に第一子が誕生している。

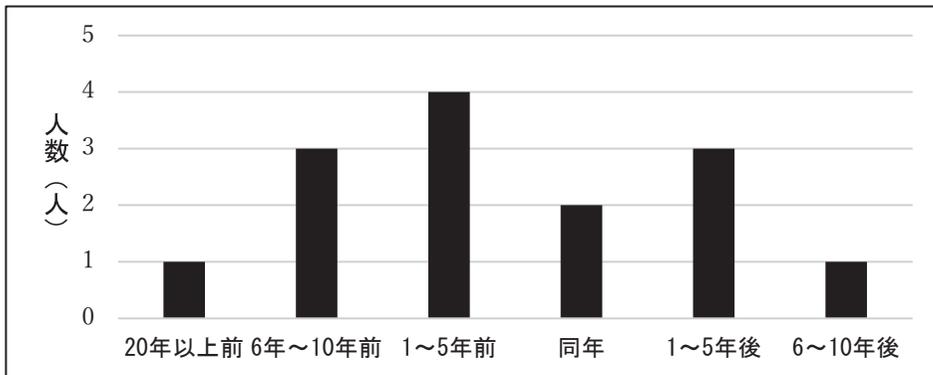


図2 平成の内閣総理大臣の初当選時期からみた第一子の誕生時期
表1のデータより作成。

2) 平成の内閣総理大臣の実父と実子

対象者自身の父親（対象者の実父）と子ども（対象者の実子）に関して、政治家と非政治家に分類した。その結果、対象者は表2のように4つに類型化された。Aは対象者の前世代から次世代へと政治家を継承していたケース、Bは実父から政治家を継承しなかったケース、Cは政治家を継承せずに政治家となり政治家を次世代に継承したケース、Dは実父も実子も政治家ではない一代限りの政治家であったケースである。Cに類型された対象者はいなかった。また、Dに類型された場合であっても、菅直人氏の長男は衆議院議員選挙に2回立候補をして落選しており、BとDについては結果として非政治家となったケースであった。対象者の実子が政治家となったの

は、15人のうち6人であり、いずれも実父が政治家であるAに属していた。

表2 平成の内閣総理大臣の実父と実子の政治家・非政治家の分類

		対象者の実子	
		政治家 a, b	非政治家
対象者の実父	政治家 a	A 羽田、橋本、小淵、森 小泉、福田	B 宮澤、麻生、鳩山
	非政治家	C 該当者なし	D 宇野、海部、細川 村山、菅、野田

a 本研究では、国会議員に限らず、自治体の首長や議員も含めて政治家とした

b 対象者の実子が複数いる場合、一人でも政治家となった場合、実子は政治家として分類

3) 平成の内閣総理大臣の育児観

次に対象者の育児観を表3に示す。対象者15人のうち、10人に関する対象者自身、妻、実子あるいは第三者によるエピソードを確認することができた。このエピソードから抽出したカテゴリーを【】、サブカテゴリーを[]で示す。カテゴリーは、【育児観の要因】と【育児観】の2つが抽出された。そして、【育児観の要因】のサブカテゴリーは[性別役割分業観]、[時間の制約]、[妻の考え]の3つが抽出され、【育児観】のサブカテゴリーは[社会化]、[交流]、[ケア]、[モデル]、[妻へのサポート]、[子どもへの愛情]の6つが抽出された。ただし、【育児観】のうち、[扶養]のエピソードは確認できず、[交流]、[ケア]、[妻へのサポート]は、実施していないことを示すエピソードであった。

3. 考察

1) 平成の総理大臣の育児観の要因

【育児観の要因】のカテゴリーには、[性別役割分業観]、[時間の制約]、そして[妻の考え]のサブカテゴリーが抽出された。これらが、次節にみる、対象者の限定的な育児観の要因であったと考えられる。

[性別役割分業観]は役割分担意識(多喜代ら、2019)として、[時間の制約]は、時間的余裕説(石井、2013、134頁)として父親の育児参加の要因であるといわれている。本研究の対象者の平均結婚年齢は29.6歳、平均第一子誕生年齢は30.7歳、議員初当選の平均年齢は33.1歳であった。内閣府(2004)によると、全国平均結婚年齢は1958年から1981年までは27歳台であった(1970年から1975年の5年間は26歳台)。また、対象者の第一子誕生の平均年の1966年の資料はないものの、遡れる限りでは1975年の全国第一子誕生時の父親の平均年齢は28.3歳であった¹⁹⁾。結婚年齢、第一子誕生時の平均年齢ともに全国の父親と大きな差はなかった。ただし、結婚、子どもの誕生、初当選といったライフイベントが平均では4年間の間に発生している状況であった。

また、内閣府男女共同参画局(2021、111頁)によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という性別役割分業観について、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」であるのは、遡れる限りでは1979年の調査で男性75.6%、女性70.1%であり、2019年は男性39.4%、女性

31.1%であった。40年間の間に性別役割分業観は大きく変わっているものの、対象者の第一子誕生の平均の1966年当時は性別役割分業観が多数であった時代と考えられ、現在以上に父親が育児をすることは一般的ではなかったと考えられ得る。時代背景としても育児が限定的となりうる状況であり、それに加え、国会議員の生活の特性による[時間の制約]もある。選挙区との関連もあるものの、「金曜の夜に地元へ帰って週末は選挙区をまわり、火曜日の朝に東京に戻るという『金帰火来』」(宮城、2021)ともされている。そのような国会議員の特性の中で、図2に現れるように、初当選の前後10年前後以内に子どもが誕生しており、育児期の困難さを経験することは乏しく、選挙と地盤固めに没頭していた状況であったと考えられる。それが、橋本氏の「(子どもと)一週間も一緒に生活をしたことがない」、小泉氏の「一週間続けて一緒にいた記憶はありません」といったエピソードに現れるように、基本的に家にいないことが特徴的である父親となることにつながっていると考えられる。

表3 平成の内閣総理大臣の育児観

カテゴリー	サブカテゴリー	エピソード (カッコ内は対象者名)
育児観の要因	性別役割分業観	<ul style="list-style-type: none"> 元旦だけはお膳、男性は高く、女性は少し低く²⁰。(宇野) うちの親父からすると、家族は手足なんです。動いて当たり前²¹。(福田)
	時間の制約	<ul style="list-style-type: none"> 日ごろ僕は家にいないから、「うちのお父さんはインチキお父さんです。海へも山へも連れて行ってくれませんか」というような作文を学校に出したのだから、(中略)ご飯くらいは一緒に食べてやろう、できるだけそうしようというふう努力するようになりましたね²²。(海部) 政治家を父に持てば、プライベートな自分の入学式や運動会なんかはきてもらえないということでした²³。(宮澤) 食事を一緒にするのは週に2、3回だったが、話題はいつも豊富で、かたい話から芸能界のことまで何でも知っていた。父親がいる食卓はいつも楽しかった²⁴。(宮澤) 子供と1週間も一緒に生活をしたことがなかったと思います。小さかった次男の岳が「また来てね」と龍に言ったことに、非常にショックをうけていました²⁵。(橋本) 両親は(幼稚園)学園の行事にはよく来たが、長期で留守にすることが多かった。両親がいないときは、祖母や親戚が面倒を見てくれた²⁶。(小淵) 彼は東京の議員宿舎に泊まって政治活動を続けてきた。息子たちと触れ合う時間も少ないし、離婚によって息子たちは幼くして母親と離れた²⁷。(小泉) 一週間続けて一緒にいた記憶はありません²⁸。(小泉) (長男誕生時について)当時は市民運動をかなりやっていたので、それで忙しかったらしいのですが、真偽のほどは分かりません。友人との宴会で、「源太郎」という名が決まったのですから、飲んでる時間はあったわけ²⁹。(菅)
	妻の考え	<ul style="list-style-type: none"> (妻による食堂の経営について)「お父さんには金銭的に何も心配をかけんような態勢をつくっておかなければ…」というヨシエの考え方から³⁰。(村山)
育児観	社会化	<ul style="list-style-type: none"> 教育哲学は(中略)「知行合一」説だ。(中略)宇野が帰郷すると、必ず母の肩を揉んだ。(中略)百合子や敬子はそれを見て育つ。今度は2人が、東京から疲れて帰ってくる宇野の背に回る³¹。(宇野) かなり、しつけの面では厳しゅうございましたね³²。(宇野) 親の教育方針は自由放任だけれど、自由には責任が伴うこと、金銭的に独立をしなければいけないことを厳しくしつけられました³³。(宮澤) 政治姿勢はつまらないくらい保守的です。もしかすると、そこでの不満がプライベートでの子どもの教育では違う姿勢をとらせただけかもしれません。非常にラジカルで進歩的なんです³⁴。(宮澤) 外に対しては優しいですが、家族に対しては厳しいですから。僕は親父にもおふくろにも、ときに殴られることもある(後略)³⁵。(福田)

育児観	交流	<ul style="list-style-type: none"> ・家族のことはいっさい夫人まかせだった村山の家族旅行は、「長女の真里さんが中三の時、大阪万博にいったのが最後、もう25年も昔のこと³⁶。(村山) ・(長男が不登校になった際) これまで源太郎の面倒をほとんど見てこなかった分、いま借りを返しておかないと、このあと、もっと大変なことになると。(中略) しばらく「父親」の仕事をしようと決めたらいいのです³⁷。(管)
	ケア	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツなんて替えたことはありませんでした³⁸。(橋本)
	モデル	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなって、仏壇もないので写真だけ飾っているんですが、それを見ながら『私のやっていること間違いじゃないんだよね』『こんな感じでいいんだよね』と³⁹。(橋本) ・優子が幼稚園生のときから、小淵は「跡取りにしたい」といい続け、優子も小学生のころまでは、それに応えてあげたいという気持ちがあったが⁴⁰。(小淵) ・僕という人間にいちばん影響を与えた人は、紛れもなく父親だし、僕にとってそれ以上に大きな存在は、後にも先にもいません⁴¹。(小泉) ・家に毎日いないのに、なんで自分が思っていることをこんなにわかってくれるんだろうっていう、あの瞬間、今でも忘れませんね。(中略) 父親・小泉純一郎はいつか自分が父親になったとしたら、真似したいと思います⁴²。(小泉)
	妻へのサポート	<ul style="list-style-type: none"> ・1年の3分の2は、いわば母子家庭にあった。(中略) 議員活動のためである⁴³。(宇野) ・妻・智恵子は私の43年の政治生活の最大の功労者であり、犠牲者でもあった。横浜のごく普通の家庭に育った妻は私が選挙に出ると、4歳と生後6ヶ月の幼子を抱え全く縁も友人もない石川県に来て選挙に飛び回る羽目になった⁴⁴。(森)
	子どもへの愛情	<ul style="list-style-type: none"> ・「のり子ゆり子ひろ子よ 晩夏 わが寝言」⁴⁵。(宇野) ・子供の記録をひとりずつ、テープにとり始めたのです(中略) 1回10分くらいの録音は私が20歳の頃までつづきました⁴⁶。(小淵) ・父親・小泉純一郎として惜しめない愛情を注ぐところ。そのお陰で自信がたし、自己肯定感につながった⁴⁷。(小泉)

そして、[妻の考え]については、「父親の家事・育児参加には妻の考えかたも反映している」とする、妻のゲートキーピング説(石井、2013、149頁)の観点によるものである。これは、村山氏の妻が夫の政治活動を支える意志で食堂を経営していたことに現れているように、対象者の育児が限定的で済むように、妻が親としての役割を引き受けていたと考えられる。これには、妻自身も性別役割分業観が支配的な社会背景の影響を受けていたとも考えられる。

2) 平成の総理大臣の育児観

父親の育児観には、親役割に関する育児観を捉える視点も提示されている(山瀬、2008)。親役割には、子どもの生活費を稼ぐ「扶養」、社会規範を伝える「社会化」、遊び相手や相談相手になる「交流」、食事や沐浴など子どもが自分でできないことを援助する「ケア」の4つがあり、従来の父親は扶養と社会化の担い手、母親は交流とケアの担い手であると考えられてきたが、4つの親行動を平等に分ち合うことは可能であるとされている(船橋、2006)。

本研究における【育児観】のサブカテゴリーとしては、[社会化]、[交流]、[ケア]が抽出され、それに加えて[モデル]、[妻へのサポート]、「子どもへの愛着」が抽出された。[扶養]のサブカテゴリーは抽出されなかったものの、政治家として収入を得ることによる[扶養]の比重は大きいと考えられる。そして、子どもと接触する時間は少ないながら、宇野氏や宮澤氏のように子どものしつけという[社会化]についての育児観も抽出された。一方で、[交流]と[ケア]としては、一緒にいる時間の少なさからか、育児観の乏しさを表すエピソードが抽出された。本研

究の対象者も、[扶養]と[社会化]という、「従来の父親」を体現しているといえる。

また、子どもにとっての[モデル]という点では、表2からは、15人の対象者のうち6人が政治家となっていた。ここからは、政治家としての[モデル]を担っていたことが考えられる。ただし、政治家の子どもが政治家になることは、資金面や後援会等で有利であり、一部の利益だけを代表するような集団への利益誘導(飯田ら、2010)といったことに現れる世襲議員の問題もはらんでいる。これは、「政治家としてのモデル」がもたらす弊害として別途検討すべき課題である。また、[モデル]は、政治家としての父親に限らない。表3の橋本氏のエピソードからは、子どもにとっての指針となるモデルを果たしているとも考えられる。

そして、妻の負担軽減のための「サポート」(岡田ら、2018)という観点からは、単に子どもの世話だけでない、妻の支援も含む広義の育児観があると考えられる。しかし、本研究で抽出された[妻へのサポート]のサブカテゴリーでは、[妻へのサポート]が欠如していると考えられるエピソードが抽出された。森氏の妻が育児に加えて選挙活動も行っていたように、対象者から[妻へのサポート]ではなく、妻による政治活動のサポートを対象者自身が受けるという逆の姿である。宇野氏の短歌には単身生活の中での子どもへの思いが現れているが、その子どもの育児を「母子家庭」のように一身に背負っていたのは妻であった。

また、[子どもへの愛情]については、桑名ら(2006)も「愛情」を父親の役割の一つとしている。本研究においても、[時間の制約]がありながらも、子どもに対しての愛情を示し、子ども自身もそれを受け止めていることによるエピソードであった。

以上より、対象者の育児観は[扶養]、[社会化]、[モデル]、[子どもへの愛情]はあったものの、[交流]、[ケア]、[妻へのサポート]が欠如する限定的な育児観であることが明らかとなった。ただし、表3の育児観のエピソードからは、限定的であっても、父親の姿は一様ではないことがわかる。海部氏のように、子どもの作文を通して父子の時間の少なさを実感するケース、福田氏のように厳格な育児、子どもの不登校に直面して父親としての役割を見出した管氏のようなケースもあった。限定的な育児観にあっても、葛藤をもちながらも父親としての役割を担っていた側面もあると思われる。

3) 平成の総理大臣の育児観からみた課題

現在の日本においても、依然として育児が母親に偏重しており、その背景にあるのが父親の性別役割分業観と時間による制限である。内閣総理大臣は、そのような日本の父親の特徴を体現していたことが本研究で明らかとなった。限定的な育児観を背景として、国会で活動をする中で父親支援策の政策形成にも関与してきたといえる。その上で、国会議員から選ばれ、内閣を代表する総理大臣となっており、その限定的な育児観は、父親支援の政策の結果としての日本の父親の現状の家事・育児関連時間の少なさや育児休業取得率の低さ、国会における父親の育児観に対する認識の低さにも現れていることも考えられる。

しかし、父親支援の政策形成過程のアクターである内閣総理大臣が、性別役割分業観に影響を受け、それを体現してきたことには課題が残る。限定的な育児観を担う生活からは、父親も平等に育児を行うという意識は生じにくいと考えられる。[ケア]の育児観に通じる、オムツ交換や寝かしつけといった「世話役割」を父親が行うようになるには、「父親と子どもが2人きりにな

る時間」をもつことが重要な契機としている（庭野、2007）。その点では、[時間の制約]がある国会議員は、[ケア]の育児観を抱く契機を職業の特性として持ちにくいといえる。

一方で、国会議員が当事者性をもって取り組むことで政策課題が前進することもある。例えば、2021年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」は、自らも医療的ケア児の子どもをもつ野田議員も中心メンバーの一人として成立を目指してきた議員立法である。そういった取り組みは、「政治活動と子育てを両立し、様々な苦労の経験が、少子化問題への取り組みや選択的夫婦別姓の推進に向かわせ」（中島、2019）ているともいわれている。父親の育児においても、積極的に担うことにより、母親への育児の負担の偏重や仕事との両立等の課題を経験する機会になると思われる。その経験が、政策課題としての父親の育児への注目や父親の育児休業取得率の向上に現れるような父親支援策の推進に寄与する可能性があるとも考えられる。

4. おわりに

本研究では、日本の父親役割の現状や国会での父親の育児観に対する認識の低さを背景として、平成の内閣総理大臣の育児観の状況と課題を明らかにした。それは、性別役割分業観や国会議員の活動による時間的制約等を背景とした、扶養、社会化やモデルといった限定的な育児観であり、交流やケア、妻へのサポートといったことへの育児観の欠如であった。そして、それを支える妻の存在があり、妻自身も性別役割分業観を背景としているものと考えられた。本研究の限界は、平成の総理大臣の過去における育児観に限定していること、公表資料のみに基づいた分析であったことであり、国会議員の育児観に一般化することは困難である。今後は、育児期にある国会議員の育児観の実態や父親支援策の政策形成に及ぼす影響等の調査研究の検討も必要と考える。

注記

- 1 厚生労働省『令和2年度雇用均等基本調査』
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r02/03.pdf>（2021年10月1日参照）
- 2 朝日新聞『小泉氏、男性閣僚初の育休へ』、2020年1月16日、34頁。
- 3 朝日新聞『政治の女性活躍 阻むのは』、2021年7月27日、4頁。
- 4 柚木弘志、沼田大介『宇野宗佑・全人像』行研出版局、1988年、292-299頁。
- 5 海部俊樹『海部俊樹回想録：自我作古』樹林舎、2015年、222-223頁。
- 6 清宮龍『宮沢喜一・全人像』行研出版局、1992、323 - 325頁。
- 7 細川護熙『明日はごさなくそうろう：リーダーの条件』ダイヤモンド社、1991、7頁、16頁、28頁。
- 8 島野恵次郎『羽田孜・全人像』行研出版局、1994、74頁、408 - 409頁。
- 9 篠宮良幸『庶民宰相村山富市：とんちゃん雲にのる』泰流社、1994、68頁、71頁。
高下宗秀『兄・村山富市』ぶれいんぐMUNE、1994、47頁。

- 10 橋本久美子『夫橋本龍太郎：もう一度「龍」と呼ばせて』産経新聞出版、2007、195 頁。
- 11 後藤謙次『小淵恵三・全人像』行研出版局、1991、342-344 頁。
第一子の誕生年月日は下記を参照した。
小淵暁子『父のぬくもり』扶桑社、2001、120 頁。
- 12 森喜朗『私の履歴書：森喜朗回顧録』日本経済新聞出版社、2013、283-286 頁。
- 13 読売新聞「情熱の人、小泉・自民党総裁」2001 年 4 月 25 日、11 頁。
第一子の誕生年月日は下記を参照した。
『イザワオフィス 所属アーティスト小泉孝太郎』
<https://izawaoffice.jp/artist/koizumi.php>（検索日 2021 年 10 月 23 日）
- 14 スポーツニッポン「新ファーストレディは 1 メートル 70 の大和なでしこ」2007 年 9 月 24 日 20 頁。
第一子の誕生年月日は下記を参照した。
『福田達夫 Official site』<https://tatsuo-f.jp/>（検索日 2021 年 10 月 23 日）
- 15 鈴木宏尚「麻生太郎－『経済通首相』の不運と誤算－」『平成の宰相たち』ミネルヴァ書房、2021、307-309 頁。
- 16 北海道新聞社『鳩山由紀夫事典』北海道新聞社、2009、129-130 頁。
- 17 管伸子『あなたが総理になって、いったい日本の何が変わるの』幻冬舎、2010、56 頁。
五百旗頭真、伊藤元重、薬師寺克行『菅直人 市民運動から政治闘争へ』朝日新聞出版、2008、307 頁。
- 18 松下政経塾『素志貫徹：内閣総理大臣野田佳彦の軌跡』国政情報センター、2012、26 頁、99 頁。
- 19 政府統計の窓口（e-Stat）、人口動態調査（厚生労働省）「出生順位別にみた年次別父の平均年齢」
- 20 岩見隆夫『総理の娘：知られざる権力者の素顔』原書房、2010、165 頁。
- 21 田崎史郎、『小泉進次郎と福田達夫』文芸春秋、2017、46 頁。
- 22 豊田行二『海部俊樹・全人像』行研出版局、1991、245 頁。
- 23 岩見隆夫、前掲書、192 頁。
- 24 岩見隆夫、前掲書、192 頁。
- 25 橋本久美子、前掲書、63-64 頁。
- 26 岩見隆夫、前掲書、270 頁。
- 27 常井健一『小泉純一郎独白』文芸春秋、2016、243 頁。
- 28 村上雅子「本格派俳優へ脱皮中！父・純一郎とは、遠距離恋愛中の恋人です」『婦人公論』92 巻 12 号、2007 年、131 頁。
- 29 管伸子、前掲書、117 頁。
- 30 岩見隆夫、前掲書、229-230 頁。
- 31 柚木弘志、沼田大介、前掲書、124 頁。
- 32 岩見隆夫、前掲書、163 頁。
- 33 岩見隆夫、前掲書、192 頁。

- 34 岩見隆夫、前掲書、207 頁。
- 35 田崎史郎、前掲書、57 頁。
- 36 篠宮良幸、前掲書、74 頁。
- 37 管伸子、前掲書、141 頁。
- 38 橋本久美子、前掲書、63-64 頁。
- 39 岩見隆夫、前掲書、237 頁。
- 40 岩見隆夫、前掲書、290 頁。
- 41 村上雅子、前掲書、130 頁。
- 42 田崎史郎、前掲書、55 頁。
- 43 柚木弘志、沼田大介、前掲書、124 頁。
- 44 森喜朗、前掲書、276 頁。
- 45 柚木弘志、沼田大介、前掲書、140 頁。
国会議員になる前、妻子と離れた東京での秘書生活を詠んだ俳句である。
- 46 小淵暁子、前掲書、95 頁。
- 47 田崎史郎、前掲書、54 頁。

引用文献

- 船橋恵子『育児のジェンダーポリティクス』勁草書房、2006、200-201 頁。
- 冬木春子「少子化対策における『父親支援策』」『静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学篇)』57号、2007、91-106 頁。
- 飯田健、上田路子、松林哲也「世襲議員の実証分析」『選挙研究』26 卷 2 号、2010、12 頁。
- 石井クンツ昌子『「育メン」現象の社会学』ミネルヴァ書房、2013、134 頁、149 頁。
- 桑名行雄、桑名佳代子「1 歳 6 ヶ月児をもつ父親の育児ストレス」『こころの健康』21 卷 1 号、2006、42-54 頁。
- 三浦まり「政治家というキャリア：議員職のジェンダー分析」『日本労働研究雑誌』62 卷 9 号、2020、89-97 頁。
- 宮城大蔵「小淵恵三ー『凡人宰相』の非凡さー」『平成の宰相たち』ミネルヴァ書房、2021、150-151 頁。
- 内閣府『平成 16 年版 少子化社会白書』2004、182 頁。
- 内閣府男女共同参画局『令和 3 年版 男女共同参画白書』2021 年、39 頁、111 頁。
- 中島岳志『自民党 価値とリスクのマトリクス』スタンド・ブックス、2019、212 頁。
- 庭野晃子「父親が子どもの『世話役割』へ移行する過程」『家族社会学研究』18 卷 2 号、2007、103-114 頁。
- 岡田麻代、西村香織、村田美代子「父親役割の概念分析」『母性衛生』59 卷 2 号、2018、398-405 頁。
- 多賀太「性別役割分業が否定される中での父親役割」『フォーラム現代社会学』4 卷、2005 年、48-56 頁。

多喜代健吾、北宮千秋「父親の育児参加への育児参加要因およびソーシャルサポートの影響」『日本看護研究学会雑誌』42巻4号、2019年、763-773頁。

山瀬範子「父親の育児参加に関する一考察：育児観との関連を中心に」『九州教育社会学会研究紀要』1号、2008、53-64ページ。

青野篤子・田口久美子・沼田あや子・五十嵐元子 [編著] 『女性の生きづらさとジェンダー「片隅」の言葉と向き合う心理学』

有斐閣、2021年11月、346頁

川 島 典 子
(福知山公立大学)

本書は、「女性の生きづらさ」について、第1部「子どもの生活とジェンダー」、第2部「青年期をめぐるジェンダー」、第3部「家族・子育てをめぐるジェンダー」、第4部「社会のなかで生き抜く女性たち」の4部構成で、女性が経る人生の過程に応じて論じた良書である。

心理科学研究会ジェンダー部会の研究結果に基づき書かれている学術書であると同時に、読みやすい文体で現場の実態があぶりだされているため、一般書としても読みごたえがある。

各章の末尾に用語解説の欄があり、章ごとに関連書籍を紹介した「ブックガイド」が掲載されているなど、編集上の工夫もなされていた。用語解説でとりあげられたキーワードの1部は、本の帯にも刷られており、本書の肝が一目でわかる。ステップファミリー、ヤングケアラー、新・性別役割分業、デートDV、マイノリティ、育児休業、子育ての社会化、発達障害、派遣労働、女性の歴史など、帯のキーワードを読むだけでも興味をそそられる。

以下、目次に沿って概要を述べた上で、私見を述べてみたい。まず、「子どもたちが自分で主体的に考えて行動することや自分と相手を大事にできる大人になっていくことが今の学校のしくみや家庭、社会的文化環境においていかに難しいかを考える」第1部では、第1章で、女性に多い摂食障害や親子関係などに悩む「子どもたちの生活実態とジェンダー」に関し、病院や学校のカウンセリングの現場からみえてくる子どもたちの生活実態を通して書かれている。ステップファミリー、ヤングケアラーなど現代の大きな課題がとりあげられていた。

しかし、筆者の心に最もヒットしたのは、家族の生活のなかで、従来の「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業に代わって「男は仕事、女は家庭と仕事」という「新・性別役割分業」が生まれているということだった。

女子少年院の現実などについて書かれた第2章「はじき出された少女たち—少年院の女性少年から見える世界とは」では、女子犯罪の現状や、その背後にある社会問題があぶりだされている。

社会福祉学を専門とする筆者は、大学2年生の夏、見学実習で初めて男子少年院を訪れ、雷に打たれた。そこには、更生を終えたごく普通の少年がいたからだ。なぜ、こんな普通の子どもたちが犯罪を犯したのか？という強い疑問が相談援助職を目指すきっかけになり、最終的には彼らの背景にある家族や社会の問題を解決するために新聞記者を目指す動機になった。やがて、在阪全国紙の社会部記者になってから後、今度は司法記者クラブの検察庁の研修で女子少年院を訪れ、同様の感想を感じた。今も昔も課題は変わらない。この章では、個人—家族—社会—のはざままで苦しむ少女たちが犯罪に追いこまれる背景が、「育った家庭で培われる女性観」を背景に書

かれていて興味深い。

「自分らしさを求めるなかで女性性・男性性というジェンダーとの葛藤が避けられない青年期の問題」を扱う第2部では、「女子大学生の過去・現在・未来」「デートDV」「性的マイノリティ」などの女性をとりまく今日的な課題が、現場の現状だけでなく、青年心理学の研究成果や、学術的調査の結果も絡めて論じられている。心理学の観点から「女性の生きづらさ」を考える際、第2部の「青年期」は、最も心理学の面目躍如であるかのような気もする。

しかしながら、だからこそ、既に語り尽くされているという既視感が否めなかったのは残念であった。論文や新書には、常にオリジナリティが求められるのではないか。設問の設定や調査の妥当性および考察の客観性にも課題が残る。ただ、第3章の筆者が、本書の執筆陣のなかで唯一、男性であったことは喜ばしい。逆に、もっと、男性の筆者がいても良かったのではないだろうか。

次に、「今なお女性に大きな負担が強いられている子育ての現状と問題点について保育をする側と親の側からも考える」第3部では、最初に第6章「育児休業の光と影—母親に取得が偏る実情が物語るもの—」で、働く親の負担を軽減するかにみえる育児休業制度が現実にはワンオペ育児を推奨する側面を有していることなどを指摘している。

日本の育児休暇取得率は母親でも100%ではなく、父親に至っては先進国中最下位の取得率であることが問題になっているが、実はOECD加盟国中、日本の育児休業制度は父親にとって最も恵まれたものであるという。それにも関わらず、父親の育児休暇取得率は相変わらず低く、「名ばかり育児」「取るだけ育休」や男性の7割が2週間未満しか育児休暇を取得していない現状も報告されている。また、母親であっても非正規雇用者は休業給付の保障が受けにくいことから休業の恩恵を受けにくく、パートタイム労働者の多くが出産前後に退職を余儀なくされている実態にもふれられていた。

その他、第7章では「子どもを預ける 子どもを預かる—女性の仕事の格差と葛藤」に関する論考が、第8章では「母親の人生は誰のものか—障害児を育てる母親の語りから」について述べられている。

最後に、第4部は、「日々の生活や仕事、運動のなかで女性たちがどのような葛藤を抱え、他者との関係や社会との関係でどのように自分を位置づけるかを考える」ために編まれていた。まず、第10章は、「女性が女性を支援すること—支援される者との対等な関係は成立可能か」というタイトルで書かれている。本章では、フロイトの精神分析にはじまり、クライアント中心療法、フェミニストカウンセリング、オープンダイアログによるリフレクティング・プロセスなど、課題を解決する心理学の手法が紹介されている。

専門職の女性が私的感情を排し、プロとしてニュートラルにクライアントに接することの困難さについて書かれた部分より、むしろ古くて新しい心理学の手法について言及した部分の方が重要であったように思う。今までの章で、生きづらさをかかえる女性の諸相が各年代、各アプローチからあぶり出されるなかで、現状を報告するだけでなく、何か心理学的解決方法の提示はないのか?というコンフリクトを内包してしまった筆者の葛藤が、この章で解消された。

第11章「女性と非正規雇用—派遣労働に着目して—」では、非正規雇用のうち派遣労働に着目し、女性の労働に埋め込まれたジェンダーを明らかにしている。第12章「となりにいるフェミニストたち—the personal is political のいま」では、「社会を変えていこうと思う女性たちは、

どのような経験を経て女性同士の連帯を可能にしていくのか」という命題を質的調査法の1つであるTEMという手法により、「社会の出来事や人との出会いと自身の人生の分岐点・到達点を描き出す」ことによって明らかにしている。正直、筆者は、フェミニズムという言葉は好きではないが、学術的には、この章が最も興味深かった。

さらに、最終章の13章「戦争と平和と女性—被ばく女性のライフストーリー」では、広島や長崎での被ばく経験や第二次被ばくの経験を後世に伝えることの意味と、そこから我々が何を受けとめるかを考察している。果たして最終章が、この章で良かったのか？という章の配列上の疑問は残るものの、実際の体験に裏打ちされた経験談にはひきこまれた。

「女性の生きづらさというテーマには、ジェンダーの視点が埋め込まれている」という観点から本書は編まれたという。そして、「人々の内面をそれぞれが置かれた状況で生きている『社会で生活する』人間の心理として、量的調査ではなく質的調査によってあぶり出す」ことと、「読者がジェンダー問題を自分のこととしてとらえ、生きづらさが自分だけの問題ではなく、社会とのつながりのなかで生じていることへの気づきの契機となることを目指す」ことなどに主眼を置いて企画された書でもある。「心理学の質的研究としての入門書」にしようと考えたというだけあって、各章の質的調査法に関しては、バラエティに富んでいた。

だが、一般の読者を意識しすぎて、果たして学術書なのか一般書なのかよくわからなくなってしまっている点には恨みが残る。もう少し、学術的な章が多くあっても良かったのではないだろうか。

いずれにしても、心理学分野でジェンダーに関する問題に取り組む研究者たちが、女性の様々な実態を実践場面の語りや、インタビュー、対話、聞き取り調査などから拾いあげることによって実践と研究の双方から議論し、女性の生活実態や意識を具体的な問題や事例を通して社会的・歴史的な視点から論じた本書の意義は大きい。

また、量的調査法による数的エビデンスに偏りがちであるという心理学の分野において、生きづらさをかかえる女性たちの数字では捉えることのできない埋もれた「語り」に、ただただ耳を傾ける質的調査法によって編まれた書であるという点においても意義がある。

河野銀子・小川真理子〔編著〕、横山美和・大坪久子・大濱慶子・財部香枝〔著〕 『女性研究者支援政策の国際比較－日本の現状と課題』

明石書店、2021年12月、207頁

西 尾 亜希子
(武庫川女子大学)

文部科学省のホームページで競争的研究費一覧（令和3年12月現在）を確認すると、「科研費（科学研究費助成事業）」を筆頭に「創発的研究支援事業」、「戦略的創造研究推進事業」など医療、気候変動、防災等に関わる競争的研究費が並ぶ。また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）のホームページを見ると、科学技術イノベーション創出基盤構築事業とあり、科学技術人材育成費補助事業として、実施中のプログラムが並ぶ。勤務する大学や独立行政法人等、組織によっても異なるのだろうが、一方では教育の質の担保が迫られ、一方では個人はいうまでもなく、組織を挙げて競争的研究費を獲得するようプレッシャーがかかり、かなり疲れ気味という研究者も多いだろう。学術界さらには社会の大きな課題として日本の女性研究者支援について考える余裕がなくなっている私たちに、女性研究者支援施策の現状と課題について、目が覚めるような各国のデータと関係者へのインタビュー結果を示し、望ましい女性研究者支援のあり方を示しているのが本書である。

日本政府は、さまざまな男女共同参画推進策を打ち出し、2006年からは科学技術分野の女性研究者を増加させる政策も本格的に始めた。その背景には、科学技術分野におけるジェンダー平等やダイバーシティ推進、さらにはイノベーションを起こすことによって、地球規模の環境の変化にも対応可能な社会を構築していく上で女性の増加が不可欠ことがある。それにもかかわらず、女性研究者の割合は依然として2割に満たず、OECD諸国において最低に留まり続けている。さらに深刻なことに、2006年から現在まで女性研究者支援事業は続いているものの、女性研究者の年平均増加率（CAGR）は低下しているという。本書は、このような日本の現状を打破すべく、米国、欧州連合（以下、EUとする）、中国における科学技術分野の女性研究者の実態と支援政策を鑑として、より望ましい女性研究者支援策のあり方を探る。総勢6名による共同研究（科研費16H03324：2016-2018年）をまとめたものだが、研究の発端は15年前にさかのぼるという。国内外の女性研究者の実態に関わる情報の量と質、そして導き出された解に、研究の重みを感じずにはいられない一冊である。

構成は「第I部 科学技術政策とジェンダーの国際比較」と「第II部 質的調査から探る政策立案の背景」から成る。具体的には、第I部では米国、EU、中国、そして日本の女性研究者の実態と女性研究者支援策の現状と課題を取り上げ、第II部では米国、中国、日本で実施された関係者へのインタビューや独自に入手された口述史を通じて、政策立案に至る過程を振り返る。それぞれ第I部と第II部の後には「まとめ」があり、議論のポイントを理解しやすくする工夫が施

されている。紙幅の関係上、各部における議論のポイントはこの「まとめ」を参照されたい。ここでは、「まとめ」をもとに評者が特に重要と捉えた点について記す。

まずは、第Ⅰ部全体を通じて再三指摘されるのは日本の研究者全体に占める女性割合の低さとジェンダー統計の不足である。例えば序章では、研究者の多くは、大学（約33万人）ではなく、企業（約56万人）に勤務していることから、企業での女性の雇用が進まない研究者全体に占める女性の割合が改善しないことが指摘されている。そして、その必然としてもっと企業における女性研究者の実態に目を向けることの重要性が示唆される。また、米国、EU、中国では政策立案や実態把握の基礎として女性研究者の全貌を捉えるための統計が取られはじめて久しいが、日本ではそのような統計や政策に関わる理論も脆弱であるという。その背景には、日本は政策の立案や実施に関わる各アクターの現状を変えようとする「本気度」が欠けることや、実力のある女性が権威ある科学研究機関や巨大プロジェクトの長に起用されることがまずないこともあるという。これでは女性研究者を増やすことも、科学研究のあり方や組織文化に大きな変化をもたらすことも難しい。一方、このような日本と明らかに対照的なのは、中国である。女性研究者は、文化大革命期や婦女回家論の影響を陰に陽に受けながらも、活躍が目覚ましい。中国では、ジェンダーに関係なく、イノベーションの担い手を科学技術人的資源と捉えようというOECDを中心にした捉え方に呼応して研究環境が整えられる中、一人っ子政策の影響もあって高い教育を享受した若い女性たちが研究の第一線で活躍している。言語的な制約や入手可能な統計などの制約もあり、国際比較といっても実際には対象となる国に限られる中で、中国の研究者や研究者支援政策の実態を明らかにしている点は、本書の大きな特徴である。

第Ⅱ部では米国における女性科学者の実態と支援政策に関わる口述史資料や、米国、中国、日本の女性研究者支援の関係者へのインタビュー等による質的データをもとに、科学技術政策とジェンダーの諸相について捉えている。米国においてはアフーマティブ・アクションや第Ⅰ部でも紹介されているパイプライン理論に基づく政策等の問題があり、科学技術分野におけるジェンダー平等が進まない実態を指摘している。中国においては理系分野を選択する女子学生が多い反面、女性ゆえに就職活動において苦勞するため、女性の高学歴化が著しいことや、女性教員の多い分野においては男性のみを新規採用してジェンダー平等を図っている実態が示されている。日本については3人の女性研究者の軌跡をたどりながら、世界の女性研究者らとのネットワークを活用して、女性研究者問題の解決に取り組んできたことが今日につながっていることを示している。そして、そこからは各国が直面する問題やそれへのアプローチは異なるものの、国内外の女性研究者らがつながり、科学技術分野におけるジェンダー主流化を絶えることなく推し進めてきたことがわかる。

後進のためにも社会のためにも、日本の女性研究者にはジェンダー主流化に向けて一層の努力が求められていること、そしてそれを後押しする「本気」のアクターの発掘や実力のある女性の要職への起用が決定的に重要であることを、本書は気づかせてくれる。

富士谷あつ子／新川達郎 [編著]

『フランスに学ぶジェンダー平等の推進と日本のこれから—パリテ法制定20周年をこえて』

明石書店、2022年1月、316頁

進 藤 久美子
(東洋英和女学院大学名誉教授)

21世紀に入り、ここ20年間女性の政治的代表的低さが日本のジェンダー平等の枷となり続けている。世界経済フォーラム（WEF）が7月13日に発表した日本のジェンダー平等達成率は65.0%で、世界146カ国中116位とジェンダー平等後進国を甘んじている。こうした状況を背景に、本書編者の一人富士谷あつ子が2019年にジェンダー平等推進機構をたちあげ、同機構が翌20年に京都で国際フォーラム「フランスに学ぶパリテ法の成果と課題」を開催した。本書は、その成果をもとにしたものである。

列国議会連盟（IPU）によると、フランス国民議会の女性議員比率はパリテ法の制定された2000年段階で10.9%だった。この割合は同年日本の衆院女性議員割合7.3%と大差ない。しかしフランスではこの20年間にパリテ法の改正をくりかえし国民議会にとどまらず、上院、ヨーロッパ議会、地方選挙でも女性議員が激増し、この6月の国民議会選挙では女性議員比率が37.26%に達した。はたして候補者男女均等法を軸に日本でも、フランスの例にならって女性の意思決定の場への増加を期待できるのか。日本と異質の政治文化を持つフランスの経験の何を、どのように学ぶことができるか。本書はそうした視座から、フランスにとどまらずアジア、アフリカの事例との比較検証がなされ、さらに日本固有の政治文化のなかでジェンダー平等の模索がどのようになされているのか、さまざまな社会的諸相に焦点をあて検証している。

そのため本書は、第Ⅰ部「日本におけるジェンダー不平等の克服へ」、第Ⅱ部「フランスにおけるパリテ法の成果と課題」、第Ⅲ部「パリテ法との対比にみる各国の政治分野の男女共同参画」、第Ⅳ部「日本への提言：日本からの提言」の4部、18章構成の大作となっている。ここではその全容を逐一紹介することは紙数の関係で難しいので、本書のもととなった第Ⅱ部を軸に全体の流れを跡付けるにとどめたい。

第Ⅰ部は本書の導入部にあたる。ジェンダー平等後進国日本社会の現状が、第1章「少子高齢社会におけるジェンダー格差克服をめざして」で、少子高齢化がもたらすジェンダー格差の問題点と克服の道筋について、雇用慣習、社会福祉、メディアの役割など多様な視座から分析、提示されている。さらに第2章「政治分野における女性参画の推進」では、ジェンダー平等後進国からの脱却の模索が政党の女性政策と地方自治体の取り組みを軸に、どのようになされているか詳述している。

本書の主軸となる第Ⅱ部では、まず、1970年代初頭に世界を席捲した第二波フェミニズム運動がフランス社会でどのような論争と運動に発展したか、パリテ法の成立の思想的背景が第1章

「フランスのフェミニズムの流れーパリテ法との関連において」で検証されている。第2章は、パリ・ナンテール大学教授のステファニー・エネット＝ヴォーシュ教授とソルボンヌ法律学校教授のディアンヌ・ロマン教授が先の2020年京都フォーラムで発表した「対談：フランスにおけるパリテ法の制定過程と成果」である。同時代を活躍する二人のフェミニスト法学者のこの対談は圧巻である。普遍主義の政治文化を持つフランスで、どのような論争と運動をとおしてパリテのための憲法修正とパリテ法の制定を繰り返し、単に女性の政治的代表にとどまらず経済的・社会的な実質的ジェンダー・パリテを達成していったか、その軌跡が詳細に語られる。パリテを達成するためには「強い政治的意図が重要」とするヴォーシュ教授の日本への提言は止目に値する。

第3章「フランスにおけるパリテ法の継承ー「数字」は表象的革命をもたらしたか」は、パリテ概念の歴史的経緯とパリテの仕組みが簡明に語られ、男女平等だけではなく政治の「透明性と権力の民主化」をもたらすパリテの導入を日本政治にとり入れる「勇気」が必要と強調する。第4章「法律から実質へ：フランスの実生活における女性と男性の平等ーフランス外交官の視点からー」は、京都フランス総領事のジュール・イルマン氏の京都フォーラムでの発表をもとにしたものである。家父長制の伝統の強いフランスでパリテ法の導入によって、単に制度としての男女平等ではなく、フランス人の意識・生活のスタイルが変わっていった状況を市井の立場から敷衍され興味深い。

第5章「過度期におけるジェンダー平等戦略ーパリテ法をめぐる議論を通じてー」では、戦後国際社会におけるジェンダー平等の進展と日本の現状が重層的に比較検証され、さらにポストモダンへの過度期におけるパリテ論争と実践は、近代的価値からさまざまな属性を持つ個人の包括的人権の擁護への道程と位置付ける。第6章「フランスにおける女性の就業とケアの外部化ー在宅保育・介護を中心にー」では、ヨーロッパでも高い出生率を維持し、女性の就業率の高いフランスにおける保育・介護などの家庭役割の担い手を実証的に検証している。

第Ⅲ部は、フランスとは異なり、近代化に伴ってジェンダー平等を模索するアジア、アフリカの国の事例を紹介している。まずアジア地域ではパキスタン、バングラデッシュ、韓国、アフリカ大陸ではセネガルの女性の政治参画がとりあげられた。日本のジェンダー研究は欧米諸国をモデルとしてきたため、これらの国々がどのように女性の政治参画の増加を模索しているか、本書の情報は貴重である。列国議会連盟に加盟しているパキスタン、バングラデッシュ、韓国の下院の女性議員割合は、2022年7月時点でそれぞれ20.5%、20.9%、17.6%と、すでに日本の衆院女性議員割合の倍以上に達している。

第Ⅳ部では、男女雇用機会均等法（1985年）、男女共同参画社会基本法（1999年）、候補者男女均等法（2018年）などジェンダー平等の制度的側面が先行する日本が抱えるジェンダー問題を①ヤング・ケアラー、②学校教育における主権者教育、③生涯教育、④京都を事例にみる地域住民と学校の連携教育、⑤ソーシャル・キャピタルとしてのシニアの市民活動の五つの視座から分析し、実質的なジェンダー平等を達成するための方途が模索されている。そして最後に、それらのジェンダー問題の背後にある日本固有のジェンダー観が、明治近代化の作り上げた「家」制度がもたらす徹底した男尊女卑のジェンダー観と前近代社会の女性の社会的活動をも許容する「緩やかな」ジェンダー観の二様の歴史的産物であることが説かれる。

中国ジェンダー研究会 [編] 『中国の娯楽とジェンダー 女が変える／女が変わる』

勉誠出版、2022年3月、236頁

佐々木 正 徳
(立教大学)

娯楽とは何のために存在するのであろうか。本書は娯楽を「民衆に安らぎや生きる活力をもたらす役割を果たすとともに、宗教や習俗、商業の諸活動と結びつき、性別や階級で区分され、政治や支配層の体制維持の機能も」担うために「時代の相を映し出す鏡」であり、かつ「学業や労働と対置される余暇を使った活動と解釈され、私的領域と深く結びついている」(4頁)と述べる。人生に不可欠なものであり、社会を理解する上でも重要な役割を果たすものでありながら、それに見合うほどの注目を得ているように思えないのはまさにジェンダーと同様であろうか。本書は娯楽とジェンダーという、ともに私的領域と深く結びついているものに注目し、娯楽をジェンダーの視座から読み解くものである。

本書は三部構成である。まず、「I 発信・享受する娯楽」では大衆メディアを発信する側と享受する側の双方に焦点を当てる。「男装するモダンガール」(菅原慶乃)では、1931～37年に刊行されていた女性向け雑誌『玲瓏』にみられる男装する女性たちの肖像を手掛かりに、作り手と受け手の関係をコンヴァージェンス・カルチャーとしてとらえ、当時の女性観客の可視化を試みている。「女性冒険家とラジオ放送」(井口淳子)では、1936年以降の上海のラジオ放送で活躍したクロード・リヴィエールの人生を追うことで、娯楽が「民衆に安らぎや生きる活力をもたらす」様子を描出する。「上海租界のフランス語新聞が報じた中国映画とスターたち」(趙怡)は、フランス租界で発行されていた『ル・ジュルナル・ド・シャンハイ』に掲載された記事をもとに、中国映画が黎明期から1930年代の黄金期を経て大衆に消費される時代に入っていく過程と、同紙のスターへの記事に見られる「同じ人間としての共感と尊重」を明らかにする。『『今代婦女』(江上幸子)は、人々に「忘れられて」きた雑誌『今代婦女』が、モダンな女性表象を活用していた同時期の雑誌『良友』に比して、近代家族や良妻賢母主義との葛藤といった同時代を生きる女性の現実生活や直面する課題に関心を払っていたことを明らかにする。「つながる女性たち」(須藤瑞代)は、孤島期<1937-41>に上海で刊行された雑誌『上海婦女』の記事と関連する集まりを紹介することで、当時の女性たちの「つながり」への渴望を描き出している。「東北農村の『小喇叭』」(横山政子)は大躍進期<1958-60>に政治的宣伝、労働の規律化・模範化を推進するために農村地帯に導入された有線放送が、そこに住む人々に肯定的に受け入れられ、政治の私的空間への侵入に大きな役割を果たしたことが示唆される。

第I部を通して、現代と同様のジェンダー問題が20世紀前半の上海ですでに生じていたことに気づかされるとともに、(逆に言うと)現在に至るまで未解決であるという現実絶望も覚え

る。一方で、現代の「推し活」や「オフ会」を想起させる営みに、ファンダムの時代と社会を超えた共通性を感じ、心洗われる思いであった。

「Ⅱ 演じる娯楽」では発信者に着目した論考が続く。「上海の少女レビュー・ビジネスの隆盛と衰退」(星野幸代)では、纏足など前近代の風習を批判する近代的眼差しが対置として健康な肉体美という価値観を生じさせ少女たちを取り込んでいく一方で、少女たちはエイジェンシーを行使していたであろうことが示唆される。「上海の白系ロシア人詩人・ダンサー、ラリーサ・アンデルセンの半生」(須佐多恵)は、「白人奴隷」という言葉が生まれるほど厳しい境遇にあった時代の白系ロシア人女性の人生の困難さを描き出している。「姉妹の越劇」(中山文)は、女優だけで演じる越劇の女性たちへの受容のされ方を、当時のスターである姚水娟・袁雪芬・尹桂芳の越劇を取り上げることで明らかにする。通俗的な女性の娯楽と認識されたことがかえって女性の社会的意識の向上に繋がったのではないかとする著者の結論は、女性と社会との関係を考える上で大変示唆に富んでいる。「晋劇史上初の『女老生』」(陳鳳)は、女性として晋劇史上初めて「老生(中高齢の男性役)」を演じた丁果仙が、女性の自立の難しさを訴えつつ積極的に後進の育成に励んでいた様が描かれる。第Ⅱ部で描かれる先人の営みは、いずれも後代の女性たちに勇気と希望をあたえるもので、現代の女性たちの活躍に繋がっている。

「Ⅲ 体験する娯楽」では一般市民の娯楽体験に焦点を当てている。「近代中国における女子スポーツの娯楽化」(游鑑明)では、学校からはじまったスポーツの娯楽化が家庭へと伝わり、比較的体力を消耗しない女子スポーツに男性も参加するようになったことが、伝統社会のジェンダーギャップを改めることとなったと指摘される。「女子学生の団体旅行」(杉本史子)では、1941年に国立北京女子師範学院の学生が参加した日本見学旅行にスポットをあて、学生たちが制約が強い中でも友人と親交を深めながら旅を楽しみ、自分たちなりの意義を見いだしている様子が描かれる。「戦後再生される社交ダンス」(大濱慶子)は、20世紀中国を代表する娯楽の一つである社交ダンスが、一時期の衰退ののち90年代後半のブーム再燃を経て、国民的な娯楽からスポーツ、芸術へと発展していく様が明らかにされる。「中国農村におけるキリスト教とジェンダー」(石川照子)は、宗教を心の安定と充足をもたらすという点で娯楽として捉え、キリスト教が「農村女性たちに喜びを与え、新たな世界を提供」してきたことが描かれている。

以上、各章を概観しただけでもわかるように、本書のいくつかは同時代の出来事や似たテーマを別角度から切り取った論稿である。これにより読者は自然と当時の女性たちの様子を重層的に把握することが可能になる。異なる論者による同時代の論考集というのは類例があるが、それらは(読者に幅広い教養をもたらすという意図のためか)テーマを広く設定しているものがほとんどであるため、特定の地域・時代を広く浅く知ることは適しているが深く理解するという点では限界がある。一方、本書は「中国の娯楽とジェンダー」というより焦点の定まった論集であるため、限界の克服に成功している。しかし、あまりにも重層的な記述のため、短い書評で詳細に語りつくすことは到底かなわない。ぜひ実際に本書を手にとっていただき、当時の女性たちの人生と思いを感じ取っていただきたい。

本書の論稿に触れるたび、昨今の世界情勢と相まってさまざまな思いが頭をよぎる。戦争や侵略、生きることの困難が伴う時代であっても、否、そうした時代だからこそ、娯楽が花開くという人類のアイロニーを感じずにはいられない。人類が平和を手に入れる日が来ることを切に願い、本を閉じる。

日本ジェンダー学会会則

1997年9月13日制定

2012年9月8日一部改正

2022年9月18日一部改正

第1章 総則

第1条 本会は、「日本ジェンダー学会」と称する。

第2条 本会の事務所は、理事会がこれを決定する。

第2章 目的と事業

第3条 本会は、男女平等観に基づき、人間らしい生活の実現をめざして、学際的・国際的なジェンダー研究を行い、もって男女の社会的状況の改善に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、調査・研究等の実施、シンポジウム・講演会・講座などの開催、刊行物などの発行、ネットワークの運営、諸機関・団体への助言などの事業を行う。

第3章 会員

第5条 本会は、正会員および準会員をもって構成される。

2 正会員は、ジェンダーに関する研究及び活動の経験を有するものとする。

3 準会員は、学生などでジェンダーに関する研究及び経験を有するものとする。

第6条 正会員または準会員となろうとするものは、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。

第8条 次の各号に定める会員は、それぞれ年会費として当該各号に定める額を、毎会計年度の当初に納入しなければならない。

一 正会員 10,000円

二 準会員 5,000円

第9条 会員は本会の主催する企画やネットワークに参加し、または本会の刊行物を受け取ることができる。

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合においては、その資格を失う。

一 退会

二 死亡

三 除名

第11条 会員で退会しようとするものは、理事会に退会届を提出しなければならない。

第12条 会長は、会員が次の各号の一に該当する場合においては、理事会の議決を経てこれ

を除名することができる。

- 一 会費を継続して3年以上滞納したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第4章 役員等

第13条 本会に次に掲げる役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 20名以内（会長、副会長を含む）
- 四 監事 2名

第14条 理事及び監事は、総会で正会員の中から選任する。準会員の代表者を理事に加えることもできる。

- 2 会長は、理事会が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名し、総会の承認を経るものとする。
- 4 理事及び監事が、相互に兼ねることはできない。

第14条の2 理事会の推薦によって名誉会員をもうけることができる。名誉会員は理事会の諮問を受けて理事会に意見を述べるができる。ただし、理事会の決議に加わることはできない。名誉会員からは会費を徴収しない。

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、この会則の定めるところにより会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

第16条 会長の任期は4年とする。

- 2 理事および監事の任期は4年とする。ただし、重任することを妨げない。
- 3 補欠または補充により選任された役員の任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

第17条 本会に、会務を処理するために事務局を設ける。

- 2 事務局に関し必要な事項は、別に規則を定める。

第5章 総会、理事会

第18条 本会は年1回総会を開催する。

- 2 会員は、総会に出席し、意見を表明する権利を持つ。但し、準会員は表決権を有さない。
- 3 議事は出席正会員の過半数で決する。

第19条 理事会は理事をもって構成し、この会則に定める業務を行う。理事会は、この会則に定めるものの他、会務の執行に際し重要な事項について決定する。

第6章 会計

第20条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって支弁する。

第21条 本会の会計年度は、10月1日から翌9月30日までとする。

第22条 本会の予算は、総会において出席正会員の過半数の議決を経て成立する。

2 本会の決算は、翌会計年度に属する総会において承認を得なければならない。

第7章 雑則

第23条 本会を解散しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

第24条 この会則の定めるものの他、本会の運営に関し必要な規則は、理事会の議決を経て会長が定める。

第25条 この会則を変更しようとするときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

附 則

1 この会則は1997年9月13日から施行する。

2 設立発起人および設立総会前に設立準備会によって推薦されたものは、本会の発足と同時に、それぞれ正会員、準会員になるものとする。

3 本会の設立当初の役員等は、第14条の規定にかかわらず、別紙1（掲載省略）のとおりとする。

この役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、2000年9月30日までとする。

4 本会設立当初の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、1997年9月13日から1998年9月30日までとする。

本会の1997年度予算は、第22条第1項の規定にかかわらず、別紙2（掲載省略）のとおりとする。

本会の設立に要した費用は、本会がこれを負担する。

この費用は、本会の1997年度予算に組み入れるものとする。

5 2006年9月16日の一部改正は2006年9月16日から施行する。

6 2022年9月18日の一部改正は2022年9月18日から施行する。

日本ジェンダー学会年報（学会誌）『日本ジェンダー研究』 (JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN) 投稿規定

1. 投稿資格

本学会の正会員、準会員に限る。

2. 査読

日本ジェンダー研究編集委員会（以下、編集委員会）が指名する査読委員による査読の結果、投稿論文の採否を決定する。編集委員会及び査読に関する規定は別途定める。

3. 原稿の提出

- 1) 原稿として、本文とレジュメの双方を提出する。そのさい、本文は原則として日本語とし、レジュメは日本語以外とする。
- 2) レジュメについては、採択が決定した後、ネイティブスピーカーによってチェックされていることを証明する書類を提出する。
- 3) 論文名は原則として日本語とし、日本語以外の題名を添える。
- 4) 締切 毎年3月31日
- 5) 提出方法

電子データ（Word ファイルと PDF ファイルの双方）をメールの添付ファイルで編集委員会に送付する。

4. 執筆要項

1) 書式

- 本文・レジュメ共通：A4・横書き・1頁あたり全角文字40字（半角文字80字）40行
- 本文（注・図・表・参考文献リスト込み）：原則として日本語を使用し12頁以内とする
- レジュメ：日本語以外を使用し1頁以内とする

2) 章立て等

- 章立ては、1. 2. 3. . . . とする。
- 各章には、小見出し1)、2)、3) . . . をつけることもできる。

3) 注記及び参考文献表記法

注記及び参考文献表記法は、各専門分野の慣例に従う。ただし、次の表記については、原則として、以下の通り統一する。

3-1) 注は、該当本文の右肩に半角で、^{1, 2, 3}をつけて示す。

3-2) 雑誌の記載例

著者名、「論文名」、編者名『雑誌名』巻、号、発行年（西暦）、頁。

○和文例 奈倉洋子「グリムの魔女像をめぐる」『ドイツ文学研究』12号、1995、13頁。

○欧文例（英文）Sen, Amartya, “More Than 100 Million Women Are Missing,” *New York Review of Books*, Vol.37, No.20, 1991, pp.61-66.

3-3) 単行本の記載例

著者名「論文名」、『書名』、出版社、第__版（初版以外の場合）、発行年（西暦）、頁。

○和文例 森島恒雄『魔女狩り』岩波書店, 1985 (第4版), 6頁。

○欧文例 (英文) Merchant, Caroly, “Ecofeminism and Feminist History,” Irene and Gloria Feman Orenstein, ed., *Rewearing the World: The Emergence of Ecofeminism*, San Francisco, Sierra Club Books, 1990, pp.100-105.

○欧文例 (英文) Seager, Joni and An Olson, *Women in the World: An International Atlas*, London, Pan Books, 1986, p.28.

5. 発行された論文は、特別な事情がない限り、すべて1年後に本学会の公式サイトにて公表する。

6. 備考

以上の規定によることが困難な場合は、編集委員会に問い合わせる。なお、各年度の編集委員会委員長の氏名と連絡先は、学会ホームページに掲載している。

規定改正 2020年4月11日

編集後記

無事に『日本ジェンダー研究』第25号刊行の運びとなりました。例年に比して刊行時期が遅れましたこと、お詫び申し上げます。

特集は「進むアジアのジェンダー・ポリティクスと日本」です。2021年9月に開催された第25回大会のシンポジウムが元になっています。政治分野のジェンダー平等への取り組みが進むアジア各地に比して、日本が特殊に遅れている現状が示され、参加者の多くが危機感と自身ができる取り組みについて考えを深めたことと思います。

他に、論文2本、研究ノート3本、書評4本の掲載となりました。いずれも読み応えのある玉稿であり、読者と執筆者との活発な議論の契機となることを願ってやみません。

ここ数年の学会運営の環境変化は著しく、昨年度まではオンラインが主流であった学会大会も、今年はハイブリッド式が増えてきている印象を受けます。大会開催の負担は増していると言わざるを得ませんが、その分、学術の発展、後進の育成、社会への還元といった多方面で開催に見合う成果を出していくことが必要だと思いを新たにす次第です。本論集がその一助となりますように。

編集委員長 佐々木正徳

編集委員 進藤久美子・鈴木万里・香川孝三・三成美保

2022年(令和4)年10月28日 印刷
2022年(令和4)年11月5日 発行

日本ジェンダー研究第25号編集委員会

編集委員長 佐々木 正 徳

編集委員 進 藤 久美子 鈴木 万里
香川 孝三 三成 美保

発 行 者 日本ジェンダー学会
(Japan Society for Gender Studies)

〒910-1195 福井県永平寺町松岡兼定島4-1-1
福井県立大学看護福祉学部社会福祉学科塚本研究室
Tel 0776-61-6000(代) FAX 0776-61-6011
E-mail tukamoto@fpu.ac.jp
ISSN 1884-1619

印 刷 所 大和出版印刷株式会社
〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-2
Tel 078-857-2355 Fax 078-857-2377